

1. 2 教育関連施策の動向

(1) 小学校学習指導要領改定の概要 (平成 29 年 3 月改訂、平成 32 年 (令和 2 年) 4 月から全面实施)

ア. 理念

<社会に開かれた教育課程>

- ① 社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を持ち、教育課程を介してその目標を社会と共有していくこと。
- ② これからの社会を創り出していく子供たちが、社会や世界に向き合い関わり合い、自分の人生を切り拓いていくために求められる資質・能力とは何かを、教育課程において明確化し育んでいくこと。
- ③ 教育課程の実施に当たって、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりし、学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させること。

イ. 改訂の基本的な考え方

- (ア) 教育基本法、学校教育法などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を活かし、子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成。その際、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視。
- (イ) 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する現行学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成。
- (ウ) 先行する特別教科化など道德教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成。

ウ. 知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」

- (ア) 「何ができるようになるか」を明確化
- (イ) 教育実践の蓄積に基づく授業改善

エ. 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立

教科等の目標や内容を見渡し、特に学習の基盤となる資質・能力（言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等）や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のためには、教科等横断的な学習を充実する必要がある。また、「主体的・対話的で深い学び」の充実には単元など数コマ程度の授業のまとまりの中で、習得・活用・探究のバランスを工夫することが重要。そのため、学校全体として、教育内容や時間の適切な配分、必要な人的・物的体制の確保、実施状況に基づく改善などを通して、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントを確立

オ. 小・中学校の教育内容改善のポイント

- (ア) 言語活動の確実な育成
- (イ) 理数教育の充実

- (ウ) 伝統や文化に関する教育の充実
- (エ) 道徳教育の充実
- (オ) 体験活動の充実
- (カ) 外国語教育の充実
- (キ) その他の重要事項
 - ・ 初等中等教育の一貫した学びの充実、主権者教育、消費者教育、防災・安全教育などの充実
 - ・ 情報活用能力（プログラミング教育を含む）
 - ・ 子供たちの発達の支援（障害に応じた指導、日本語の能力等に応じた指導、不登校等）

(2) 小学校施設整備指針改定の概要（平成 31 年 3 月改正）

ア. 学校施設整備の基本的方針

- 1 高機能かつ多機能で変化に対応し得る弾力的な施設環境の整備・学習内容・学習形態、発達段階などに応じた多目的教室の計画
- 2 健康的かつ安全で豊かな施設環境の確保
- 3 地域の生涯学習やまちづくりの核としての施設の整備

イ. 子供たちの主体的な活動を支援する施設整備

- (ア) 多様な学習形態、弾力的な集団による活動を可能とする施設
- (イ) ICT 環境の充実
- (ウ) 理科教育の充実のための施設
- (エ) 国際理解の推進のための施設
- (オ) 総合的な学習の推進のための施設
- (カ) 特別支援教育の推進のための施設
- (キ) 義務教育学校等における施設

ウ. 安全でゆとりと潤いのある施設整備

- (ア) 生活の場としての施設
- (イ) 健康に配慮した施設
- (ウ) 地震、津波等の災害に対する安全性の確保
- (エ) 安全・防犯への対応
- (オ) 施設のバリアフリー対応
- (カ) 環境との共生
- (キ) カウンセリングの充実のための施設

エ. 地域と連携した施設整備

- (ア) 学校・家庭・地域の連携・協働
- (イ) 学校開放のための施設環境
- (ウ) 複合化への対応

(3) 第2次川崎市教育振興基本計画 かわさき教育プランの概要

ア. 計画期間

平成27年度から10年間を対象期間として策定した、教育に関する総合計画

イ. 基本理念と基本目標

○基本理念

夢や希望を抱いて生きがいのある人生を送るための礎を築く

○基本目標

「自主・自立」：変化の激しい社会の中で、誰もが多様な個性、能力を伸ばし、充実した人生を主体的に切り拓いていくことができるよう、将来に向けた社会的自立に必要な能力・態度を培うこと

「共生・協働」：個人や社会の多様性を尊重し、それぞれの強みを生かし、ともに支え、高め合える社会をめざし、共生・協働の精神を育むこと

ウ. 第2期実施計画における「8つの基本政策」

■基本政策Ⅰ 人間としての在り方生き方の軸をつくる

自己有用感や規範意識、人と関わる力等の子どもの社会的自立に向けて必要な能力や態度及び共生・協働の精神を、小学校段階からすべての教育活動を通じて計画的・系統的に育む「キャリア在り方生き方教育」を推進する。

■基本政策Ⅱ 学ぶ意欲を育て、「生きる力」を伸ばす

学ぶ意欲を高め、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな心身」をバランスよく育み、将来の予測が難しい社会に生き抜くために必要な「生きる力」を確実に身につけることをめざす。

■基本政策Ⅲ 一人ひとりの教育的ニーズに対応する

障害の有無や生まれ育った環境に関わらず、すべての子どもがいきいきと個性を発揮できるよう、一人ひとりの教育的ニーズに適切に対応していく教育「支援教育」を学校教育全体で推進する。

■基本政策Ⅳ 良好な教育環境を整備する

地域における子どもたちの見守りや、防災教育の推進などにより、学校安全を推進する。

「学校施設長期保全計画」に基づく改修工事やトイレの快適化を行い、より多くの学校の教育環境を早期に改善し、安全・安心で快適な教育環境を整備する。

■基本政策Ⅴ 学校の教育力を強化する

「地域とともにある学校」づくりを推進しながら、研修等を通じて教員一人ひとりの資質・能力を育成するとともに、教員が子どもたちと向き合う本来的な業務に一層専念できる体制を再構築することで、学校の教育力を高める。

■基本政策Ⅵ 家庭・地域の教育力を高める

各家庭における教育の支援や、大人も子どもも学び合い、育ち合うための環境づくりを通じて、家庭・地域の教育力の向上を図る。

■基本政策Ⅶ いきいきと学び、活動するための環境をつくる

市民の自主的な学びの機会を提供し、地域づくりに繋がる学びや、学びを通じた出会いを促進するとともに、地域における生涯学習の担い手を育成していく。

社会教育施設について市民サービスの向上に向けた取組を進めるとともに、学校施設の有効活用などを推進し、学びの場の充実を図る。

■基本政策Ⅷ 文化財の保護・活用と、魅力ある博物館づくりを進める

「川崎市文化財保護活用計画」に基づき、国史跡橘樹官衙遺跡群をはじめとする文化財の保護・活用を推進する。

日本民家園及びかわさき宙と緑の科学館の博物館活動の充実により、各施設のさらなる魅力向上を図り、本市の魅力として発信する。

(4) GIGA スクール構想の概要

ア. 目的

- 1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育環境を実現する
- これまでの我が国の教育実践と最先端のベストミックスを図ることにより、教師・児童生徒の力を最大限に引き出す

イ. 実現に向けた環境整備

○校内通信ネットワークの整備

希望する全ての小・中・特支・高等学校等における校内 LAN を整備。加えて、小・中・特支等に電源キャビネットを整備（補助割合：1/2）

○国公立の小・中・特支等の児童生徒が使用する PC 端末を整備

国公立の小・中・特支等の児童生徒が使用する PC 端末を整備（補助割合：定額、上限 4.5 万円）

○措置要件

- ・「1人1台環境」における ICT 活用計画、さらにその達成状況を踏まえた教員スキル向上などのフォローアップ計画
- ・効果的・効率的整備のため、国が提示する標準仕様書に基づく、都道府県単位を基本とした広域・大規模調達計画
- ・高速大容量回線の接続が可能な環境にあることを前提とした校内 LAN 整備計画、あるいはランニングコストの確保を踏まえた LTE 活用計画
- ・現行の「教育の ICT 化に向けた環境整備 5 か年計画（2018～2022 年度）」に基づく、地方財政措置を活用した「端末 3 クラスに 1 クラス分の配備」計画

ウ. 学校の ICT 環境整備に係る地方財政措置

○財政措置の講じられる目標としている水準

- ・学習者用コンピュータ：3 クラスに 1 クラス分程度整備
- ・指導者用コンピュータ：授業を担当する教師 1 人 1 台
- ・大型提示装置・実物投影機：100%整備 各普通教室 1 台、特別教室用として 6 台
（実物投影機は、整備実態を踏まえ、小学校及び特別支援学校に整備）
- ・超高速インターネット及び無線：100%整備
- ・統合型校務支援システム：100%整備
- ・ICT 支援員：4 校に 1 人配置
- ・上記のほか、学習用ツール（※）、予備用学習者用コンピュータ、充電保管庫、学習用サーバー、校務用サーバー、校務用コンピュータやセキュリティに関するソフトウェアについても整備
- （※）ワープロソフトや表計算ソフト、プレゼンテーションソフトなどをはじめとする各教科等の学習活動に共通に必要なソフトウェア

(5) エコスクールに関する主な基準

エコスクール・プラス

文部科学省、農林水産省、国土交通省及び環境省が連携協力して、学校設置者である市町村 等が環境を考慮して整備する学校を認定しており、エコスクール・プラスとして認定された学校では、エコスクールを環境教育の教材として活用するなど環境に配慮した取組が行われている。

事業のタイプは以下のとおり。複数のタイプを併用することも可能である。

(1) 新エネルギー活用型

- ア 太陽光発電型
- イ 太陽熱利用型
- ウ その他新エネルギー活用型

(風力、地中熱、バイオマス発電・熱利用、燃料電池、小水力発電、雪氷熱利用)

(2) 省エネルギー・省資源型

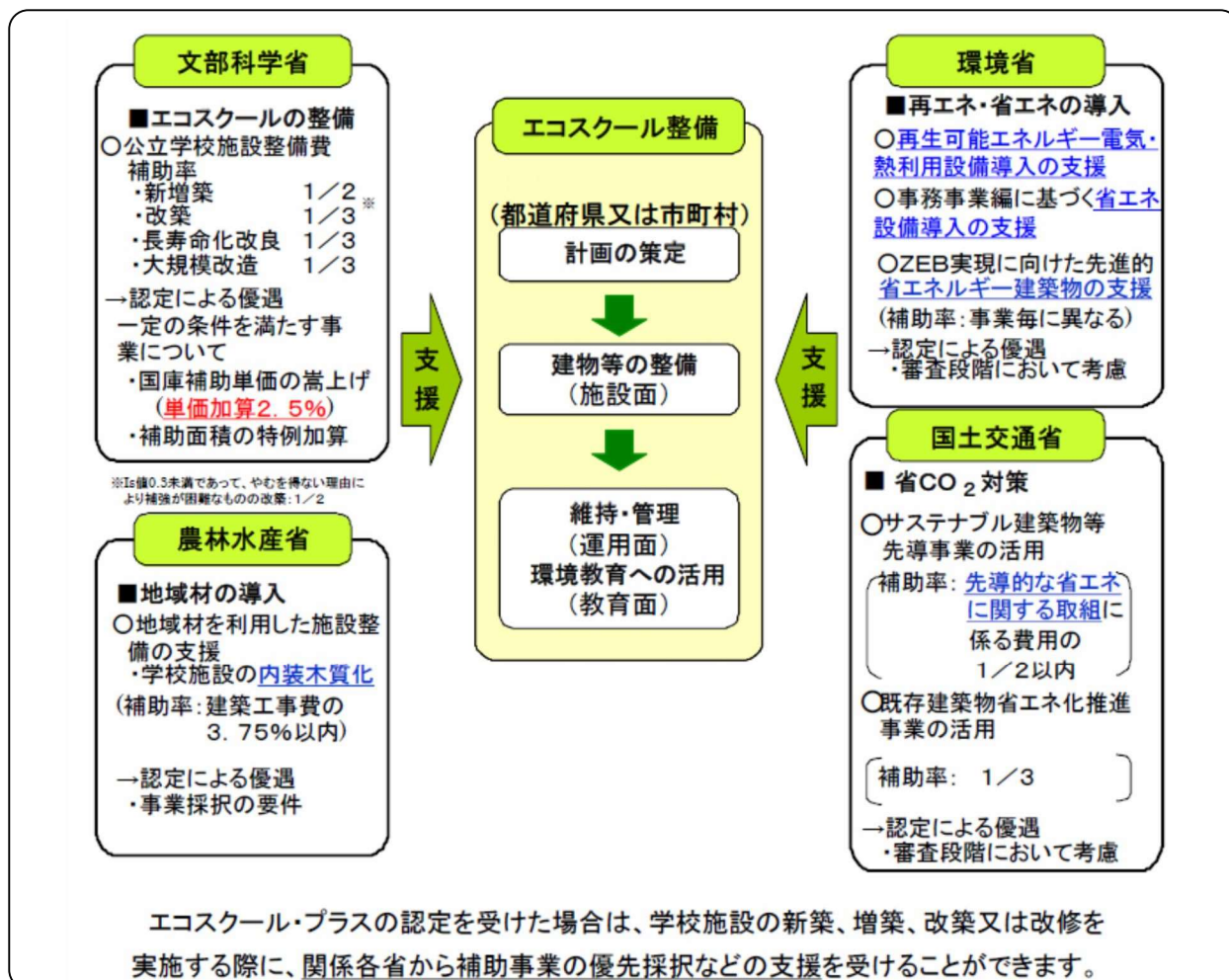
(3) 自然共生型

(4) 木材利用型

(5) 資源リサイクル型

(6) その他

参考 エコスクールプラスのフレーム



1. 3 新設小学校に係る本市の主な行政計画等

(1) わくわくプラザ事業の推進

わくわくプラザ事業は保護者が就労等によって昼間家庭にいない児童(留守家庭児)を含めた全ての小学生が、学校施設を利用しながら地域の中で健全な遊びを中心とした活動を通して、放課後の安全な居場所の確保と仲間づくりを支援する事業である。

また、国の放課後児童健全育成事業の国庫補助対象事業であり、川崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例に基づき、適切な設備、適正な面積を確保するとともに、平成 26 年度に厚生労働省が策定した「放課後児童クラブ運営指針」を参考に学校や地域との連携を図りながら児童が安全に利用しやすい施設となるよう環境整備を進めていくこととしている。

(2) 地震防災戦略(2016～2020)

本市域に大規模な被害をもたらす恐れのある地震の人的及び経済被害に対する減災目標、及びその達成のために必要な施策に係る具体的な目標と達成時期を明らかにし、被害軽減のための施策を着実に推進していくために計画を策定している。

市立の小・中・高等学校については、その全てが避難所に指定されていることから、この計画の中では、避難所の施設機能強化として、大地震の発生により通信網の遮断、停電、ガス供給の停止などのライフラインの支障が起こる可能性があるため、そのバックアップ体制の整備を進める取組を推進することとしている。

なお、2021 年度からは本市の新たな国土強靱化地域計画「かわさき強靱化計画」として整理・統合し、避難施設としての学校施設の機能強化を推進することとしている。

(3) 備蓄計画(2017～2021)

首都直下地震対策における国の動向や熊本地震から得られた課題・教訓などを踏まえ、発災初動期に必要な備蓄食料やプライバシーの確保、要援護者などに配慮した資器材の追加及び衛生関連用品等の品目・数量の見直しを行うことで、さらなる備蓄体制の強化を図ることを目的として計画を策定している。

自助・共助(互助)を基本に、市民による日頃からの家庭内備蓄や企業内備蓄などを促進するとともに、流通在庫備蓄や救援物資等の考え方を踏まえ、市民・企業・行政が、日頃からの備えや災害時に適切な対策を講じることができるよう、体制の強化を継続して進める。

(4) 環境基本計画(2021～2030)

「豊かな未来を創造する地球環境都市かわさきへ」というめざすべき環境像の実現に向け、取組の方向性を「基本方針」として設定し、基本的施策として「基本方針に基づき取り組む3つの柱」を示している。

その1つとして「環境教育・学習の推進と多様な主体との協働・連携の充実・強化」を位置づけ、持続可能な社会の実現につながる具体的な行動を自ら考え、地域全体で環境教育・学習を推進するものとしている。

(5)脱炭素戦略(かわさきカーボンゼロチャレンジ 2050)

世界的に気候変動への対応が加速する中、気候変動の影響を抑えるために、本市においても 2050 年の CO2 排出実質ゼロの達成に向け、脱炭素戦略（かわさきカーボンゼロチャレンジ 2050）を令和 2 年 11 月に策定した。本戦略では、「川崎市地球温暖化対策推進基本計画（平成 22 年 10 月策定・平成 30 年 3 月改定）による取組をさらに加速させ、市民・事業者との協働・連携を一層推進していくこととしている。このため、脱炭素社会の実現を目指し、川崎市自らが率先して行動する必要がある。

1. 4 行政計画策定と関連する社会環境の変化

(1)東日本大震災後の変化

文部科学省では、平成 23 年 6 月に「東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備に関する検討会」を設置し、学校施設の安全性や防災機能の確保など、特に重要な課題について検討し、同年 7 月に緊急提言として取りまとめた。

学校施設としての安全性の確保はもちろんのこと、地域の防災拠点としての機能確保・強化、電力供給力の減少に対応した省エネルギー対策等について提言がなされた。

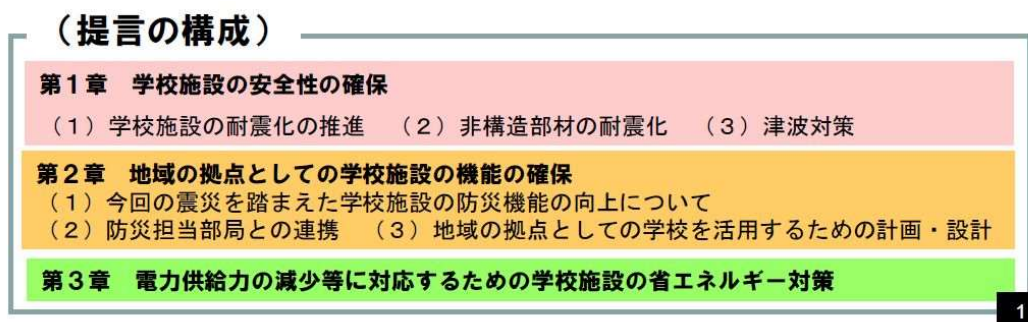


図 1-1 東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備について
(「東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備について」緊急提言より抜粋、文部科学省)

(2)スマートシティ推進に向けた取組

川崎市では、低炭素で持続可能な社会の構築に向け、多様な主体と連携しながら、エネルギーの最適利用と ICT やビッグデータの利活用によるスマートシティの推進に向けた取組を進めている。

スマートシティの推進にあたっては、環境・持続可能性をはじめとして、安全・安心、地域活力、快適性・利便性などマルチベネフィットの視点で取組を進めることとし、本市の課題を踏まえ、エネルギー分野、生活分野、交通分野、まちづくり分野、産業分野など、全庁的に取組を推進している。

生活分野においては、教育ニーズの多様化や情報環境の急速な変化への対応などが求められていることから、安定的かつ自律的な発電・蓄電設備の導入に加え、ICT等を活用した教育の情報化の推進や高セキュリティで安定的な教育環境の充実に向けて、スマートスクールの推進に向けた取組を構想に位置付け、新川崎地区新設小学校をモデル事業として、事業化に向けた取組を進めている。

第二章 計画における主な条件

2. 1 計画地条件

(1)位置

計画地は、地域生活拠点と位置付けられた新川崎・鹿島田駅周辺地区内の、大規模共同住宅整備が予定されている新川崎F地区の一画に位置する。

- ・所在地：川崎市幸区新小倉 545 番 83 他
- ・経度：約 北緯 35 度 32 分
- ・緯度：約 東経 140 度 40 分
- ・標高：約 5m

(国土地理院地図閲覧サービス (ウォッチず) 調べ)

※当該地区を含めた通学区域は、基本協定書締結時、東小倉小学校区 (塚越中学校区) であったが、平成 24 年 12 月 1 日の通学区域の一部変更に伴い、小倉小学校区 (南加瀬中学校区) となっている。

(2)敷地面積

約 16,800 m²

(3)敷地形状

- ・敷地東端の北側に約 2,000 m² (約 56m×36m) の土地が突き出ており、北側隣地の接道のために敷地北西角が約 10m×20m程くぼんだ形状となっている。

(4)周辺道路状況

- ・接道は、敷地西側の地区幹線道路 3 号 (幅員 20m) からとなり、約 100m程度接している。前面道路はほとんど高低差が無いが、小倉跨線橋との接続のため、敷地北西端より北側へ向け急なスロープとなっている。
- ・また、計画地は前面道路より約 60～70cm ほどレベルが高くなっている。
- ・西側以外は全て隣地 (共同住宅計画地) 等と接している。

(5)周辺環境

ア. 共同住宅

- ・敷地東側及び南側は共同住宅計画地に接している (北側は未定)。特に東側は高層板状型 (15 階建て) の住棟が近接して建設中である。
- ・配置計画上、共同住宅が本敷地内に落とす影が、教室、屋外運動場環境や、太陽光発電パネル等の創エネ機器に与える影響に対し、十分配慮する必要がある。
- ・隣地側の敷地境界沿いには約 11.0m (歩道部 3.0m) の歩行者専用道路が整備予定である。

イ. 西側既成市街地

- ・地区幹線道路 3 号を挟んで西側は、小倉の既成市街地が広がっており、2～3 階建てが主体の街並みとなっている。

(6)地役権設定部分

- 敷地内に東西方向に約4mの幅でJ Rの地役権が設定されている。当該部分には雨水排水施設が埋設されている。

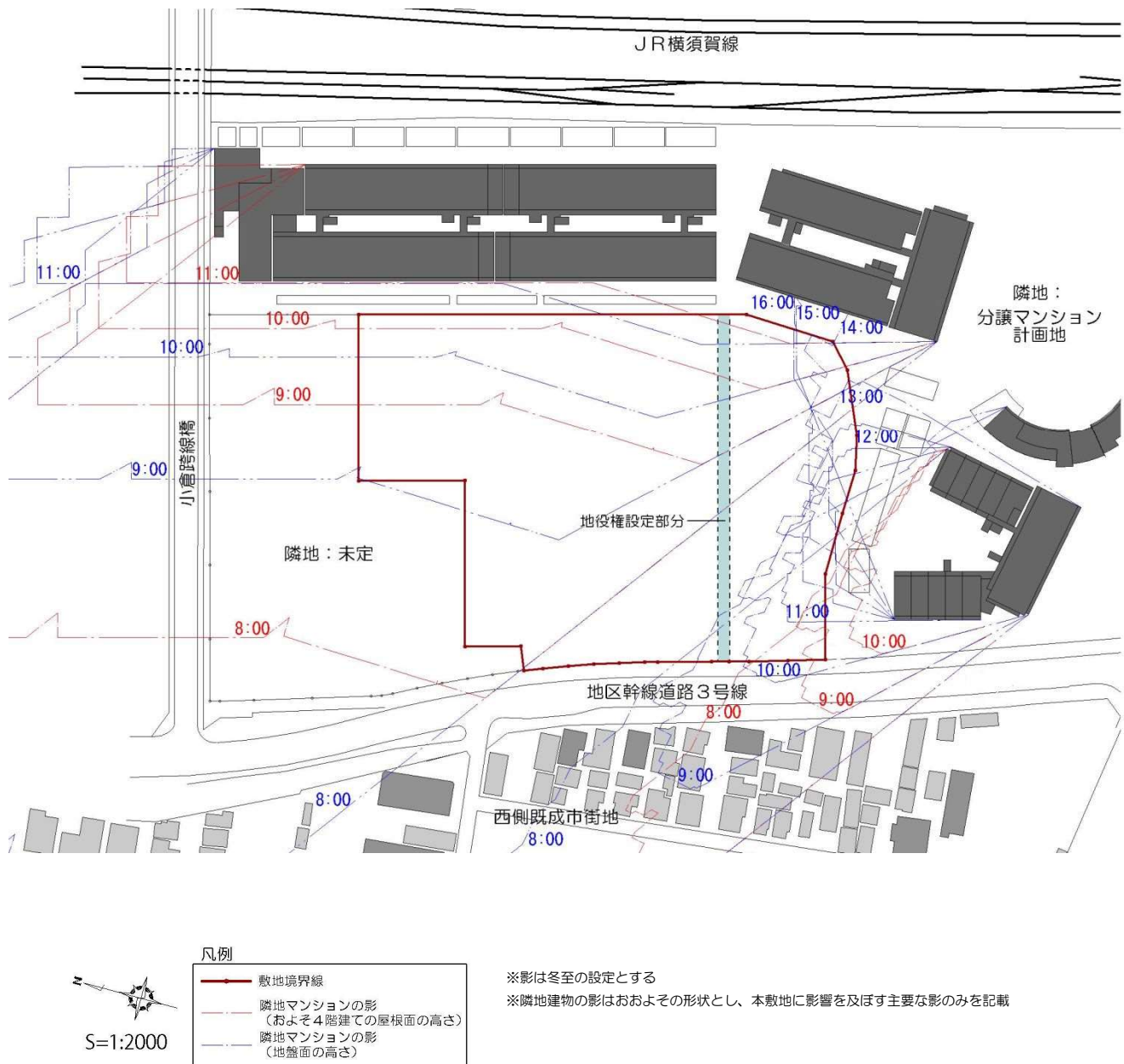


図 2-1 計画地概況

2. 2 法的条件および関連基準

(1) 建築計画に関する条件

- ア. 地域地区
- 市街化区域
 - 準工業地域
 - 準防火地域
 - 日影規制：5 時間・3 時間 測定面 GL+4.0m
 - 地区計画（再開発等促進区）：新川崎地区地区計画
 - [主要な制限]
 - ・ 建ぺい率 50%
 - ・ 容積率 300%
 - ・ 壁面の位置制限：道路境界線から 10m、
 - ・ 建築物の緑化率の最低限度：25%
 - ・ 高さの最高限度：45m

イ. 関係法令

- 都市計画法
 - 川崎市都市計画法施行細則
- 宅地造成等規制法
 - 川崎市宅地造成等規制法施行細則
- 建築基準法・同施行令・同告示（以下、建法、建令、建告と記載）
 - 川崎市建築基準法施行細則
 - 川崎市建築基準条例
 - 川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例
 - 川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例
 - 川崎市都市景観条例、施行規則
 - 都市景観形成地区：新川崎都市景観形成地区
 - 川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例、施行規則
- 消防法・同施行令
- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律・同施行令（バリアフリー法）
 - 川崎市福祉のまちづくり条例・同施行規則
- 学校教育法
 - 建築物における衛生的環境の確保に関する法律・同施行令（ビル管理法）
 - エネルギーの合理化に関する法律・同施行令（省エネ法）
 - 都市の低炭素化の促進に関する法律・同施行令（エコまち法）
 - 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律

ウ. その他留意すべき指針等

- 小学校施設整備指針

学校環境衛生の基準

学校給食衛生管理の基準

(2) 建築基準法上の学校に関連する主な規定

ア. 耐火建築物等を求められる学校（建法 27・別表 1）

- ・ 3 階以上の階を学校の用途に供する場合には、耐火建築物としなければならない。
- ・ 2 階以下の階を学校の用途に供する場合で、その部分の床面積の合計が 2,000 m² 以上の場合には、耐火建築物または準耐火建築物としなければならない。

イ. 接道規定（建法 43-2）

- ・ 建築物の敷地が接しなければならない道路の幅員、接道長さ等について、地方公共団体が条例で以下の制限を付加する場合がある。

→ 川崎市建築基準条例 第 8 条

ウ. 準防火地域内の建築物（建法 61、62）

- ・ 耐火建築物：階数（地階を除く） ≥ 4 、または延べ面積 $> 1,500 \text{ m}^2$
- ・ 耐火建築物または準耐火建築物： $500 \text{ m}^2 < \text{延べ面積} \leq 1,500 \text{ m}^2$

エ. 居室の採光（建法 28、建令 19-3、S 55 建告 1800）

- ・ 教室の床面積に対する採光に有効な開口部面積の割合は、 $1/5$ 以上（※）とする。

※ただし、床面上 50cm で水平面において $2001x$ 以上の明るさの照明設備をつけた場合は、 $1/7$ 以上とすることができる。小学校の音楽教室、視聴覚教室で有効な換気設備を有するものは $1/10$ 以上とすることができる。

オ. 換気（建法 28、建令 20 の 2-2）

- ・ 換気のための窓または開口部は、教室の床面積の $1/20$ 以上が必要である。ただし、有効な換気設備がある場合は適用されない。

カ. 階段（建令 23、24）

- ・ 小学校の階段は以下の基準を満たさねばならない。
踊り場の位置：高さ 3m 以内ごと
階段およびその踊り場の幅：140cm 以上
- ・ 踏み面：26cm 以上
- ・ けあげ：16cm 以下

キ. 地階の教室の防湿等の措置

- ・ 教室を地階に設ける場合は、壁および床の防湿の措置等について、以下のような基準に適合させなければならない。

(ア) 教室が、次の a ～ c のいずれかに該当すること。

- a から掘りその他の空地に面する開口部が設けられていること。
- b 建令 20 条の 2 に規定する技術的基準に適合する換気設備が設けられていること。
- c 居室内の湿度を調節する設備が設けられていること。

(イ) 接する外壁、床および屋根またはこれらの部分の構造が、建令 22 条の 2 第 2 号に適合するものであること。

ク. 防火区画

(ア) 面積区画（建令 112-1）

- ・主要構造部を耐火構造とした建築物は、延べ面積 1500 m²を超えるものは、床面積 1500 m²以内ごとに準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画しなければならない。

(イ) 竪穴区画（建令 112-9）

- ・主要構造部を準耐火構造とし、かつ地階又は 3 階以上に居室を有する建築物の階段部分、昇降機の昇降路の部分、ダクトスペースの部分その他これらに類する部分については、当該部分とその他の部分とを準耐火構造の床若しくは壁又は遮煙性能を有する防火設備で区画しなければならない。

ケ. 防火上主要な間仕切壁（建令 114-2）

- ・学校の防火上主要な間仕切壁は、準耐火構造とし、小屋裏または天井裏まで達せしめなければならない。

コ. 廊下幅（建令 119）

- ・小学校の廊下は以下の基準を満たさなければならない。

両側居室の場合：2.3m 以上

片側居室の場合：1.8m 以上

サ. 直通階段の設置（建令 120-1, 2, 3）

- ・学校の主たる用途の居室（教室など）から避難階または地上に通ずる直通階段までの歩行距離は、以下の表の数値以下となるようにしなければならない。

構造	1 4 階以下	1 5 階以上
① 主要構造部が準耐火構造か不燃材料でつくられている場合	5 0 m	4 0 m
② ①の場合で避難経路を準不燃以上で内装した場合	6 0 m	5 0 m
③ 主要構造部が①以外の場合	4 0 m	3 0 m

シ. 2 以上の直通階段（建令 121-1 六、121-2）

- ・5 階以下の階で、その階における居室の床面積の合計が、避難階の直上階にあつては 200 m²（主要構造部が準耐火構造であるか不燃材料でつくられている場合には 400 m²）を超えるもの、その他の階にあつては 100 m²（同 200 m²）を超えるものは、2 以上の直通階段を設けなければならない。

- ・ 2 以上の直通階段を設ける場合は、直通階段までの歩行距離の適用がある。
歩行経路が重複する場合は、歩行距離の数値の 1/2 を超えてはならない。ただし、居室の各部分から当該重複区間を経由しないで、避難上有効なバルコニー、屋外通路等に避難することができる場合はこの限りではない。

ス. 排煙設備の設置（建令 126 の 2-1 二）

- ・ 学校の用途に供する建築物は、排煙設備設置規定は適用除外となる。

セ. 非常用の照明装置の設置（建令 126 の 4 三）

- ・ 学校の用途に供する建築物は、非常用の照明装置設置規定は適用除外となる。

ソ. 非常用の進入口の設置（建令 126 の 6～7、H12 建告 1438）

- ・ 対象建築物の階

建築物の高さ 31m 以下の部分にある 3 階以上の階（※）

（※）以下の a）または b）の階を除く。

- a) 不燃性の物品の保管その他これと同等以上に火災の発生のおそれの少ない用途に供する階
- b) 国土交通大臣が定める特別の理由により屋外からの進入を防止する必要がある階で、その直上階または直下階から進入することができるもの

- ・ 適用除外規定

道、または道に通ずる幅員 4m 以上の通路その他の空地に面する各階の外壁面に窓その他の開口部（直径 1m 以上の円が内接することができるものまたはその幅および高さが、それぞれ、75cm 以上および 1.2m 以上のもので、格子その他の屋外からの進入を妨げる構造を有しないものに限る。）を当該壁面の長さ 10m 以内ごとに設けている場合。

- ・ 非常用進入口の構造

建築基準法施行令第 127 条の 7 参照

タ. 内装制限（建令 128 の 4）

- ・ 学校の用途に供する建築物は、内装制限規定に関しては適用除外となる（特殊建築物規定）。

※ただし、調理室などの火気使用室、地階や無窓居室およびその避難経路は内装制限を受ける。

(3)川崎市建築基準条例上の学校に関連する主な規定

第4章 特殊建築物

第1節 通則

(建築物の敷地と道路との関係)

第8条 学校、体育館、病院、診療所（漢書の入院施設があるものに限る。以下この節、次節及び第5節において同じ。）、物品販売業を営む店舗、マーケット、公衆浴場、ホテル、旅館、簡易宿所、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、共同住宅、寄宿舎、下宿、長屋又は児童福祉施設等（令第19条第1項に規定する児童福祉施設等をいう。以下同じ。）の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その用途に供する部分の床面積の合計をいう。）が200平方メートルを超えるものの敷地は、道路に次の表に掲げる数値以上接しなければならない。ただし、建築物の敷地の周囲に広い空地があり、その他これと同様の状況にある場合で、市長が安全上支障がないと認めて許可したときは、この限りでない。

その用途に供する部分の床面積の合計	敷地が道路に接する長さ
200 平方メートルを超え、300 平方メートル以内のもの	3 メートル
300 平方メートルを超え、600 平方メートル以内のもの	4 メートル
600 平方メートルを超え、1,000 平方メートル以内のもの	5 メートル

(敷地内の道路)

第9条 避難階以外の階を学校、体育館、病院、診療所、公衆浴場、ホテル、旅館、簡易宿所又は児童福祉施設等の用途に供する建築物の敷地内には、その用途に供する部分より地上に通ずる屋外階段から、道路又は公園、広場その他の空地に通ずる幅員1.5メートル以上の通路を設けなければならない。

第3節 学校

(教室等の設置の禁止)

第18条 小学校の用途に供する建築物にあつてはその5階以上の階に、特別支援学校の用途に供する建築物にあつてはその4階以上の階に教室その他児童又は生徒が使用する居室を設けてはならない。ただし、小学校にあつては市長がその規模、構造若しくは配置又は周囲の状況により安全上及び防火上支障がないと認めて許可した場合においては、この限りではない。

(教室等の出口)

第19条 前条に規定する学校、中学校、中学教育学校（前期課程に限る。以下同じ。）又は幼稚園の用途に供する木造建築物等（耐火建築物及び準耐火建築物を除く。）の教室その他幼児、児童又は生徒が使用する居室で、床面積が30平方メートルを超えるものにあつては、廊下、階段、広間の類、屋外等に直接通ずる2以上の出口を設けなければならない。

(校舎と隣地境界線との距離)

第20条 第18条に規定する学校、中学校、中学教育学校、幼稚園又はその他の学校（教室の床面積の合計が300平方メートルを超えるものに限る。）の用途に供する木造建築物等（耐火建築物及び準耐火建築物を除く。）にあつては、その主要な建築物の外壁と隣地境界線との距離は、3メートル以上としなければならない。ただし、市長がその規模、構造若しくは配置又は周囲の状況により安全上及び防火上支障がないと認めて許可した場合においては、この限りではない。

(4) 学校の室内環境に関連する主な基準

ア. 学校環境衛生基準（文部科学省告示第六十号）

学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第六条第一項の規定に基づき、学校環境衛生基準を次のように定め、令和3年4月1日から施行する。

表 2-1 学校の室内環境に関連する主な基準

換気及び保温等	(1) 換気	換気の基準として、二酸化炭素は、1500ppm 以下であることが望ましい。
	(2) 温度	17℃以上、28℃以下であることが望ましい。
	(3) 相対湿度	30%以上、80℃以下であることが望ましい。
	(4) 浮遊粉塵	0.10mg/m ³ 以下であること。
	(5) 気流	0.5m/秒以下であることが望ましい。
	(6) 一酸化炭素	10ppm 以下であること。
	(7) 二酸化窒素	0.06ppm 以下であることが望ましい
	(8) 揮発性有機物	
	ア. ホルムアルデヒド	100 μg/m ³ 以下であること。
	イ. トルエン	260 μg/m ³ 以下であること。
	ウ. キシレン	200 μg/m ³ 以下であること。
	エ. パラジクロロベンゼン	240 μg/m ³ 以下であること。
	オ. エチルベンゼン	3800 μg/m ³ 以下であること。
	カ. スチレン	220 μg/m ³ 以下であること。
採光及び照明	(9) ダニ又はダニアレルギー	100 匹/m ² 以下又はこれと同等のアレルギン量以下であること。
	(10) 照度	(ア) 教室及びそれに準ずる場所の照度の下限値は、300lx（ルクス）とする。また、教室及び黒板の照度は、500lx 以上であることが望ましい。
		(イ) 教室及び黒板のそれぞれの最大照度と最小照度の比は、20：1 を超えないこと。また、10：1 を超えないことが望ましい。
		(ウ) コンピュータ教室等の机上の照度は、500~1000lx 程度が望ましい。
		(エ) テレビやコンピュータ等の画面の垂直面照度は、100~500lx 程度が望ましい。
		(オ) その他の場所における照度は、工業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）Z9110 に規定する学校施設の人工照明の照度基準に適合すること。
	(11) まぶしさ	(ア) 児童生徒等から見て、黒板の外側 15° 以内の範囲に輝きの強い光源（昼光の場合は窓）がないこと。
		(イ) 見え方を妨害するような光沢が、黒板面及び机上面にないこと。
		(ウ) 見え方を妨害するような伝統や明るい窓等が、テレビ及びコンピュータ等の画面に映じていないこと。
騒音	(12) 騒音レベル	教室内の等価騒音レベルは、窓を閉じているときは Laeq50db) 以下、窓を開けているときは LAeq55db 以下であることが望ましい。

イ. 学校施設の音環境保全基準・設計指針（日本建築学会環境基準 AIJESS- S001-2020）

※（社）日本建築学会が学術的視点から満たすことを推奨する性能水準

○音環境性能の推奨値

表 2-2 室内騒音推奨値

室内騒音	対象室		等価騒音レベル
	A	静かな状態が必要とされる室	
	B	静かな状態が望ましい室	40 dB
	C	それほど静けさを必要としない室	
		音楽室、講堂、保健室等	35 dB
		教室、工作室、職員室等	40 dB
		体育館、屋内プール等	45 dB

表 2-3 室間遮音性能推奨値

遮音性能 推奨値	影響を受ける室		室間音圧レベル差		
	音が発生する室		A	B	
	中(1)	主音源が授業活動における学級規模での音声伝達・コミュニケーションに伴う音声程度の室(教室等)	45	40	dB
	中(2)	音声以外に実習・実験などの発生音を伴う室(家庭科室、理科室等)	50	45	dB
	大	作業や運動に伴う発生音、楽器練習やオーディオ再生音が主となる室(体育館、音楽室、講堂、技術、工作室等)	60	55	dB

表 2-4 床衝撃遮音性能推奨値

床衝撃音 遮音性能 推奨値	影響を受ける室		A特性音圧レベル		
	衝撃を発生する室		A	B	
	机や椅子の引きずりなどの計量衝撃が主となる室(一般教室、音楽室など)		50	55	dB
	活動内容に軽量衝撃と重量衝撃の両方が含まれる室(技術工作室、厨房)		—	45	dB
	飛び跳ねや運動時の走り回りなどの重量衝撃が主となる室(体育館、屋内プール)		—	40	dB

表 2-5 残響時間

残響時間	響きの程度	室・場所	残響時間	平均吸音率
	中庸な響きが適する室	普通教室 (オープンプラン教室、オープンスペース含む)	0.6秒 (200m ³ 程度)	0.2程度
		音楽室、被服室、理科室、工作室、図書室 校長室、職員室、会議室	0.7秒 (300m ³ 程度)	0.2程度
		体育館、屋内プール	1.6秒 (5000m ³ 程度)	0.2程度
		講堂(式典用)	1.3秒 (5000m ³ 程度)	0.25程度
		食堂、共用スペース(廊下、階段室、昇降口、アトリウム等)	—	0.15以上
	短めの響きが適する室	音楽練習室(プラスバンド練習用)	0.6秒 (300m ³ 程度)	0.25程度
		視聴覚室、難聴学級教室等	0.4秒 (300m ³ 程度)	0.3程度
	多少長めの響きが適する室	音楽練習室(合唱、器楽練習用)	0.9秒 (300m ³ 程度)	0.15程度

2. 3 気象条件

省エネルギー化の検討においては、「建築設備設計基準 平成 30 年度版」における横浜の値を採用する。

表 設計用屋外条件（横浜）

冷房									
乾球温度 [°C]					湿球温度 [°C]				
日最高	9 時	12 時	14 時	16 時	日最高	9 時	12 時	14 時	16 時
33.9	31.1	33.4	33.9	32.6	27.1	26.2	26.6	26.7	26.5
絶対湿度 [g/kgDA]					相対湿度 [%]				
日最高	9 時	12 時	14 時	16 時	日最高	9 時	12 時	14 時	16 時
—	19.5	19.3	19.3	19.4	—	67.9	58.9	57.3	62.1
比エンタルピー [kg/kgDA]					日最高気温の月別平均値 [°C]				最多風向
日最高	9 時	12 時	14 時	16 時					
—	81.2	83	83.5	82.6	32.2				SW

暖房					
乾球温度 [°C]	湿球温度 [°C]	絶対湿度 [g/kgDA]	相対湿度 [%]	比エンタルピー [kg/kgDA]	最多風向
2.3	-1.3	1.9	42.4	7.1	N

2. 4 配置・室構成等に関連する条件および考え方

2. 4. 1 計画規模

(1)児童数・学級数の将来予測

本新設小学校の児童数・学級数の将来予測は、新川崎F地区に建設又は建設予定の共同住宅のみを対象として予測した。

なお、当該共同住宅の開発計画は、これまでの開発動向や事業者へのヒアリング等を勘案し、次のとおり想定した。

第1期	(417戸)	・・・	平成27年度	供用開始
第2期	(306戸)	・・・	令和元年度	供用開始
第3期	(259戸)	・・・	令和元年度	供用開始
第4期	(678戸)	・・・	令和3年度	供用開始
第5期	(323戸)	・・・	令和5年度	供用開始
第6期	(362戸)	・・・	令和7年度	供用開始
第7期	(169戸)	・・・	令和7年度	供用開始

*算出過程において、年度中の供用開始も想定しているため、数値は年度当初とは限らない。

*令和3年度までの学級数については1学年及び2学年は35人、その他の学年は40人の学級編制基準により算出した。なお、令和4年度以降については、少人数学級（35人学級）へ対応するため、学級編制基準を見直して算出している。

*特別支援学級の児童数、学級数は含まない。

*児童の発生率については、これまでの市内共同住宅における実績を加味し、算出した。

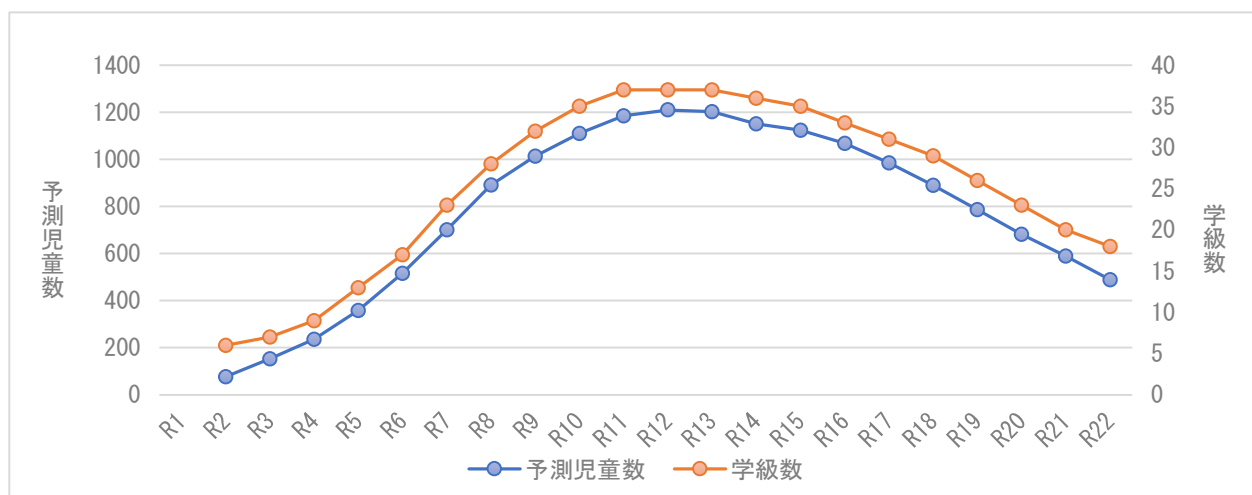


図 2-2 児童数及び学級数の将来予測

(2)計画規模

新設当初の計画規模

将来予測の通りに学級数が増加した場合、最大で普通教室が 36 学級程度まで増加する可能性がある。なお、児童数及び学級数は開発動向や経済状況により変動する可能性がある。特別支援学級については、本市の平均的な児童数及び学級数を基本とするが、児童の増加を考慮し、児童数は 22～30 人、学級数は 6～8 学級とする。

(3)児童数減少期の学校施設有効活用の考え方

ア．用途転用による活用

上記の通り、令和 12 年度頃から児童数の減少が始まり、令和 21 年度頃には学級数が 19 まで減ることが予測されており、学校教育活動に支障の無い範囲内で校舎の有効活用が求められる。有効活用にあたっては、学校と共に地域の核となりうる公共施設等への転用が想定される。

イ．転用する可能性のある用途の想定

校舎の設計に当たっては、以下に挙げる用途への転用の可能性を考慮に入れた計画とすることが望ましい。

- ・社会教育施設（公民館、図書館など）
- ・市民活動支援施設
- ・福祉施設等（通所介護施設など）

ウ．用途転用を踏まえた基本計画上の配慮事項

- ・他用途への転用にあたっては学校施設に不足が生じないことや児童の安全及び教育環境に十分配慮することが重要であり、学校教育の実施に支障が生じないことを前提とする。
- ・利用者動線の分離やセキュリティの区分などに配慮し、学校及びその他の施設の独立した運営が可能な施設構成とする。
- ・用途転用に伴い法令上、利用上の設置が求められる可能性のあるエレベーターや階段、設備などの施設の増設スペース等に配慮する。

(4)基本設計での対応

基本設計段階においては、(3)についても考慮した上で適切な対応を行うものとする。

2. 4. 2 学級数の増減を考慮した学年クラスターの考え方

学年不均等の学級数の増減が見込まれる状況において、学年のクラスターの考え方とクラスターの組み方の案を示す。

(1) 基本的な考え方

- ア. 学年に応じた特殊な設えは原則行わず、学年間で空間を柔軟に融通できるようにする。
- イ. 最大7学級となることを想定し、各学年に転用可能室を設える。

(2) クラスターパターン検討

●ユニット構成

[空間の基本単位を児童の身体スケールに合ったものとし、全学年共通の設えとすることで、学校運営に柔軟に対応する]

- ・ 学年配置の変更に対し可変性及び順応性のある設えとする。
- ・ 各ユニット間には学習活動の成果等を掲示するコーナーとしても活用できる多目的なコンコース及び、学習室や更衣室として使用できる小教室を挟むことで空間を分節する。

●ゾーニング・動線

[特別教室までの児童の移動距離を短くすると共に、教室移動時などの他クラスへの騒音への配慮が可能な動線計画とする]

- ・ 普通教室ブロック及び特別教室ブロックは、共用部を挟んで配置する。
- ・ 各ユニットからは、他ユニットの多目的スペースを通らずコンコースから直接特別教室ブロックにアクセス可能な平面計画とする。

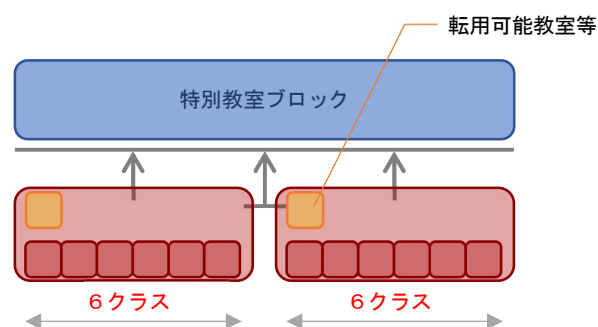


図 2-3 クラスターパターン

2. 4. 3 各教科の学年毎の利用空間の考え方

(1)新学習指導要領からの時間数

新学習指導要領から、いずれか一つの学年で 7 学級となる形で運用された場合の各学年の標準的な教科毎時間数を積み上げると表 2-6 となる。その結果に基づき、運用上の利用率を 0.8 とした場合の必要教室数に応じて必要な特別教室数を計画する。

表 2-6 新学習指導要領からの各教科授業時間数

区分	第 1 学年	第 2 学年	第 3 学年	第 4 学年	第 5 学年	第 6 学年	第 1～6 学年の合計		
教科	時間数/日	時間数/日	時間数/日	時間数/日	時間数/日	時間数/日	時間数/日	利用率を 0.8 とした 必要教室数	計画数
理科	—	—	2.18	2.52	2.52	2.94	10.16	2.28	2
生活科	3.60	4.20	—	—	—	—	7.80	2.26	2
音楽	—	—	2.04	2.04	1.68	1.96	7.72	1.73	2
図画 工作	—	—	2.04	2.04	1.68	1.96	7.72	1.73	2
家庭	—	—	—	—	2.04	2.24	4.28	0.95	1
体育	1.20	1.40	1.20	1.20	1.04	1.21	7.25	—	—
外国語活動	—	—	1.20	1.20	2.40	2.80	7.60	1.70	2
総合的な学 習の時間	—	—	2.40	2.40	2.40	2.80	10.00	—	—

理科の授業の 3 割は座学として教室にて行う想定

音楽・図工は普通教室または生活科室にて行う想定

※低学年・中高学年それぞれ第 2 学年と第 6 学年が 7 学級となった場合の算定としている。

※国語、社会、算数、道徳は普通教室の利用を原則として表から外している。

※体育を行う空間としては、体育館 2 クラス、校庭 4 クラスとし、全授業数を 3 で割った値。

※外国語活動については、教科化を想定し、中学年は 1 時間/週、高学年は 2 時間/週を見込んだ。

(2) 新学習指導要領に基づく学級数の変化による授業時間数

◎年間授業週数：52 週/年（年間祝日 15 日）

学年末・学年始休業 3/26～4/4（9 日間、土日含む）

夏季・秋季・冬季休業 7/1～翌 1/31 の 56 日間（8 週間、土日含む）

市制記念日 7/1、開校記念日 1 日

→約 41 週で対応

◎学習指導要領上、教科等（各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動については学級活動（学校給食は除く）に限る）の年間 35 週（第 1 学年は 34 週）以上にわたって計画することとしている。

◎約 6 週間（30 日程度）で児童会活動、クラブ活動、学校行事を実施する。

■標準的な授業時数における学級ごとの教科の授業時数

38 学級（低学年および中高学年のいずれか 1 学級が 7 学級となる推計上最大の利用数）での算定

1日あたりの標準時間数																												
区分		第1学年				第2学年				第3学年				第4学年				第5学年				第6学年				第1～6学年の合計		備考欄
※特別教室、体育館、多目的スペースを使用 する可能性が高い教科		年 間 時間数	週 間 時間数 /クラス	クラス数 /日	時間数 /日	年 間 時間数	週 間 時間数 /クラス	クラス数 /日	時間数 /日	年 間 時間数	週 間 時間数 /クラス	クラス数 /日	時間数 /日	年 間 時間数	週 間 時間数 /クラス	クラス数 /日	時間数 /日	年 間 時間数	週 間 時間数 /クラス	クラス数 /日	時間数 /日	年 間 時間数	週 間 時間数 /クラス	クラス数 /日	時間数 /日	年 間 時間数	週 間 時間数 /日	
各教科の授業数	理科	—	—	—	—	—	—	—	—	63	1.82	6	2.184	73.5	2.1	6	2.52	73.5	2.1	6	2.52	73.5	2.1	7	2.94	283.5	10.164	中学年で各学年で数時間使用 高学年は各学年30～40時間使用
	生活科	102	3	6	3.6	105	3	7	4.2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	207	7.8	屋内外での学習学習活動が多い。 クラス・学年単位で、話し合い、調理・工作等の製作活動、発表が行える広いスペースが必要。 水まわりが必要。 低学年スペースの近くにあれば活用しやすい。 幼稚園と類似した空間構成が必要。 一部、図画工作室、家庭教室を使用することもあるが、家具の仕様が大きい。
	音楽	68	2	6	2.4	70	2	7	2.8	60	1.7	6	2.04	60	1.7	6	2.04	50	1.4	6	1.68	50	1.4	7	1.96	220	7.72	中学年以上で使用している学校が多い。 低学年も鍵盤ハーモニカや歌壇と音を出す活動を行う。 低学年の表現活動では体を動かせるスペースが必要。 グループ活動は高学年になるほど増える。 グループ活動を4グループに分けてすることが多い。 低学年は他のグループが気になり集中しづらいので普通教室と連続したスペースに使える教室があるのが理想。 中学年から合唱、合奏などをグループ別で活動することがある。
	図画工作	68	2	6	2.4	70	2	7	2.8	60	1.7	6	2.04	60	1.7	6	2.04	50	1.4	6	1.68	50	1.4	7	1.96	220	7.72	高学年は主に使用する。 中学年は主に使用する。 低学年は中学年より頻度が低い。 工作や造形など準備から片付けまで含めると2～4時間連続して使用することが多い。 普通教室で行う場合、鏡の具、パレット等の用具を置くスペースが足りない。 小学校の場合、展示スペースは不要。
	家庭	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	60	1.7	6	2.04	55	1.6	7	2.24	115	4.28	調理、ミシン(15時間)と換気、アイロンがけ、洗濯(3時間)になるので2年間合計で20時間時は必ず使用する。 一人がすべての作業を経験する(ゆでる・いためる・ごはん・味噌汁ではカセットコンロを使用。ミシンは2～4台最低必要)。 総合生活、PTAや地域に開放する。バザーや地域のお祭りを使うこともある。 ホットプレートや炊飯器を使っているので、電気容量の確保が必要である。 出来上がることが目的ではなく、作る過程を学習することが目的であるため、原則に調理スペースが寄せられている家庭料理室があるが使いづらい。 調理台の周りを子どもが囲めて先生が見て回れるようなものがあればよい。
	体育	102	3	6	3.6	105	3	6	3.6	105	3	6	3.6	105	3	6	3.6	90	2.6	6	3.12	90	2.6	7	3.64	597	21.16	低学年の体ほくし運動、多様な動き、リズム遊び、表現遊びでは、フローリングの広いスペースであれば対応できる(年50時間程度)。 体育館は複数クラスで使用することはない。 バスケットボールは1クラスあたり3面必要。 校庭は2～3のクラスゾーンングを工夫して使用する。 砂場の広さは工夫が必要。 体育倉庫の開口は収納する用具が出入ししやすい開口にすると準備・片付け時間が短縮される。
	道徳	34	1	6	1.2	35	1	6	1.2	35	1	6	1.2	35	1	6	1.2	35	1	6	1.2	35	1	7	1.4	209	7.4	普通教室を利用
	外国語活動	—	—	—	—	—	—	—	—	35	1	6	1.2	35	1	6	1.2	70	2	6	2.4	70	2	7	2.8	210	7.6	聞く活動、ペアで話をし、最後にグループで発表やスピーチを行っている。 発表などは多目的など広いスペースで行っている。 机で話を作り体育館で運動室内を英語で行っている。 单元にあわせた環境を作っている。 外国語活動に力を入れている学校では、国際理解教室として外国語活動で使用できる部屋を用意している。 今後、中学年に外国語活動が将来的に実施された時に、高学年は教科化される可能性が考えられる。 低学年、中学年でも余剰時間を使って外国語活動を行っている。学校によって持ち時数があるため、年間で時間数の学校や、20時間以上行っている学校もあり差があるほとんどの学校で行われている。 体験活動が中心であるため、縦断的な異文化の空間として意義づけられると考えられる。
	総合的な学習の時間	—	—	—	—	—	—	—	—	70	2	6	2.4	70	2	6	2.4	70	2	6	2.4	70	2	7	2.8	280	10	活動により各教室を選択
	特別活動	34	1	6	1.2	35	1	6	1.2	35	1	6	1.2	35	1	6	1.2	35	1	6	1.2	35	1	7	1.4	209	7.4	活動により各教室を選択

中学年で各学年で数時間使用
高学年は各学年30～40時間使用

屋内外での実習学習活動が多い。
クラス・学年単位で、話し合い、調理・工作等の製作活動、発表が行える広いスペースが必要。
水まわりが必要。
低学年スペースの近くにあれば活用しやすい。
幼稚園と類似した空間構成が必要。
一部、図画工作室、家庭教室を使用することもあるが、家具の仕様が大きい。

中学年以上が使用している学校が多い。
低学年も鍵盤ハーモニカや歌唱と音を出す活動を行う。
低学年の表現活動では体を動かせるスペースが必要。
グループ活動は高学年になるほど増える。
グループ活動を4グループに分けて行うことが多い。
低学年は他のグループが気になり集中しづらいので普通教室と連続したスペースに使える教室があるのが理想。
中学年から合唱、合奏などをグループ別で活動することがある。

高学年が使用する。
中学年はたまに使用する。
低学年は中学年より頻度が低い。
工作や造形など準備から片付けまでめると2～4時間連続して使用することが多い。
普通教室で行う場合、絵の具、パレット等の用具を置くスペースが足りない。
小学校の場合、展示スペースは不要。

調理、ミシン(15時間)と換気、アイロン掛け、洗濯(3時間)になるので2年間合計で20時間前は必ず使用する。
一人がすべての作業を経験する(ゆでる・いためる・ごはん・味噌汁ではカセットコンロを使用。ミシンは20～40台最低必要)。
総合生活、PTAや地域に開放する。バザーや地域のお祭りを使うこともある。
ホットプレートや炊飯器を使っているため、電気容量の確保が必要である。
出来上がるのが目的ではなく、作る過程を学習することが目的であるため、窓側に調理スペースが寄せられている家庭料理室があるが使いづらい。
調理台の周りを子どもが囲めて先生が見て回れるようなものがあればよい。

低学年の休まず運動、多様な動き、リズム遊び、表現遊びでは、フローリングの広いスペースであれば対応できる(年50時間程度)。
体育館は複数クラスで使うことはない。
バスケットボールは1クラスあたり3室必要。
校庭は9～10クラスゾーンを工夫して使用する。
砂場の広さは工夫が必要。
体育倉庫の開口は収納する用具が出し入れしやすい開口にする準備・片付け時間が短縮される。

普通教室を利用

聞く活動、ペアで話し、最後にグループで発表やスピーチを行っている。
発表などは多目的など広いスペースで行っている。
机で進を作り体育館で進進内を英語で行っている。
単元に合わせた環境を作っている。
外国語活動に力を入れている学校では、国際理解教室として外国語活動で使える部屋を用意している。
今後、中学年以上外国語活動が将来的に実施された時に、高学年は教科化される可能性が考えられる。
低学年、中学年でも余剰時間を使って外国語活動を行っている。学校によって持ち時数が異なるので、年間6時間以上の学校や、20時間以上行っている学校もあり差があるほとんどの学校で行われている。
体験活動が中心であるので、親似的な異文化の空間として意識できる設えがあるとよい。

活動により各教室を選択

活動により各教室を選択

(3)新設小学校における空間利用の考え方

本新設小学校では、将来的な児童数、学級数の増減に対して、36学級での利用を想定する。

その上で、基本計画段階での各教科の空間利用については以下を前提とし、各空間の構成、設えの検討条件とする。その上で、基本計画段階での各教科の空間利用については以下を前提とし、各空間の構成、設えの検討条件とする。

ア 国語、社会：

原則的には各学年とも普通教室の利用を前提とし、必要に応じて他の空間を利用する。

イ 算数：

原則的には各学年とも普通教室の利用を前提とする。ただし、学習の理解度に応じて、学年を3クラス4展開、5展開等に対応できるよう少人数教室（学習室兼更衣室）などを学年クラスター廻りに配置する。

ウ 理科：

気象、磁石、植物の観察など実験器具を使用しない単元では普通教室や屋外での活動も想定するが、4年生以上が理科室を制限なく利用できること、低学年でも必要に応じて利用することを前提とする。

エ 音楽：

音楽室は中高学年のみの利用（5時間/日）を前提とする。低学年（3.2時間/日）は原則的に生活科室を利用することとし、生活科室には相応の防音機能及び映像設備を用意する。また、状況に応じて多目的ホールの利用も検討する。

オ 図工：

図工室は中高学年が必要に応じて利用することとし、低学年は主に普通教室及び普通教室前の多目的スペースを利用する。普通教室廻りには、図工授業を想定して、水栓を多めにする。製作途中の作品乾燥スペースを設ける等の配慮を行う。

カ 生活科：

低学年の生活科授業は普通教室及び生活科室で行うことを原則とし、必要に応じて多目的スペース、外国語教室等の他の空間を利用する。また、状況に応じて多目的ホールの利用も検討する。

キ 家庭科：

家庭科は調理、被服等の授業を家庭科室で行うこととする。

ク 外国語活動：

外国語の授業は今後の授業単元数の増加も見込み外国語活動教室を設け、原則的には外国語活動教室にて授業を行う。

ケ 総合的な学習の時間：

普通教室＋多目的スペース、メディアセンター等、必要に応じた空間の利用を想定する。多目的スペースにはグループワーク等に対応した什器の設置等を検討する。

2. 4. 4 新設小学校における掲示スペース・収納スペースの考え方

(1) 検討の背景と目的

学校において、掲示物は生活、学習面の両面において大きな役割を果たしており、その種類も多様化している。一方で、オープンスペースを有する普通教室等においては壁面の減少による掲示スペースの不足、収納スペースの不足が指摘されており、多くの学校で掲示物が窓面に貼られている様子が観察される。また、特に教室後ろ側などで収納スペースを十分に確保すると、掲示スペースが制限されるなど、取り合いが必要である。

そのため、本新設小学校の基本計画においても、掲示物の種類とその量を勘案した、掲示スペース、収納スペースについて検討を行う。

(2) 普通教室廻りの掲示スペースの計画上の考え方

ア. 掲示スペースの内容と掲示場所

掲示物の内容は大きくは生活面と学習面に分類され、生活面の掲示物は種類が多く、比較的長期間掲示されるのに対し、学習面での掲示物は学習の効果を高めるために利用される短期の掲示と学習成果の展示として、大きな面積に対して定期的に貼り換えが行われるという特徴を有する。

また、掲示はその目的と場所の特性を踏まえて行われることが、掲示物の目的を高め、学習効果の向上につながると考えられる。掲示場所の特徴については下記の通りである。

表 2-7 掲示場所に関する教員の考え方

	場所の特性	掲示の意味、効果	掲示の仕方	
掲示場所	教室前	・児童がよく見る ・常に目に付きやすい場所 ・児童の気がそがれる ・黒板があるので掲示場所が少ない	・クラスの一員として、仲間意識を持たせる ・年間通して、常に意識させる ・必要なもの、大切なものを掲示する ・学校での毎日の生活、システム ・児童各自の進み具合、成長 ・一日の予定、スケジュール	・必要最低限のものを掲示する ・すっきり、効率よく掲示する必要がある ・学習の邪魔にならないようにする ・横に掲示できないものを貼る ・可動掲示板を授業中に移動してくる
	教室後	・目障りにならない ・ある程度広い場所が確保できる ・ふとしたときに児童の目に入る ・児童が掲示しやすい高さ、材質	・明るく、カラフルに、季節感を出す ・作品を通して交流、友達への理解を促す ・積み重ねて、次の学習につなげる ・児童の作品や学習成果を表わす ・学習のまとめとして使う ・児童が自主的に行ったもの	・全員の作品等を貼る ・年間通しての掲示場所と定期的な掲示場所 ・同じ内容のものをまとめて掲示する ・掲示物どうしの流れを持たせる ・前、横で掲示しきれなかったものを貼る ・児童、または係活動で掲示させる
	教室横壁 有	・日常的に見やすい ・児童がよく見る ・登校時に毎日確認しやすい ・授業中に活用しやすい	・いつも頭に入れておいて欲しいもの ・事あるごとに確認に使う ・クラス、個人で決めたもの ・授業中に役立つもの	・授業中に学習の経過・流れを示す ・整理して並べる ・児童が確認に使う
	教室横壁 無	・授業中OSのものを活用しやすい ・授業中のみに使う	・授業で使うもの	・可動掲示板を持ってきて活用する ・教室からはみ出して使う
	OS	・他のクラス・学年の人も見る ・掲示場所が選べる	・同学年・異学年の交流が持てる ・学年での取り組み ・児童たちの話題となる ・他の子と自分を比較し、役立てる ・学習内容、授業結果、生活を振り返らせる	・学年で掲示の内容を決める ・学年で大きく一つのものに掲示する ・特にクラス以外の人に見せる ・視覚的に楽しめるようにする ・季節にあったものにする
	廊下	・他のクラス・学年の人も見る ・休み時間等に立ち止まって見る	・同学年の交流が持てる ・友達のがんばりが見える ・学習内容、授業結果、生活を振り返らせる	・学年のまとまりを出す ・特に見せたいものを掲示する
掲示方法	可動間仕切	・大きな壁面を確保できる ・OSの窓からの光を遮断する		・掲示場所が足りない時の補充として使う
	可動掲示板	・横造紙が枠に収まらない	・近くから眺めるのによい ・授業中、自由に移動して活用できる	・数が多くなるとOSが狭くなる ・数が少ないと使いたい時に余っていない
	吊り掲示	・吊るす作業が大変 ・まっすぐ並べて掲示するのが大変	・吊るした方がきれいに見えるものもある	・少しの量の掲示のとき有効 ・なるべく照明をさえぎらないよう掲示する

※引用) 小学校における教育の現代化に伴う掲示空間について、日本建築学会学術講演梗概集(1995)、吉村ら。

これらを勘案して、掲示物の種類と役割、その掲示場所として望ましい場所を表 2-8 に整理した。表 2-8 においては、以下の視点を踏まえた。

- (ア) 不足が心配される普通教室廻りに必須の掲示物とその他の掲示物
→その他の掲示物はオープンスペース、廊下、昇降口等、別の場所に掲示
- (イ) 掲示期間が「長期（常に場所の確保が必要な物）」な掲示物と「短期」な掲示物
→短期間の掲示物は可動式の掲示板等の利用を想定可能
- (ウ) 貼り換えの頻度が高い掲示物、低い掲示物
→頻度が高い掲示物については、作業性を考慮する必要がある。

表 2-8 掲示物の種類とその掲示場所

分類名		掲示内容例		説明	掲示場所の例		掲示 期間	貼り換え 頻度
					教室内	廊下、OS等		
生活	目標等	① 学校目標、給食目標		学校から配布される目標	前	○	長期	
		② 学年目標		学年で決めた目標	前	○	長期	
		③ クラス目標、個人目標		クラス、個人で決めた目標	横、後		長期	○
	生活規則	④ 声のものさし		正しい行動を示すもの	前		長期	
	予定表	⑤ 生活時程		学校生活の決まり、時間割	前		長期	
	通知	⑥ 学校の予定表、学校便り		学校から配布されるお便り	前	○	長期	
		⑦ 学年の予定表		学年向けのお知らせ、便り	前	○	長期	◎
		⑧ クラス予定表		クラス向けのお知らせ、便り	前、横、後		長期	◎
	役割分担	⑨ 掃除当番表、委員一覧表		クラス内の役割を示すもの	前、横、後		長期	
学習	学習支援	⑩ 公式、歌詞、ひらがな表		徹底・定着をはかる教材等	前、横	○	短期	◎
		⑪ イラスト、まとめ図		授業時に使用する教材、資料等	後	○	短期	◎
	学習成果	⑫ 絵、立体作品、作文		各単元ごとの児童の作品	後	○	長期	○
		⑬ 生活科カード、硬筆、習字		継続した学習の児童の作品	横、後	○	長期	○

参考文献) 小学校の普通教室における掲示場所とその特性、日本建築学会学術講演梗概集 (2004)、有田ら

※掲示場所の例における「○」は普通教室以外における掲示の可能性のある掲示物を示す。

※貼り換え頻度における「◎」は随時もしくは一時間単位、「○」は単元単位程度

イ. 掲示量

掲示物の量については、既往論文 (※) より、以下の知見が得られる。

- ・複数小学校の調査から、平均 16 m²、最大 40 m²程度 (参考図)
- ・同時に 2 教科以上、全員分の掲示が行えない場合、教員から掲示スペースに対して不足の意見があがる。
- ・掲示量は片廊下式、オープンスペースを有する小学校等においても大きな差はない。
- ・各学校において季節的な変動はあり、特に長期休暇明けの自由研究等が掲示される 9 月以降にピークとなる。

※引用) 小学校における教育の現代化に伴う掲示空間について、日本建築学会学術講演梗概集 (1995)、吉村ら。

掲示は、普通教室廻りになるべく面積を確保し、それ以外の可動式掲示板等の可変的な設えも含め、必要面積を満たすこととする。主な配慮事項を以下に示す。

- (ア) 教室前面の掲示の在り方については、特別な教育的ニーズのある児童への配慮や全ての児童にとって学習への集中を促すため掲示の仕方や量に配慮する必要がある。掲示スペースは普通教室廻りにて相応量を確保すること。さらに、掲示が必ずしも教室廻りである必要がない物については、時期によって変動するピーク量と閲覧者を考慮して計画する。
- (イ) 学年単位での目標や連絡事項等、学年にて共有すべき情報の掲示は建築計画上の学年クラスターの考え方の中で整理する。
- (ウ) 授業中の学習支援を目的とした掲示物のためのスペースを教室前面に確保する。壁面の確保が難しい場合は、可動式の掲示板等、可変的な設えを計画する。
- (エ) 時期によって変動する学習成果物の掲示スペースについては、普通教室廻りにこだわらずオープンスペース、廊下等に自然光利用を妨げない適切な場所に掲示用のスペースを確保する。また、クラス以外の児童、教員、保護者等が閲覧しやすい場所が望ましい。

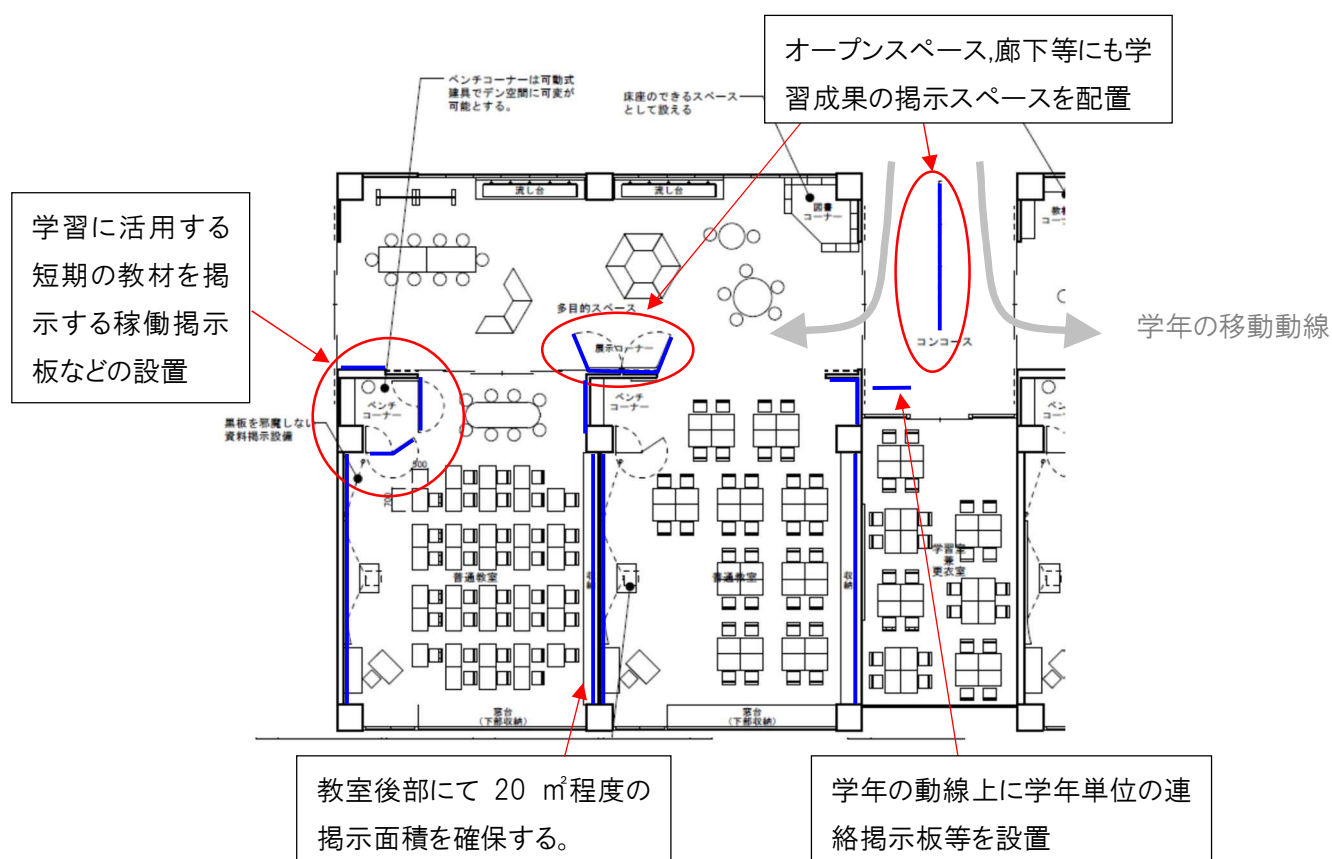


図 2-5 普通教室廻りの掲示の考え方

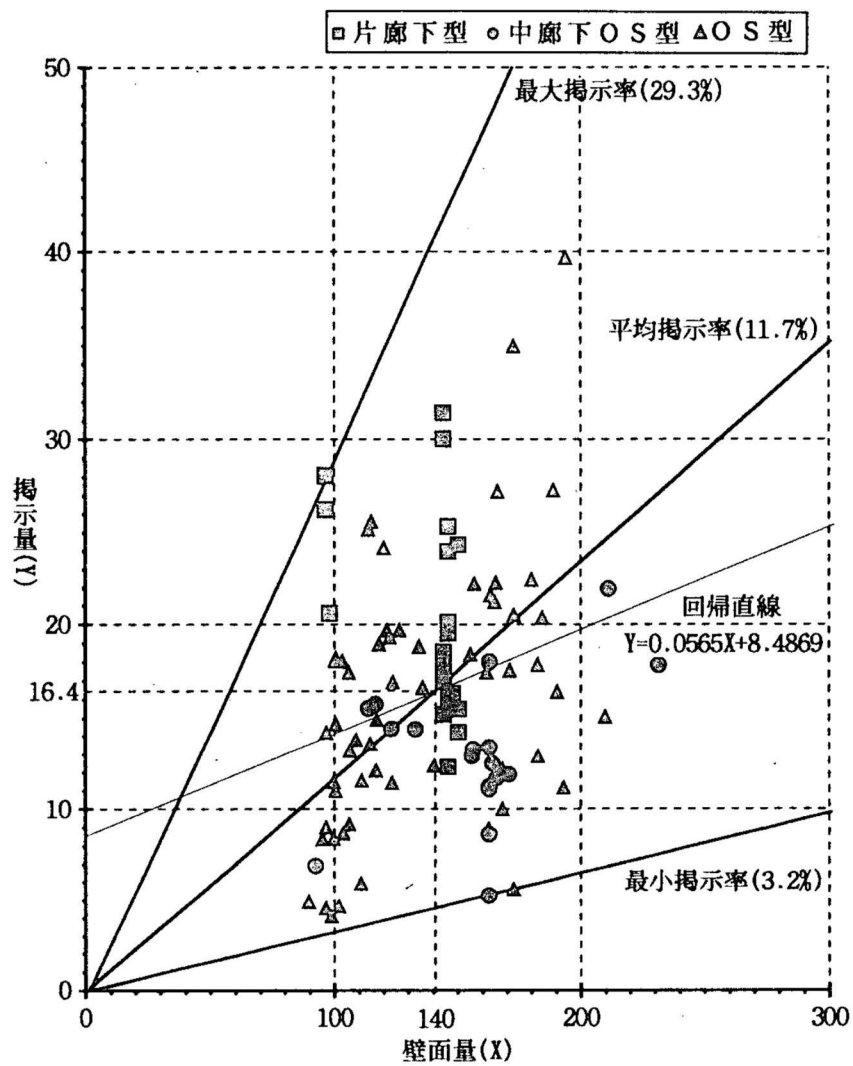


図 2-6 参考 教室タイプの違いによる壁面量と掲示量の関係 (n=99) cf. 情報伝達手段からみた学校建築計画に関する研究 (その4)、吉村ら

(3) 普通教室廻りの収納スペースの計画上の考え方

ア. 収納スペースに関する配慮事項

近年、小学生の荷物は増加しており、適切な収納場所を計画段階から検討しておくことが重要である。

特にオープンスペースを有する小学校等においては、普通教室内の壁面が少ないだけでなく、掲示スペースとの取り合いなどにより十分な収納が確保されない可能性がある。

そのため、基本計画においても、ある程度の物量想定を行い、適切な収納のあり方について整理する。

表 2-9 小学生の主な持ち物とその収納場所

区分	収納場所ごとの主な持ち物										その他
	個人机の中	常時	机横フック	常時	ロッカー	常時	フック	常時	その他	常時	
毎日必要な物	・ふで箱・自由帳				・ランドセル				・のり・はさみ ・折り紙 (図工でも使用)		概ね全児童が机内に収納している
生活に必要な物			・給食セット (コップ、歯ブラシ)		・連絡袋(連絡帳他)		・かつぼう着(当番のみ)		・タブレット PC ・水筒(夏期のみ)	○	充電保管庫に保管
教科で必要なもの	国語	・教科書、ノート			・国語辞典(個人用)	○					
		・文字練習帳・漢字ドリル									
		・漢字ノート・作文ノート									
		・漢字テストファイル									
		・音読カード									
	書写	・教科書			・書道セット [3~]	○			・書写ノート (ロッカー上に保管)		
		・書写プリント									
		・書写用フェルトペン									
	算数	・教科書、ノート									
		・計算ドリル									
		・算数セット(ブロック)[1.2]									
	理科	・教科書、ノート[3~]							・実験キット(作成中は背面ロッカー上部に保管)		
		・教科書、ノート[3~]			・資料集、地図帳						
	社会	・副読本(かわさきの消防、くらしとゴミ、水道、わたしたちの神奈川)[4]			・副読本(かわさき)[3~]	○					・副読本(かわさき)[3~]は背面ロッカー上部に保管
		・教科書、ノート	・探検パック ※校外学習では3年生以上でも使用する。		・その他(スコープ、工作用材料など)						
	生活				・水やり用ペットボトル (昇降口保管のこともある)						
		・教科書	・リコーダー [3~]		・鍵盤ハーモニカ [1.2]	○			・音楽パック		速やかに音楽室へ移動できるようまとめて袋に入れている
	音楽	・リコーダー									
		・歌はともだち(歌集) ※道具箱に入れる									
	体育	・音楽ファイル									
		・教科書(保健)、ノート					・体操服 ・体育館靴 ・水着セット[7月~9月]				
	図工	・図工セット(のり、はさみ等)※道具箱に入れる	○		・画材道具	○					
		・教科書、ノート			・その他工作材 ・粘土、粘土板等						
	家庭	・教科書、ノート							・裁縫道具	○	
									・エプロン・お手拭き (調理実習の時のみ)		

※常時：一定の期間、特定の持ち物を収納もしくは置くために常時場所を確保する必要のある物

イ．小学生の主な持ち物

収納スペースを検討する上で、学校へのヒアリング等を通じて、小学生の持ち物とその収納場所について表に整理した。

収納は主に、毎日必要な物、生活に必要な物、教科に必要な物に分類し、主な収納場所の想定と、その持ち物が常時設置か、特定の期間のみのものか等の視点で整理した。

ウ．主な収納に関する検討の視点

収納については、以前と比べて増加している物量への対応、盗難や紛失等への管理上の対応、使いやすさ、安全等の視点から以下に配慮事項を整理した。

(ア) 以前と比べて増加している持ち物についての配慮

→夏期の水筒など、置き場所がない物への対応

(イ) 個人ロッカーの大きさについての検討

→ランドセル、その他を収納する個人ロッカーの大きさについて、掲示スペースとの取り合いで考え方を整理する。

(ウ) 収納家具の置き場所

→教室だけでは収まりきらない荷物、椅子にかけたコート、濡れている雑巾などについて、紛失や破損などの対応を含めて収納家具の大きさ、置き場所を整理する。

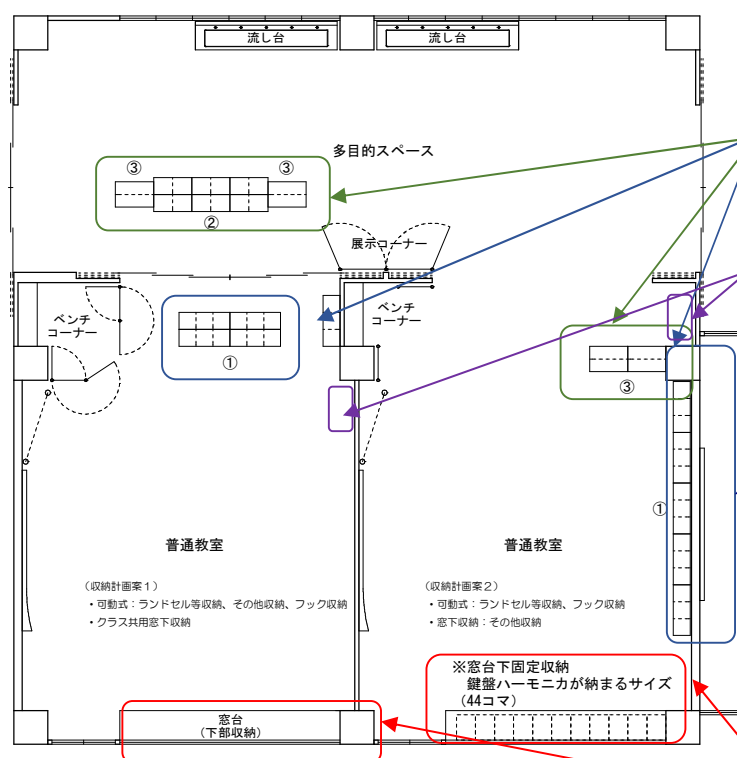
エ．基本計画における収納の考え方

収納は、増加する小学生の持ち物、掲示スペースとの取り合いを考慮し、必要なスペースを確保することとする。主な留意点を以下に示す。

(ア) 収納スペースは普通教室廻りにて相応量を確保すること。常時学校に保管する持ち物や、学年・季節による持ち物を考慮して収納量を計画する。

(イ) 子どもの目線を考慮した掲示スペースのあり方を考慮し、ランドセルを収納する個人ロッカーの大きさを整理する。

(ウ) オープンスペースに置くこともできる可動の収納家具については、児童や教職員の目が行き届き、管理しやすい普通教室の近くに配置することを計画する。



ランドセル用ロッカー、個人棚、個人フック等は原則可動式とし、自由なレイアウトを可能とする収納家具により対応する。

充電保管庫が配置される場所には適切にアウトレットを設置する。

教室背面にランドセル等のロッカーを配置する際には、児童の目線に配慮し、掲示スペースが高くないように配慮する。

鍵盤ハーモニカなど、常時必要となる道具等も収納できる学級の収納スペースを確保するよう配慮する。

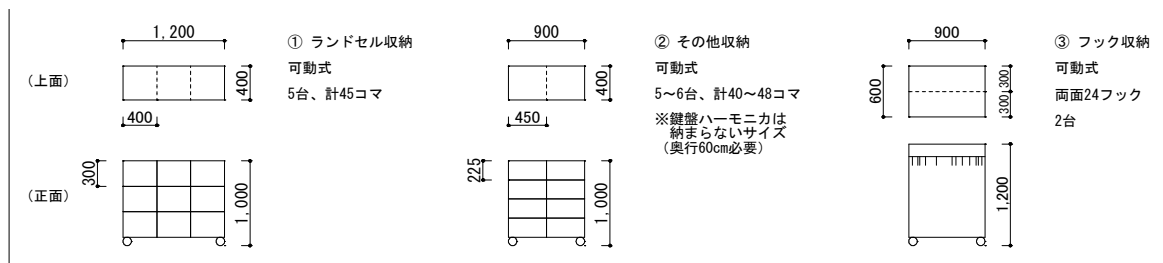


図 2-7 普通教室廻りの収納の考え方

2. 5 ユニバーサルデザインについての考え方

(1) 検討の背景

令和2年5月、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」という。）及び同法施行令の一部改正により、一定規模以上の新築等を行う場合に建築物移動等円滑化基準（以下「バリアフリー基準」という。）の適合義務の対象となる特別特定建築物として、公立の小中学校等が新たに位置付けられた。既存の当該建築物についても同基準の適合の努力義務が課せられることとなることから、学校施設のバリアフリー化をより一層推進していく必要性が高まっている。

このような状況を踏まえ、「学校施設のバリアフリー化等の推進に関する調査研究協力者会議」において、既存施設を含めた学校施設におけるバリアフリー化等の推進方策等について検討がなされ、学校施設バリアフリー化推進指針の改訂案を含めた報告書が取りまとめられた。

また、ICTの活用について、特別な支援を要する児童生徒にとっては、各種情報のやりとりを行うに際し有用であることはもとより、将来の社会参画を促進し、生涯にわたって生活の質を大きく向上させることを考慮し、学校施設のバリアフリー化を推進すると同時に推進することが重要となっている。

本報告書においては、以下の5つの視点が示されている。

- ① 障害のある児童生徒等が安全かつ円滑に学校生活を送ることができるように配慮
- ② 学校施設のバリアフリー化等の教育的な意義に配慮
- ③ 運営面でのサポート体制等との連携を考慮
- ④ 地域住民の学校教育への参加と生涯学習の場としての利用を考慮
- ⑤ 災害時の避難所となることを考慮

(2) 検討の考え方

本新設小学校においては、「川崎市福祉のまちづくり条例・同施行規則」の遵守に加えて、上述の「学校施設バリアフリー化推進指針（R2.12）」の内容についても配慮する。

主に以下の視点については、取組を推進し、障害のある児童の学校全域における安全かつ円滑な学校生活を推進する。

- ・各階における多目的トイレの設置
- ・動線や建築設備利用の円滑化を図るサイン・色彩計画 など

2. 6 防災に関する前提条件

(1) 本敷地における防災計画上の前提について整理

本新設小学校の防災計画を策定する上で、主には以下の6つの自然災害（水害、液状化、津波、地震動、斜面災害、落雷）を対象とするが、公表されているハザードマップ等から、本施設では主に川崎市地震防災戦略（H28.3）における直下型地震、洪水における被害想定をもとに検討を行う。

(2) 避難所としての避難者の想定

川崎市総務企画局危機管理室から公表されている「地震被害想定調査に基づく避難所別想定避難者数の試算」及び「川崎市地域防災計画 資料編」より、周辺施設の避難者想定人数、収容可能人数を以下に示す。

なお、新設小学校においては、上記試算と同条件で試算すると対象町丁を近隣の小倉3丁目、小倉4丁目として仮定した場合には、想定避難者数 1,659 人、避難所生活者数 896 人と想定される。

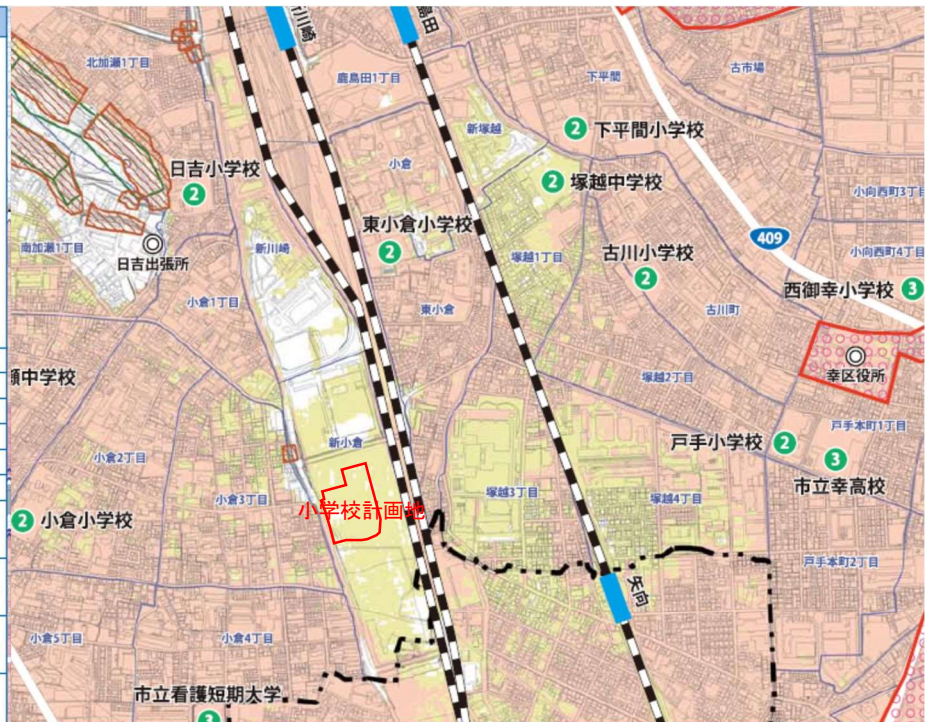
表 2-10 想定避難者数の試算

〔避難者別想定避難者数の試算方法〕				
○「収容可能人数」は、各学校の校庭及び体育館、教室等の面積を、避難者一人当たり必要面積を2㎡と仮定して除した概算値である（平成31年4月1日現在）。				
○「収容可能人数」の上段は、発災直後の一時的避難者の収容を考慮し、校庭及び体育館、教室を使用した場合の人数、下段カッコ内は、家屋被害によって仮設住宅ができるまでの間、避難所生活の場所となる体育館及び教室を使用した場合の人数である。				
○「避難者数の試算」は、平成21年度と平成24年度に実施した地震被害想定調査結果のうち、家屋被害の大きい方の結果について、区ごとに被害想定で算定された避難者数を町丁別の人口データで按分して試算したものである。				
○「避難者数の試算」の上段は、発災直後の一時的避難者及び家屋被害による避難所生活者を含み、下段のカッコ内は、家屋被害によって避難所生活者となる人数を試算したものである。				

小学校	住所	対 象 町 丁	収容可能人数 (カッコ内は屋内収容人数)	想定避難者数 (カッコ内は避難所生活者)
東小倉小学校	東小倉1-1	小倉、鹿島田1丁目、鹿島田2丁目の一部 鹿島田3丁目の一部、東小倉	5535 (1508)	3758 (2029)
日吉中学校	北加瀬2-3-1	北加瀬2丁目、北加瀬3丁目、矢上	6512 (1647)	1864 (887)
日吉小学校	北加瀬1-37-1	北加瀬1丁目、新川崎	3513 (1984)	2276 (1113)
南加瀬中学校	南加瀬3-10-1	南加瀬3丁目の一部、南加瀬4丁目の一部 南加瀬5丁目の一部	5967 (2223)	2090 (1037)
南加瀬小学校	南加瀬4-24-1	南加瀬4丁目の一部、南加瀬5丁目の一部	5076 (1488)	1929 (1235)
小倉小学校	小倉2-20-1	小倉1丁目、小倉2丁目、小倉3丁目の一部、小倉4丁目 の一部、小倉5丁目の一部	4704 (1462)	3236 (1747)
市立看護短期大学	小倉4-30-1	小倉3丁目の一部、小倉4丁目の一部 小倉5丁目の一部	3866 (1124)	379 (205)
夢見ヶ崎小学校	南加瀬2-13-1	南加瀬1丁目、南加瀬2丁目、南加瀬3丁目の一部、南加瀬4 丁目の一部	4600 (1228)	3786 (2086)

(3)水害避難の想定

新設小学校建設計画地は、「鶴見川洪水ハザードマップ」および「内水ハザードマップ」においては浸水区域に該当しないものの、「多摩川洪水ハザードマップ」においては浸水深が 0.5m未満（1 階の床下までつかう程度）の浸水区域に位置している。



1) 多摩川洪水避難地図 (抜粋)



2) 鶴見川洪水避難地図 (抜粋)

第三章 基本計画

3. 1 配置計画の基本的な考え方

(1)校舎計画

ア. 室内環境

- ・採光、通風等自然環境を十分に取り入れることが可能な計画とし、日照にも配慮した児童にとって良好な室内環境とする。
- ・屋外環境との繋がりに配慮した連続性のある計画とする。

イ. 教室の接地性

- ・児童の生活の場である普通教室は、できる限り低層階に配置することが望ましい。
- ・特に、低学年教室や特別支援教室は、接地性に配慮し1階への配置を検討する。

ウ. 建物の高さ

- ・児童の縦方向の移動距離に配慮し、校舎の高さはできる限り低くすることが望ましい。敷地の有効利用や、屋外空間の確保等との兼ね合いを考慮した上で、適切な高さを検討する。

エ. 環境への配慮

- ・昼光利用を積極的に行うことができる校舎及び室の配置と、それに合わせたファサードの設えを検討する。

オ. ICT 環境

- ・無線 LAN 環境を構築することを検討し、ノート PC やタブレットを様々な教室で利用できるよう自由度を高める。
- ・学習用端末の充電保管庫等の保管スペースを適切に検討する。

カ. その他

- ・教員コーナー、教材庫の規模については設計時に検討する。また、学年又は学校全体の行事等で使用する物品の保管スペースを検討する。

(2)ゾーニング

ア. 平面計画・動線計画

- ・普通教室ブロック、特別教室ブロック、管理諸室ブロック等の各ゾーンが有機的かつ機能的に結びついた施設配置とする。
- ・建物内での自分の位置を認知、把握しやすい明快な空間構成及び動線計画とする。
- ・室内外を問わず、多様な学習機会が提供可能な、ゆとりと可変性のある平面計画とする。
- ・まとまりのある活動空間（多目的スペース等）を通り抜けることなく円滑に学校内移動が可能な動線を確保することが望ましい。
- ・児童の通学動線と、その他の外来者や搬入等の動線は明確に区分する。

- ・学校内の PC や図書を含めたメディアコーナーを充実するとともに、メディアセンターは学校の核として全校の児童が利用しやすい学校の中央部に設ける。

イ. 施設管理・セキュリティ

- ・死角を無くし、多数の大人の目による児童の見守りが可能な配置とする。
- ・地域開放ブロックは、管理が容易となるようコンパクトに集約し、その他ブロックと明確にゾーン分けが可能な配置とすることが望ましい。

ウ. 地域コミュニティの核としての整備

- ・地域開放ブロックは外部からのアクセスが容易な場所への配置とすることが望ましい。
- ・地域交流等による地域コミュニティの活性化を促進する拠点としての役割が期待される開放施設は、イベント利用時などに敷地外からも活動の様子がうかがえるような配置が望ましい。

エ. 地域の防災拠点としての整備

- ・学校機能再開期の学校ゾーンと避難施設ゾーンの区分が容易な配置とする。
- ・災害時の避難者動線の最短化や緊急車両アクセスを考慮し、道路と屋外運動場、屋外運動場と体育館等の位置関係に留意する。

(3)屋外運動場等の屋外環境

- ・校舎や隣地の日影の影響を受けにくい等、良好な環境に屋外運動場を配置する。
- ・校舎配置と連絡のよい場所とする。
- ・学校開放、災害時の避難施設としての機能等を考慮する。
- ・運動場だけではなく、多様な活動を支え、多様な体験ができるスペースを用意する。
- ・低学年ブロックからアクセスしやすい遊び場等を配置することが望ましい。

(4)周辺環境への配慮

ア. 周辺敷地との関係

- ・日影や圧迫感、視線の交錯等に関し、周辺敷地の住環境に配慮して配置とする。
- ・周辺敷地の建物から影響の受けにくいように校舎を配置する。

イ. 街並み景観

- ・校舎は、周辺環境に調和し、かつ地域のシンボルとなるようなデザインとする。
- ・特に、西側道路沿いの沿道景観に配慮した建物配置及びデザインを検討する。

(5)その他

ア. 地区計画による制限

- ・沿道景観やエントランス空間の演出のために、壁面の位置制限により生み出される道路沿いか
ら 10mの幅の空地を活かした効果的な校舎配置を検討する。
- ・25%以上という高い緑化率制限を達成するため、効率的な緑化スペースの確保と、その設えを
検討し、魅力的な屋外空間の創出に努める。

イ. 地役権設定部分

- ・JR 東日本の地役権が設定された部分を避けた配置計画を検討する。
- ・敷地の有効活用を考慮し、基本設計段階以降も地役権設定部分の活用方策を検討する。

3. 2 施設構成図（ダイアグラム）

●施設の全体構成

- ・ 開放ブロックと非開放ブロックのゾーニングを明確にして児童の安心・安全な学習空間、生活空間の確保に努めると共に、様々な開放形式に柔軟に対応できる施設構成とする。
- ・ 管理諸室ブロックは、学校全体が把握しやすく見守りが効く配置とし、児童の活動範囲に死角ができないよう配慮する。また職員室からは屋外運動場や校内各所への移動に便利な位置に配置する。
- ・ 災害時の学校機能再開期には、学校機能と避難所機能が円滑に共存できる施設構成とする。
- ・ 前面道路―屋外運動場、屋外運動場―体育館のアクセスに配慮する。

●普通教室と特別教室の位置関係

- ・ メディアセンターは学校の中心に配置し、全学年ユニットからのアクセスしやすさに配慮する。
- ・ 理科室は、低学年でも必要に応じて利用できるキャパシティを持った施設を整備することとし、学校の中心に近い位置に配置することが望ましい。
- ・ 低学年の学習活動は、普通教室廻りを主体として行うことを基本とする。また、低学年が生活科や音楽の授業を中心に利用する生活科室は、低学年ユニットに近接して配置する。
- ・ 図工室は、中高学年ユニットからのアクセス性に配慮した配置とする。
- ・ 家庭科室および外国語活動教室は、高学年ユニットからのアクセス性に配慮した配置とする。
- ・ 多目的ホールは、理科室を中心に特別教室と連携した多様な利用形態が可能となるような計画とする。

●特別支援学級の配置

- ・ 特別支援学級は、低層階（できる限り1階が望ましい）の落ち着いた場所に配置するものとする。
- ・ 普通学級の児童の日常的な動線沿いに配置し、生活の中で自然と触れ合える施設構成とする。
- ・ 昇降口やエレベーターとの位置関係に配慮する。

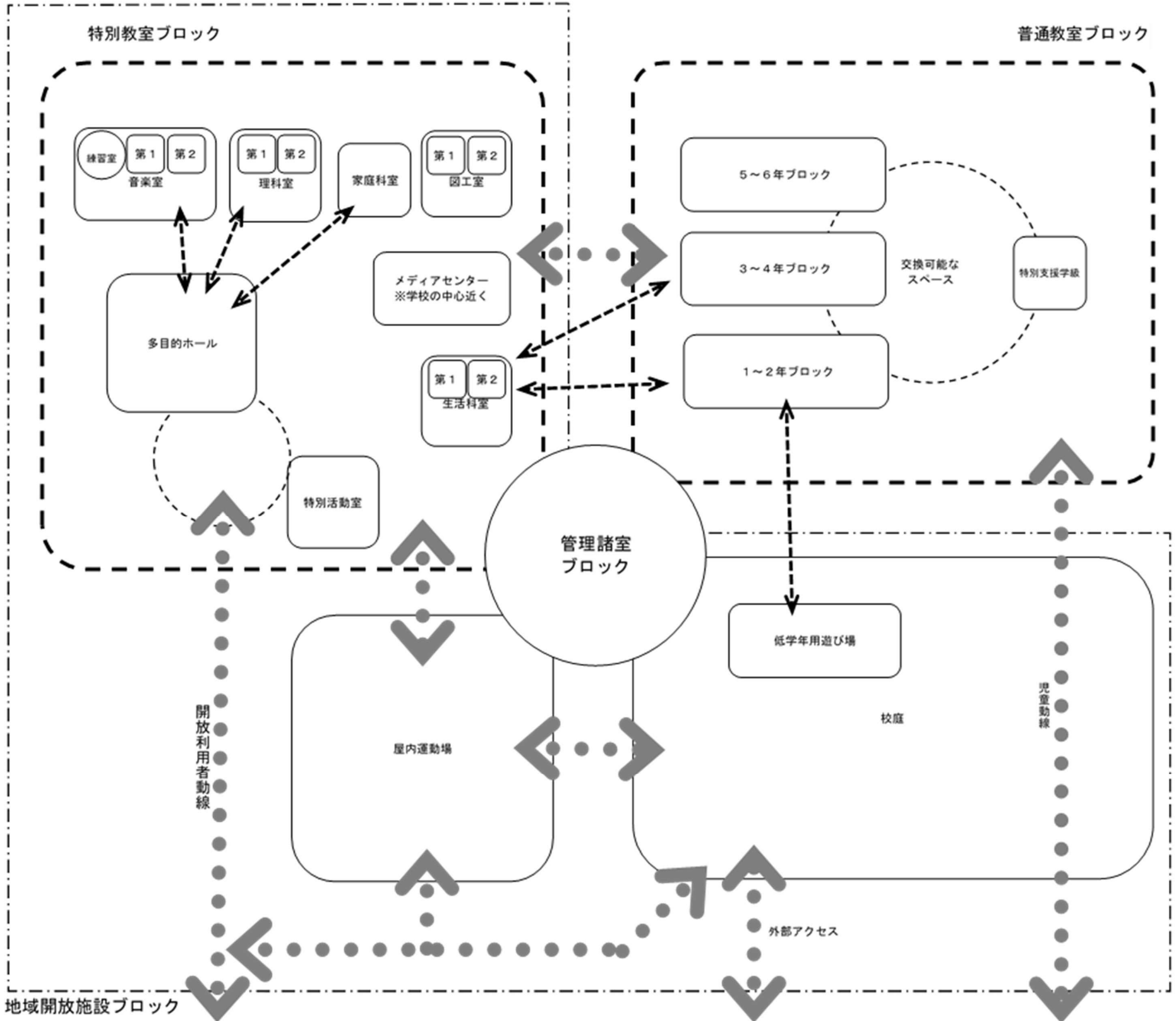


図 3-1 施設構成図

3. 3 諸室面積要件

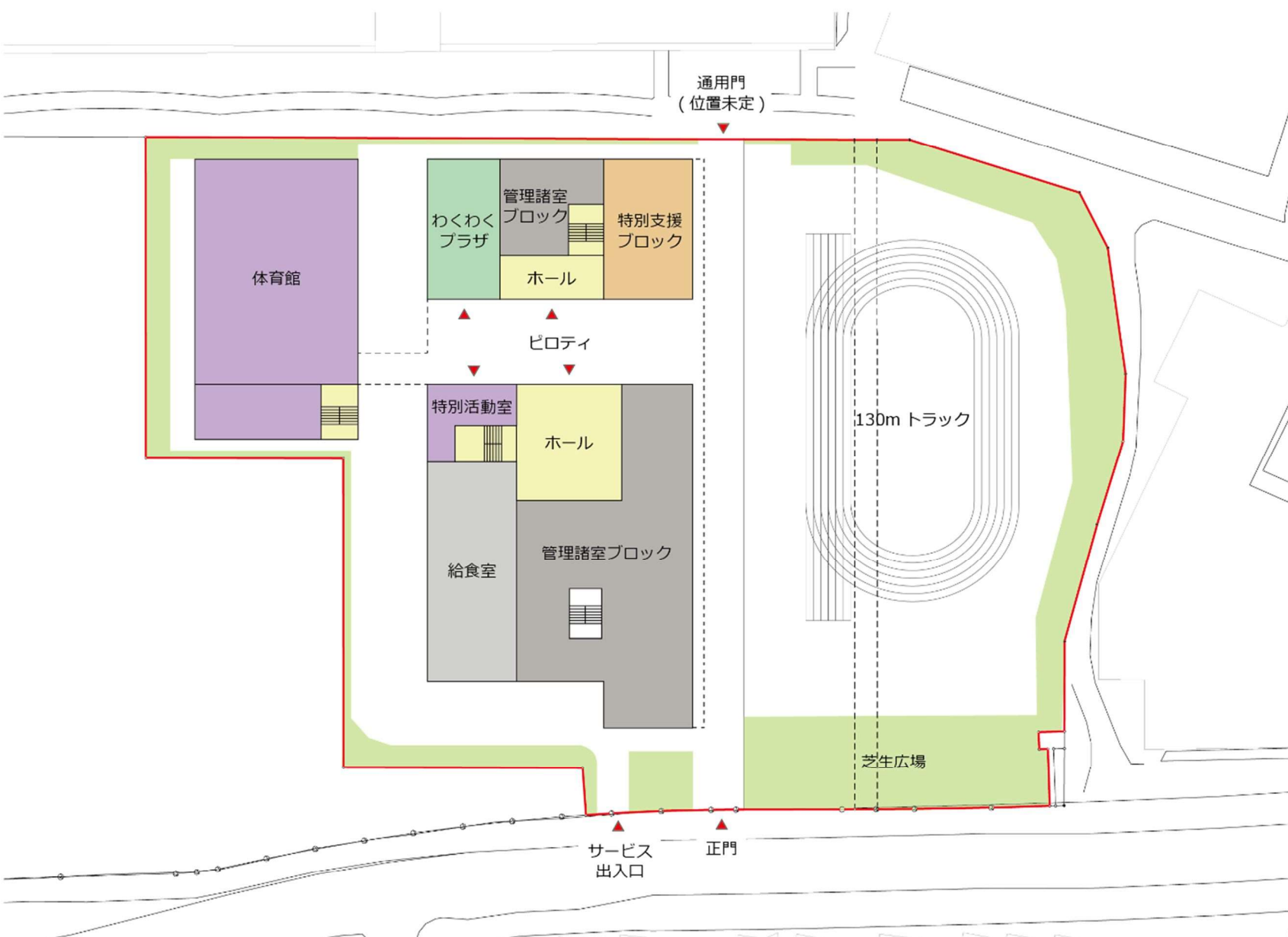
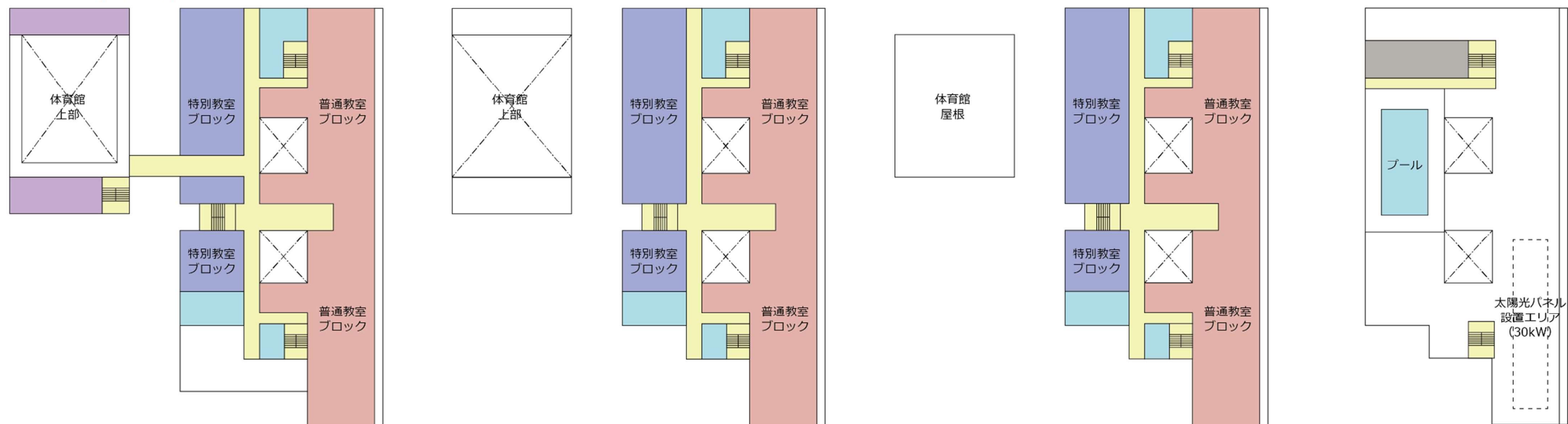
表 3-1 基本計画室及び面積構成（案）

エリア		階	室名	コマ数 (設定)	室数 (室)	合計	備考	エリア合計	
普通学級	普通教室	2~4	普通教室(CR)	1.25	36	2,880.0㎡	教師コーナー、ロッカー	4,560.0㎡	
	オープンスペース1~6		2.50	6	960.0㎡	水回り、教師コーナー、教材コーナー			
	学習室兼更衣室		多目的室(少人数学習室・更衣室)	1.25	9	720.0㎡	1室/学年以上		
特別支援 学級	学習室	1	学習室(大)	1.00	1	64.0㎡	流し、ロッカー、スライディングウォールで分割 利用可	441.0㎡	
	学習室(小)1~4		0.45	4	115.2㎡	流し、ロッカー			
	共用部		アトリウム	2.40	1	153.6㎡	自律学習コーナー、トランジションコーナー、ミキ タ、トランジションコーナー、道具吊り用格子		
			倉庫	0.16	1	10.2㎡			
			男子トイレ	0.65	1	41.6㎡			
			女子トイレ	0.65	1	41.6㎡			
			多目的トイレ(シャワー含む)	0.23	1	14.7㎡			
			トイレ						
特別教室	理科	3	理科室1・2	2.00	2	256.0㎡		2,489.6㎡	
			理科準備室	0.50	1	32.0㎡			
			理科メディアコーナー	2.00	1	128.0㎡			
	音楽	4	音楽室	2.00	2	256.0㎡	固定ステージ		
			準備室・楽器庫	1.00	1	64.0㎡			
			練習室1・2	0.25	2	32.0㎡			
	図工	4	図工室1・2	1.50	2	192.0㎡			
			図工準備室	1.00	1	64.0㎡			
			図工メディアコーナー	0.50	1	32.0㎡			
	家庭科	4	家庭科室	1.50	1	96.0㎡			
			家庭科準備室	0.50	1	32.0㎡			
			家庭科メディアコーナー	0.50	1	32.0㎡			
	メディアセンター	2	メディアセンター(図書)	5.60	1	358.4㎡	書架、閲覧コーナー、検索・グループ学習 コーナー、受付		
		3	メディアセンター(PC)	2.50	1	160.0㎡	閲覧コーナー		
		2	管理用スペース	0.20	1	12.8㎡			
	生活科	2	生活科室1・2	1.50	2	192.0㎡	流し、収納棚		
			生活科メディアコーナー	0.50	1	32.0㎡			
	外国語活動	3	外国語教室1・2	1.50	2	192.0㎡	収納棚、スライディングウォール、可動式収 納ステージ		
			外国語メディアコーナー	0.50	1	32.0㎡			
		多目的ホール	2	多目的ホール	3.50	1	224.0㎡		スライディングウォール
				倉庫	0.30	1	19.2㎡		
		放送室		放送室	0.50	1	32.0㎡		
				前室	0.30	1	19.2㎡		
児童共用	昇降口	1	昇降口1	2.50	1	160.0㎡		983.6㎡	
	児童トイレ	2~4	昇降口2(来客職員用含む)	2.50	1	160.0㎡			
			男子トイレ	0.64	6	247.3㎡	学年以外に近接して1か所以上		
			女子トイレ	0.64	6	247.3㎡			
			共用手洗い	0.25	6	96.0㎡			
			多目的トイレ	0.06	4	15.4㎡	1か所/階		
	配膳コーナー	2~4		0.30	3	57.6㎡	1か所/階		
管理諸室 等	校長室	1		1.00	1	64.0㎡	応接スペース、会議スペース	1,002.1㎡	
	職員室		職員室	3.00	1	192.0㎡			
			印刷室	0.50	1	32.0㎡	防音		
			給湯コーナー	0.10	1	6.4㎡			
	事務センター			0.50	1	32.0㎡	校長室と職員室に近接		
	会議室			1.00	2	128.0㎡			
	用務員室			0.50	1	32.0㎡	用務員室に近接		
	職員用更衣室		男子更衣室	0.50	1	32.0㎡			
			女子更衣室	0.50	1	32.0㎡			
			男子シャワー	0.08	1	5.1㎡			
			女子シャワー	0.08	1	5.1㎡			
			男子トイレ	0.43	1	27.8㎡			
	来客職員用トイレ		女子トイレ	0.43	1	27.8㎡			
			多目的トイレ	0.06	1	3.8㎡			

エリア		階	室名	コマ数 (設定)	室数 (室)	合計	備考	エリア合計
	保健室			1.00	1	64.0㎡	保健室に隣接配匠	
	共用トイレ・シャワー			0.10	1	6.4㎡		
	相談室			0.50	2	64.0㎡		
	倉庫			0.27	1	17.3㎡		
	給食配膳室	2~4		0.20	3	38.4㎡	学年1コマに近接して1か所以上	
	教材庫	2~4		0.50	6	192.0㎡		
地域連携	地域活動スペース	1		0.50	1	32.0㎡	外部アクセス	134.4㎡
	特別活動室			1.00	1	64.0㎡		
	PTA室			0.60	1	38.4㎡		
給食	休憩室等	1		1.50	1	96.0㎡		608.0㎡
	調理室配膳室			8.00	1	512.0㎡		
設備	蓄電池室	1						96.0㎡
	機械室			1.50	1	96.0㎡		
廊下階段 他	体育倉庫	5						
わくわく プラザ	玄関	1		0.40	1	25.6㎡	独立玄関	345.6㎡
	ブラザ室			3.50	1	224.0㎡	収納	
	トイレ		男子トイレ	0.50	1	32.0㎡		
			女子トイレ	0.50	1	32.0㎡		
			多目的トイレ	0.10	1	6.4㎡		
	スタッフスペース			0.40	1	25.6㎡		
校舎棟合計								13,860.2㎡

エリア		階	室名	コマ数 (設定)	室数 (室)	合計		エリア合計
体育館	アリーナ	1	アリーナ	13.50	1	864.0㎡	控えを含む	2,066.0㎡
			アリーナ	2.80	1	179.2㎡		
	器具庫		0.80	4	205.3㎡			
	男子更衣室		0.35	1	22.2㎡			
	女子更衣室		0.35	1	22.4㎡			
	男子トイレ		0.30	1	19.2㎡			
	女子トイレ		0.30	1	19.2㎡			
	多目的トイレ		0.10	1	6.4㎡			
	付帯施設	2	会議室(ミキシング含む)	0.45	1	28.8㎡		
		2	給湯室	0.08	1	5.0㎡		
		2	放送室	0.30	1	19.2㎡		
		2	控室	0.30	1	19.2㎡		
		1	玄関	0.20	1	12.8㎡		
		1~2	廊下	6.70	1	428.7㎡		
1		防災倉庫	0.30	1	19.2㎡			
防災備蓄倉庫	1		0.60	1	38.4㎡			
低学年運動スペース	2		2.00	1	128.0㎡			
機械室	2		0.45	1	28.8㎡			
プール	プール	5	廊下	0.78	1	50.0㎡		216.4㎡
	更衣室		男子更衣室	0.50	1	32.0㎡		
			女子更衣室	0.50	1	32.0㎡		
	トイレ		男子トイレ	0.20	1	12.8㎡		
			女子トイレ	0.20	1	12.8㎡		
	器具庫			0.20	1	12.8㎡		
機械室		1.00	1	64.0㎡				
屋外運動場	体育倉庫	1		0.50	1	32.0㎡		96.0㎡
	用務作業室			0.50	1	32.0㎡		
	屋外トイレ		男子トイレ	0.20	1	12.8㎡		
			女子トイレ	0.20	1	12.8㎡		
			多目的トイレ	0.10	1	6.4㎡		
運動施設合計							2,378.4㎡	
総合計							16,238.7㎡	

3. 4 計画図（例）



主な特徴

○建物配置上の特徴

- ・校舎、屋内運動場を北側に、屋外運動場を南側に配置する。
- ・屋外運動場と屋内運動場をピロティでつなぎ、災害時等の連携利用に配慮する。
- ・プールは4階屋上に配置する。
- ・わくわくプラザ、特別活動室は開放に配慮し、直接アプローチが可能な1階に配置する。

○施設構成上の特徴

- ・南向きの普通教室ブロックと北向きの特別教室ブロックを背中合わせにしたI型の校舎を東西軸に記置することで、普通教室から特別教室へのアクセス性に配慮する。
- ・校舎中央部には光庭を配置し、多目的スペースおよび廊下で囲む構成とし、自然採光の積極的な活用を図る。
- ・児童線を校舎の南側、職員・来校者動線及びサービス動線を校舎の北側として分離する。
- ・職員室、校長室、保健室を校門、昇降口、屋外運動場への見通しが効く敷地中央に配置する。
- ・メディアセンターは学校の中央に近い位置に配置し、学習活動への積極的な活用を図る。

○学年ユニットの特徴

- ・学年ユニットはまとまりよく並べ、クラス数の変動に対応してフレキシブルに学年構成を組める配置とする。
- ・各普通教室ユニットからは、他クラスの多目的スペースを bypass せずに共用施設へアクセスできる構成とする。

○配慮事項

- ・特別支援学級の光環境などの居住性に十分配慮する。
- ・地役権設定部分については、建屋を配置しない計画とする。
- ・通用門の設置位置は未定であり、隣地との調整が必要。
- ・道路及び隣地との高低差に配慮した計画とする。

配置図
兼
1階平面図

⤵ S=1:1000

施設構成計画参考案

3. 5. 1 普通教室廻り

● 学習面、生活面において多様な活動を可能にする環境づくり

- シンプルでフレキシビリティに優れた空間とする。

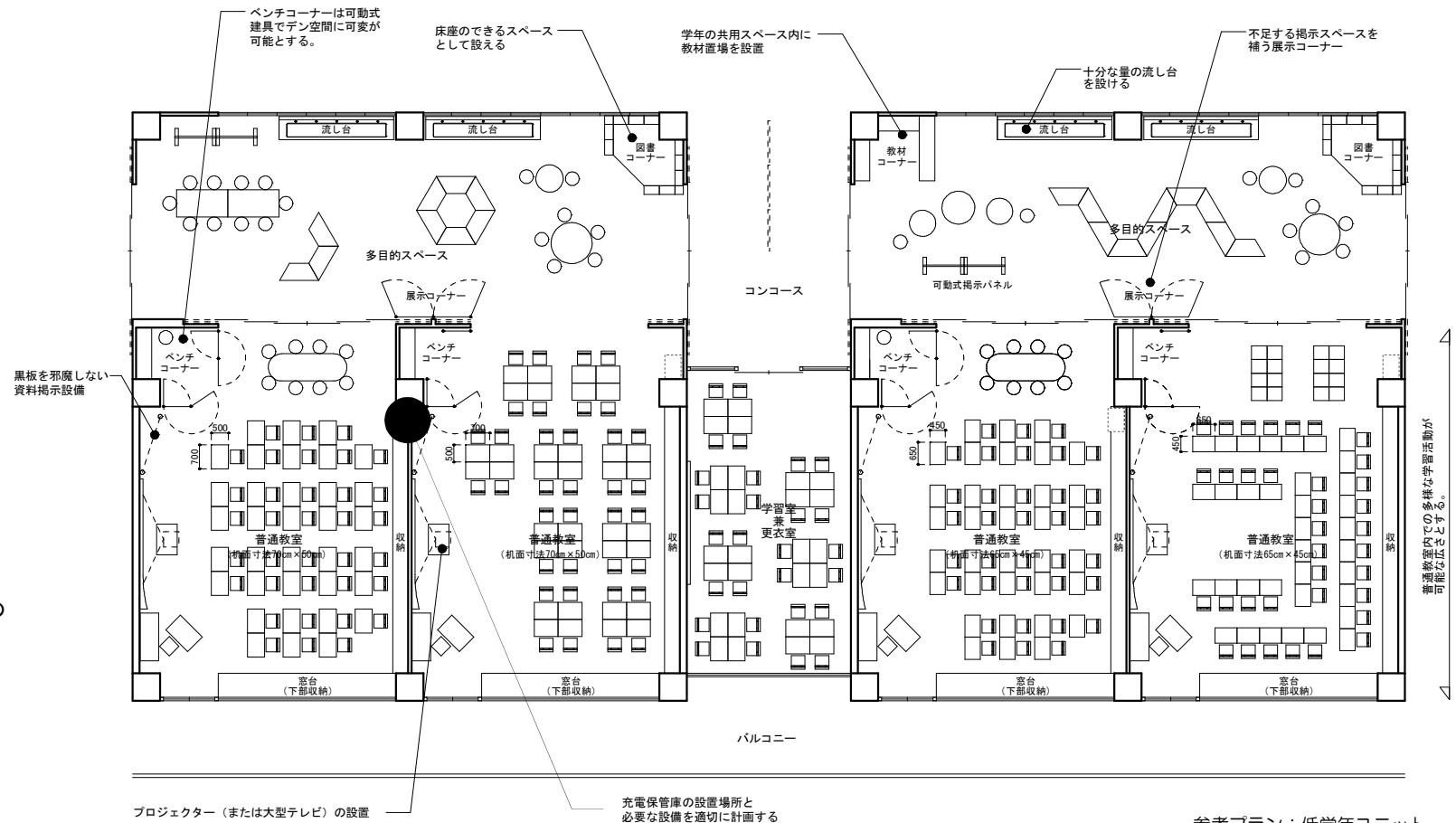
- 一 多様な学習活動を展開する上で、十分な広さの普通教室面積を確保する。

- 普通教室と一体的な利用が可能な多目的スペースを配置する。

- 一 少人数学習、習熟度別学習、個別学習等の様々な授業展開に対応可能な空間とする。

- 一 教員のためのコーナーを配置する。

- ・ 2 クラス 1 ユニット単位を基本とし、クラスや学年の実態に合わせ、教員や児童が自由に可変できる空間計画を行う。
- ・ クラス数の変動に伴う学年配置変更にも対応できる設えとする。
- ・ 児童の体躯の発達、新 J I S 規格による机・椅子の大型化（寸法 70 c m × 50 c m）に合わせた十分な普通教室の面積を確保する。
- ・ 多目的スペースは、学年集会や多様な学習活動、休み時間の児童交流などの活用に必要な広さとまとまりのある空間を設ける。
- ・ 普通教室は、可動式間仕切りなどにより、単独で使用することも、多目的スペースと一体的な使用もできる設えとする。
- ・ 多目的スペースには、大型テーブルやパーティションなど学習活動の規模に応じ適した使い方のできる可動式の家具を設置する。
- ・ 普通教室ユニットに近接し学習室を設置することとし、更衣室との兼用も検討する。
- ・ 多目的スペース内に、学年ミーティングや教材作成も可能な教師コーナーの設置を検討する。また、教室内においても教師の執務に必要な収納スペースの確保を検討する。
- ・ 教員の目が児童に行き届くよう配慮すると共に、児童と教員のコミュニケーションが誘発されるような形状の工夫を行う。



参考プラン：低学年ユニット

● 児童が安心して気持ちよく生活できる空間づくり

- 一 児童の身体スケールに合った空間づくりを行う。

- 一 児童の様々な居場所をつくる。

- ・多目的スペースは、学年が集まれる広さの空間とする一方で、児童にとって過大な空間とならないよう配慮する。
- ・「デン」、「図書コーナー」、「ベンチ・ソファコーナー」、「床座コーナー」、「アルコーブ」など児童の身体スケールに合った居心地の良い空間を様々なコーナーとして設ける。児童の発達段階や学年の実態に応じた空間づくりができるよう、家具等による可変的な設えとするのが望ましい。
- ・低学年ユニットでは「デン」のような落ち着いた空間を普通教室内に設置することを検討する。
- ・快適な学習環境確保のため、自然素材を主体とした児童にやさしい仕上げとし、内装等に積極的に木材を利用する。

- 一 優しく温かみのある内装とする。

● 快適な学習・生活環境づくり

- 一 安全性や衛生面に十分な配慮を行う。

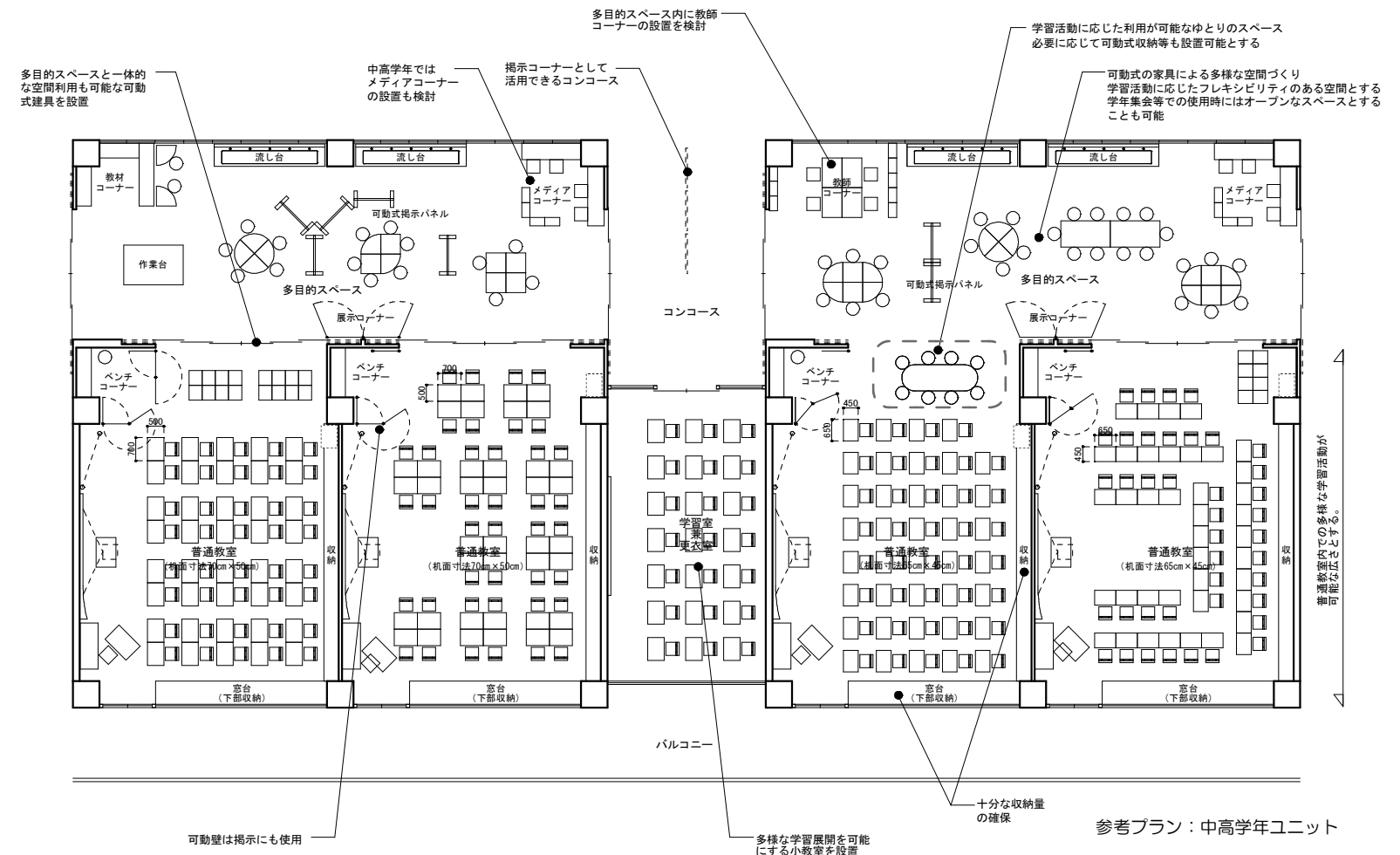
- ・ 鋭利な凹凸のない空間とする。
- ・ 適度に弾力性があり、柔らかな手触りや温かみのある素材を用いる。
- ・ 衛生面に配慮し、カーペット等の全面的な使用は控える。
- ・ 学年ユニット内には十分な量の流しを設ける。普通教室からの距離、位置関係に配慮する。
- ・ オープン利用が可能な空間として、吸音性能や遮音性能に十分な配慮を行う。
- ・ 自然採光を有効に活用できる計画とし、照明エネルギー削減に努める。
- ・ 児童の持ち物用の収納スペースを適切に確保する。
- ・ 多目的スペース内に適切な広さの教材コーナーを設ける。
- ・ 学年ユニット内には無線LAN環境を構築することを検討し、ノートPCやタブレット活用の自由度を高める。
- ・ 図書コーナーに近接して、児童が自由に使えるPCやタブレットを設置する。
- ・ 黒板が隠れない位置に授業時に使用できる資料掲示用の設備を設置する。
- ・ 展示等が行える十分な壁面、スペースを確保するものとする。折畳みで収納できる壁を設置する等の工夫を行う。
- ・ プロジェクターや大型テレビの導入を検討する。

- 一 学習環境として適切な音環境を確保する。

- 一 学習環境として適切な光環境を確保する。

- 一 学習環境を阻害しない適切な量の収納スペースを確保する。

- 一 学習活動をサポートする設備を導入する。



参考プラン：中高学年ユニット

【ヒアリング、ワークショップでの主な意見】

- ・ 実験等で理科室を使うのは高学年で各学年30～40時間/年。4年生では理科室の使い方を学ぶ単元や顕微鏡を使用する実験で理科室を使う。

⇒理科室2室設置の検討
- ・ 普通教室で行える実験やグループ学習であっても本当は教科教室型的なスタイルで出来る限り理科室を使える方が望ましい。

⇒実験台のコの字配置、可動式実験台、メディアスペース、多目的ホールとの隣接など、利用の幅を拡げ、より高度な理科教育を実践できる場を形成することを検討。
- ・ 黒板は横長の方が良い。また、黒板の脇に資料掲示用設備があると良い。
- ・ 実験台の高さは68cmでは低い。
- ・ 光学顕微鏡、2人で1台使用のための電気容量の確保が必要。

○理科室の基本的な考え方

- ・ 理科教育推進に向けて、理科ゾーンとして理科学習活動に必要な様々な機能を集約して配置する。
- ・ 使用目的に応じ設えの異なる理科室を2室設置することを検討し、積極的な理科室利用の向上を図る。

○理科室1、2

- ・ 理科室1、2の設えについては、その使い分けや主に対象とする学年、授業外での活用方法などを基本設計段階で十分に検討の上決定する。
- ・ 特に実験台の形状及び配置は、児童の作業性、教師からの視認性、可動式とするか等十分に検討を行うこととする。（参考プランを参照）
- ・ 教員用実験台の前には演示実験等に活用できる空間を設けることが望ましい。
- ・ 適切な容量の実験器具等の収納スペースを確保する。
- ・ 適切な量の流しを確保する。
- ・ 片方の室は多目的ホールと隣接した配置を検討する。
理科室一多目的ホール間の間仕切りは、スライディングウォールによるものとし、一体的な利用が可能な設えとする。（より広いスペースを必要とした実験での活用や研究授業や教員研修、理科教育研究会、イベント等の開催時の利用を想定。）

○準備室

- ・ 理科室2室用の準備室として適切な広さを確保する。

○理科メディアスペース

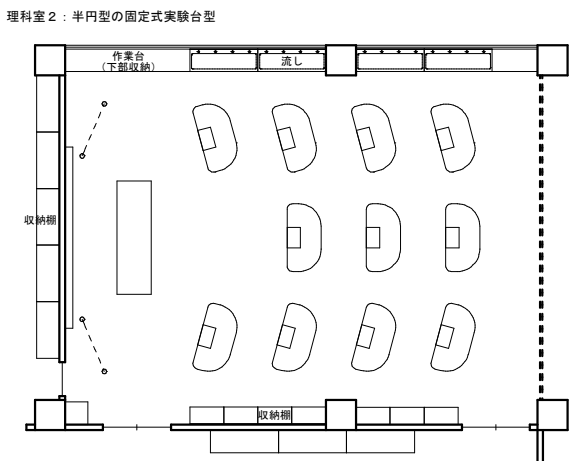
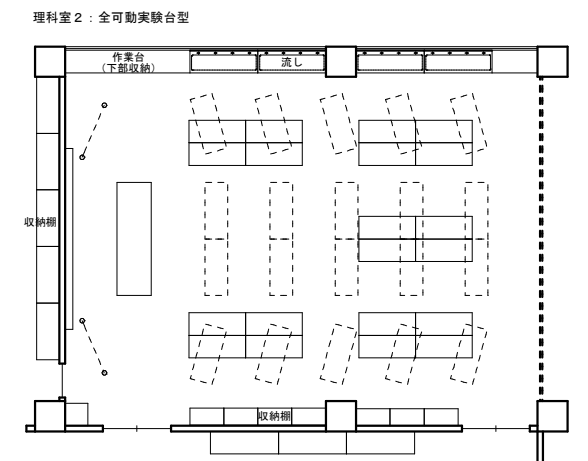
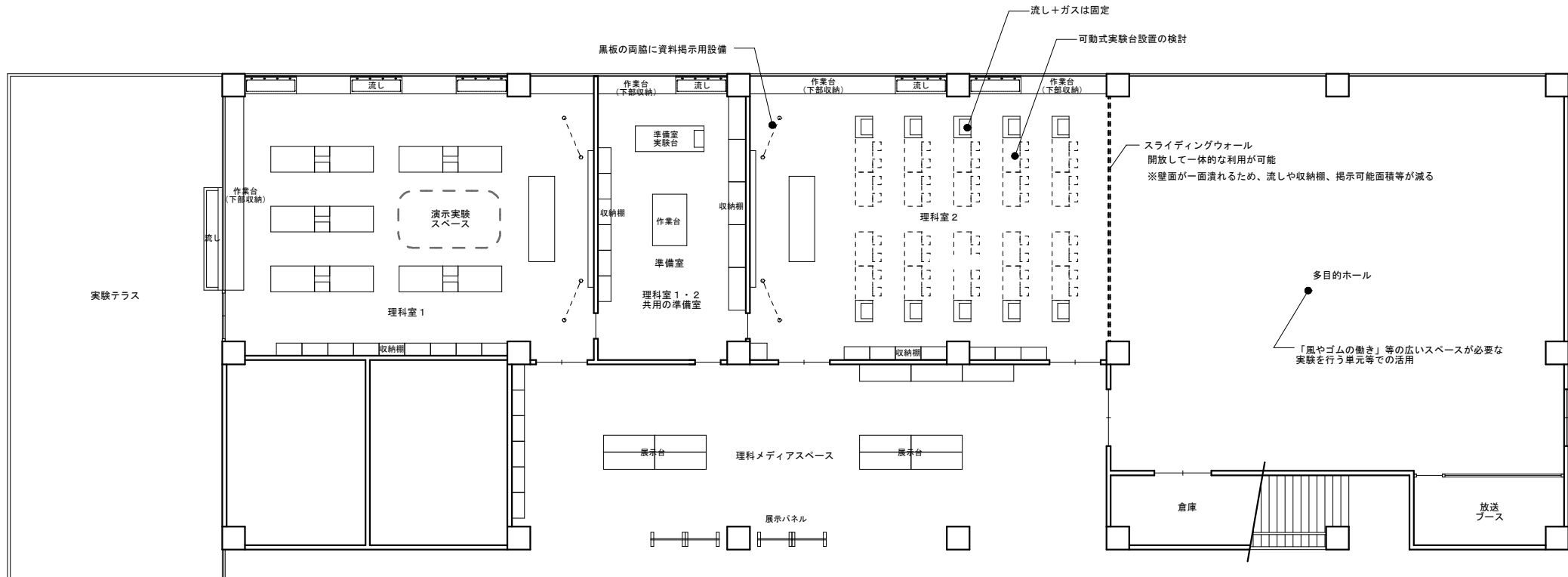
- ・ 理科室前の廊下に面した部分には理科メディアスペースを設け、理科授業時以外にも児童へ理科の魅力を伝える空間として活用する。
- ・ 理科に関連する図書等のメディア、模型や標本等の展示物の充実を図る。
- ・ 調べ学習の発表の場となるよう十分な掲示面を設ける。
- ・ 学習展開により理科室から連続して実験等で利用できる空間とする。

○実験テラス

- ・ 理科室と連続して屋外での実験等が可能なテラスの設置を検討する。
- ・ 観察園や菜園等との連携による屋外からのアクセスも検討する。

○その他の設え

- ・ 安全な耐衝撃性能を確保し、かつ掃除が行いやすく、水に濡れても滑りにくい床仕上げとする。
- ・ 薬品の気化に留意し、十分な換気、排気設備を確保するとともに、通風に配慮する。
- ・ 学習環境に適した安定した光環境を確保すると共に、用意に暗転できる設えとする。
- ・ ICT環境の充実や、黒板脇の資料掲示設備等に配慮する。
- ・ 実験台の高さは児童の身体寸法を考慮した実験しやすい高さとする。また、教師用実験台に関しては児童からの見やすさに配慮すること。



3. 5. 3 メディアセンター廻り

【ヒアリング、ワークショップでの主な意見】

- ・ 様々な教科で調べ学習が重要となるため、ＰＣ室と図書室が一体化していると便利である。
- ・ 普通教室と近い場所に配置されるとよい。
- ・ ＰＣ室というものの自体がいらないのではないか。図書室の閲覧スペースにノートＰＣやタブレットを持ち込んで活用するような形式も有り得る。
- ・ 授業以外で休み時間に本を読みに来るような児童への配慮（量コーナーのような居心地のよいスペース）も必要。

○基本的な考え方

- ・ 図書室、ＰＣ室として別々に設置するのではなく、一体的なメディアセンターとして整備し、調べ学習等の多様な学習形態の受け皿とする。（ガラス引き戸などで仕切り別々に利用できるよう配慮する。）

○利用しやすさへの配慮

- ・ 日常的な利用のしやすさに配慮し、共用部と一体となったオープンタイプの室とする。
- ・ 学校の中心として把握しやすく、普通教室ゾーンからも気軽に訪れやすい位置に設けることを検討する。
- ・ 読書と調べ学習が別々に利用可能となるような設えを検討する。
- ・ 地域開放の可能性も視野に入れた配置を検討する。

○利用形式

- ・ 検索コーナーには常時使用できるＰＣを数台設置することを検討する。
- ・ その他は、貸し出し利用形式のノートＰＣやタブレットを設置することとし、全館無線ＬＡＮ対応として普通教室等へのマルチメディア機器の貸し出しも可能とするのが望ましい。

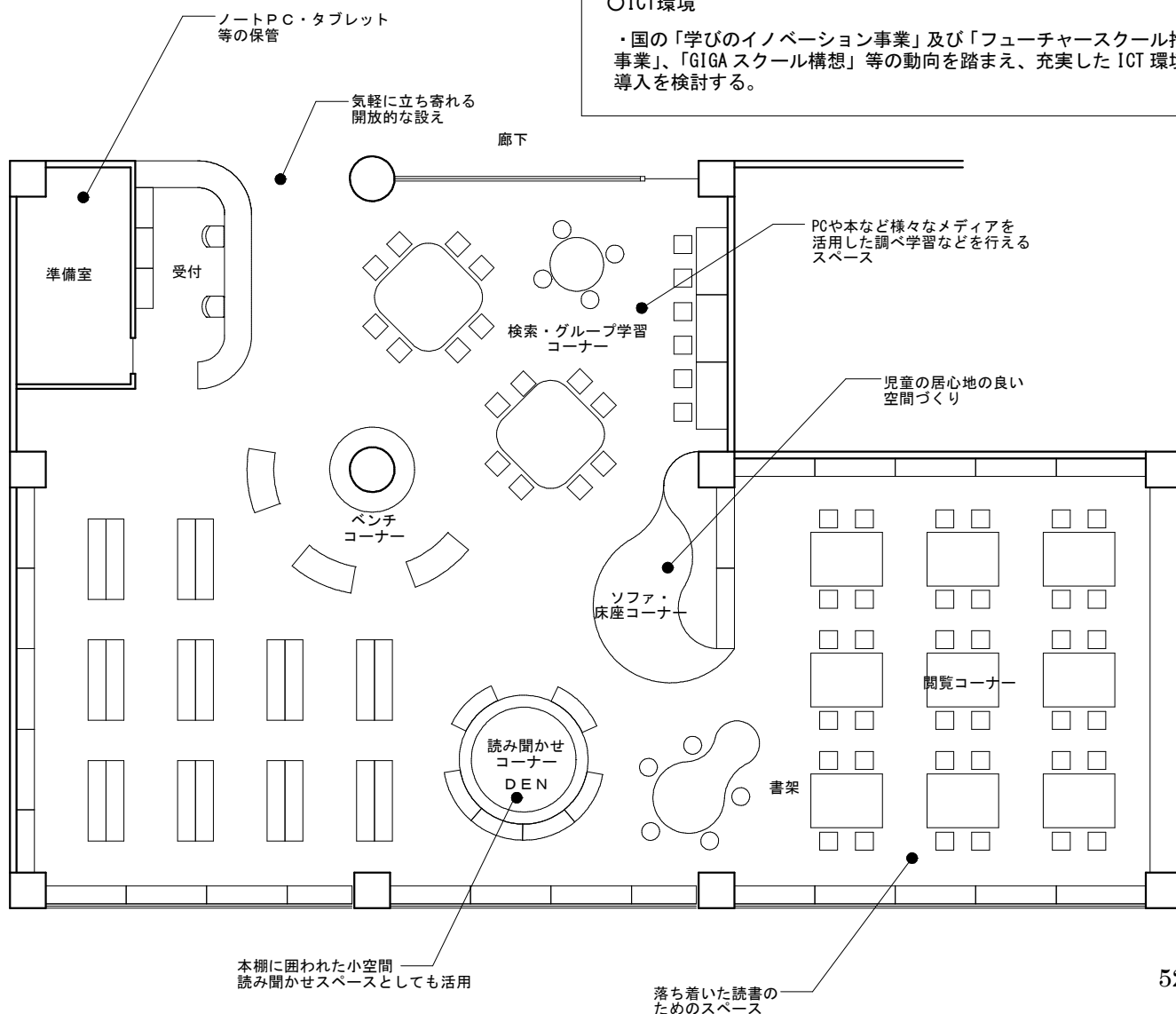
○滞在したくなる魅力的な空間づくり

- ・ 授業時間以外でも児童たちの積極的な利用を促すため、滞在したくなるような魅力的で落ち着く空間づくりを目指す。
- ・ 様々な過ごし方ができるよう、本棚等に囲まれた場所、開放的な場所、椅子での読書、ソファや床座など、多様なコーナーを計画する。
- ・ 木などの自然素材を多用した温かな空間とする。

○ICT環境

- ・ 国の「学びのイノベーション事業」及び「フューチャースクール推進事業」、「GIGA スクール構想」等の動向を踏まえ、充実した ICT 環境の導入を検討する。

参考プラン S : 1/150



3. 5. 4 音楽室廻り

【ヒアリング、ワークショップでの主な意見】

- ・ グループ練習ができる小部屋があるとよい。また、見通しがきくガラス張りが望ましい。
- ・ オープン型の普通教室の場合は、鍵盤ハーモニカの演奏や合唱を普通教室で行うと音が他のクラスにも漏れてしまい、授業を行うことが困難となるので、第2音楽室があることが望ましい。
- ・ 楽器がチョークで汚れないように黒板ではなくホワイトボードがよい。
- ・ 音楽室の黒板は横長がよい。
- ・ 音楽室内に流しが必要。

参考プラン S : 1/150

○基本的な考え方

- ・ 音楽の魅力を引き出す環境をつくる。
- ・ 器楽や歌唱、鑑賞に相応しい適切な音響性能を確保する。

○音楽室

- ・ 鑑賞学習や講演会等にも対応した小ホールとしての使用も考慮し、適切な広さと設えとすることを検討する。
- ・ 音楽を楽しめる雰囲気の設定とする。
- ・ 近隣や他の教室へ配慮し適切な遮音性能を確保する。
- ・ プロジェクターや性能の良いスピーカーなど視聴覚設備を充実させる。
- ・ 十分な掲示面積を確保する。
- ・ 室内に手やリコーダー等を洗える流しを設ける。
- ・ 家具はメモ台付き椅子など、音楽活動を考慮した使い易いものとする。
- ・ 楽器庫と合わせ、十分な量の楽器保管スペースを設ける。
- ・ 横長の大型黒板やホワイトボードの設置を検討する。
- ・ 小ステージの設置を検討する。

○練習室

- ・ グループ練習等が行える適切な広さの練習室を2室設ける。
- ・ 音楽室内からの視認性に配慮する。
- ・ 適切な音響性能および遮音性能を確保する。

○準備室・楽器庫

- ・ 準備室と楽器庫を別々に設ける。
- ・ 楽器の種別、数量、寸法等に留意し、充実した収納スペースを設ける。

○その他

- ・ 多目的室や屋外空間と一体的に利用できる施設計画も検討する。
- ・ 屋内運動場や屋外への楽器の移動に配慮した室配置が望ましい。（1階への配置、あるいは屋内運動場やエレベーターへの近接など）



3. 5. 5 図工室廻り

【ヒアリング、ワークショップでの主な意見】

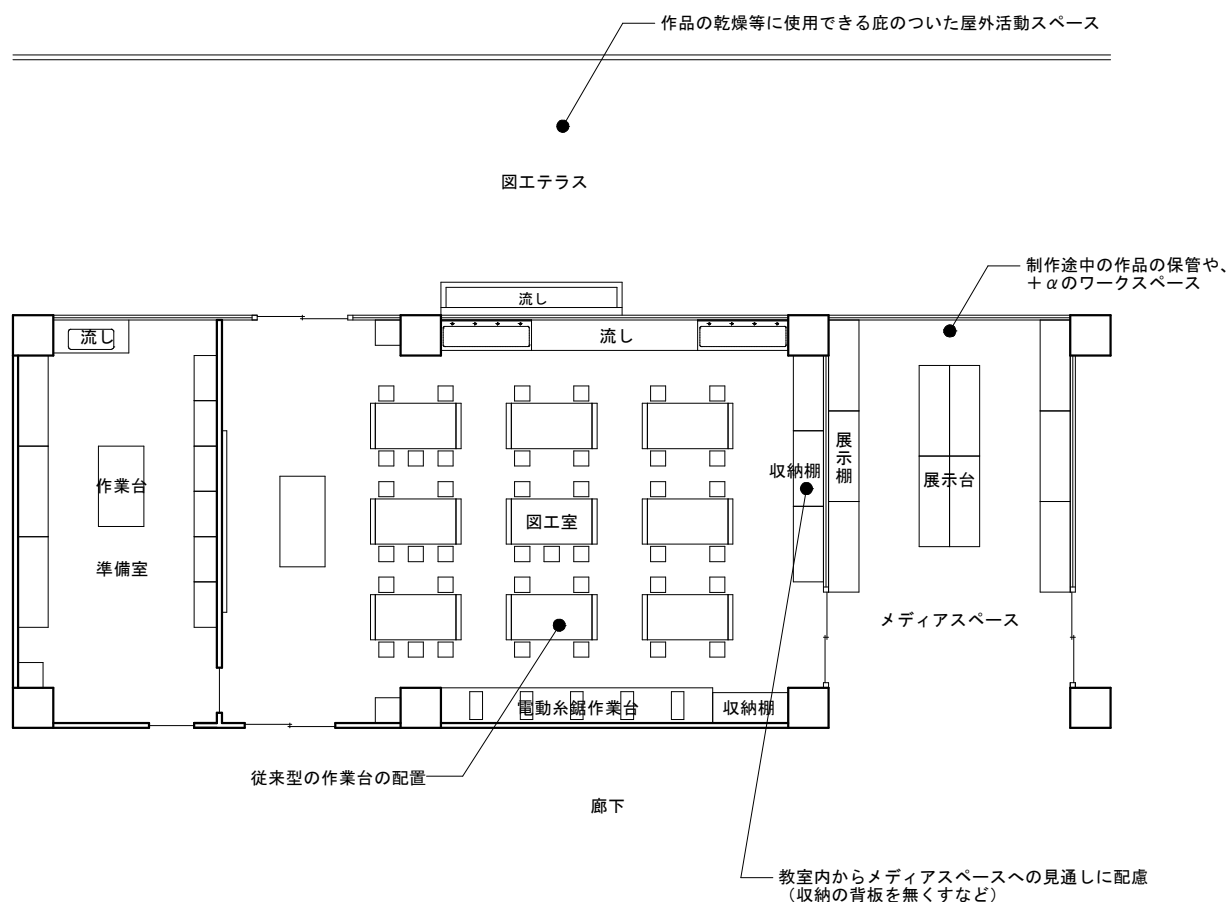
- ・ 図工室は従来通りの仕様がよい。
- ・ 作品を乾かしたりできる屋外スペースが隣接しているといい。
- ・ 制作途中の作品の保管スペースが十分に必要。
- ・ 明るい窓や十分な流しが必要。
- ・ 作品事例の紹介にICT機器を活用する。
- ・ 授業では、作品の制作だけではなく、それに伴い感想や鑑賞の時間を取る。

○基本的な考え方

- ・ 創作活動の魅力を引き出すアトリエや工房的な雰囲気をつくる。
- ・ 創作活動を妨げない環境性能（安全性、光環境）を確保する。

○図工室まわりの設え

- ・ 工作・絵画だけでなく、講義・発表など多様な活動を考慮して計画する。
- ・ 自然採光を活用し、創作活動に適した安定した光環境をつくる。
- ・ 吸音性、遮音性を確保する。
- ・ 適切な耐衝撃性能を確保し、かつ掃除の行いやすい床仕上げとする。
- ・ 適切な換気設備を確保し、通風にも配慮することが望ましい。
- ・ 適切な容量の制作途中の作品の保管スペースを設ける。
- ・ 流しや作業台などは教室の周辺部に設置する。
- ・ 適切な広さの準備室を設ける、
- ・ 作品の乾燥等が行える屋外活動スペースを隣接または近接させる。
- ・ プロジェクターや実物投影機などICT機器の設置を検討する。



参考プラン S : 1/150

3. 5. 6 家庭科室廻り

【ヒアリング、ワークショップでの主な意見】

- ・ 作業台は5人掛け8台がよい。
- ・ 家庭科室内に収納戸棚が必要。
- ・ ミシン20～40台の同時使用、ホットプレートや炊飯器等の使用に問題のない電源容量の確保が必要。
- ・ PTAや地域への開放に配慮し、地域のコミュニティの場となるような考えも必要。

○基本的な考え方

- ・ 家庭科の魅力を十分に引き出す空間をつくる。
- ・ 実践的・体験的な学習活動を通し、日常生活に必要な基礎的・基本的技能の習得が効果的かつ効率的に行うことができる空間とする。
- ・ 学習内容の性質上、安全面には最大限に配慮した設えとする。

○家庭科室

- ・ 作業台の配置に関しては、調理台一体型と分離型の双方の室構成の検討を行うものとする。
- ・ 調理器具、食器等の収納スペース、制作中の作品等の保管スペースとして、適切な容量の収納戸棚を設ける。
- ・ ミシンやホットプレート等の電気調理器具の利用に配慮し、十分な電気容量を確保する。
- ・ 適切な耐衝撃性能を確保し、かつ掃除の行いやすい床仕上げとする。
- ・ 適切な換気設備を確保し、通風にも配慮することが望ましい。
- ・ プロジェクターや実物投影機などICT機器の設置を検討する。
- ・ 教員用調理台の上への鏡の設置や、デジタルビデオカメラを用いる等して、手元作業を児童に見せる仕組みの導入を検討する。

○準備室

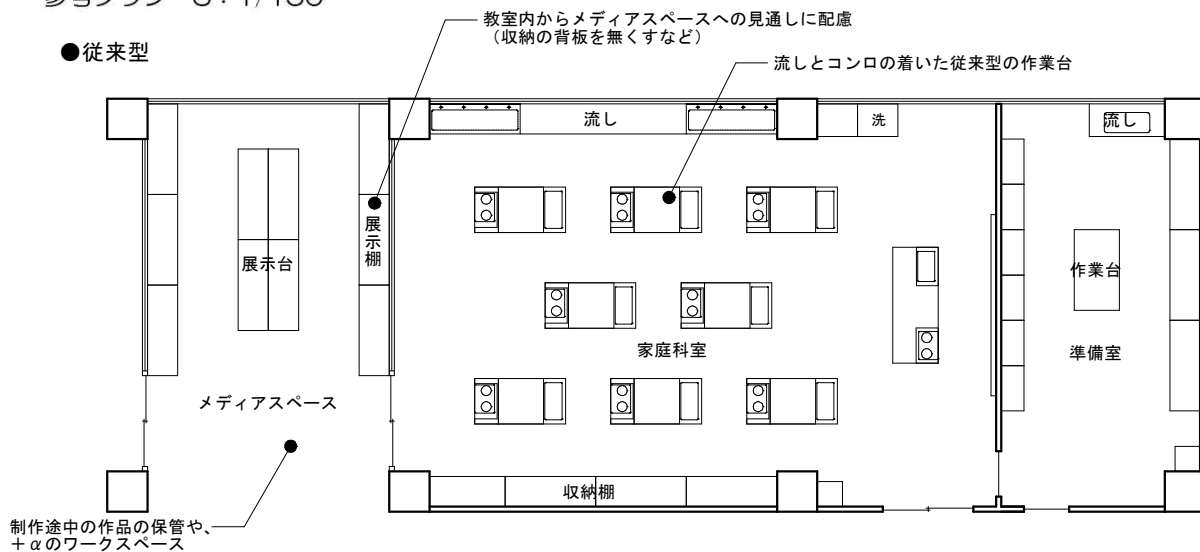
- ・ 必要な収納量等を調査した上で適切な広さを確保した室あるいはコーナーとして設置することを検討する。

○その他

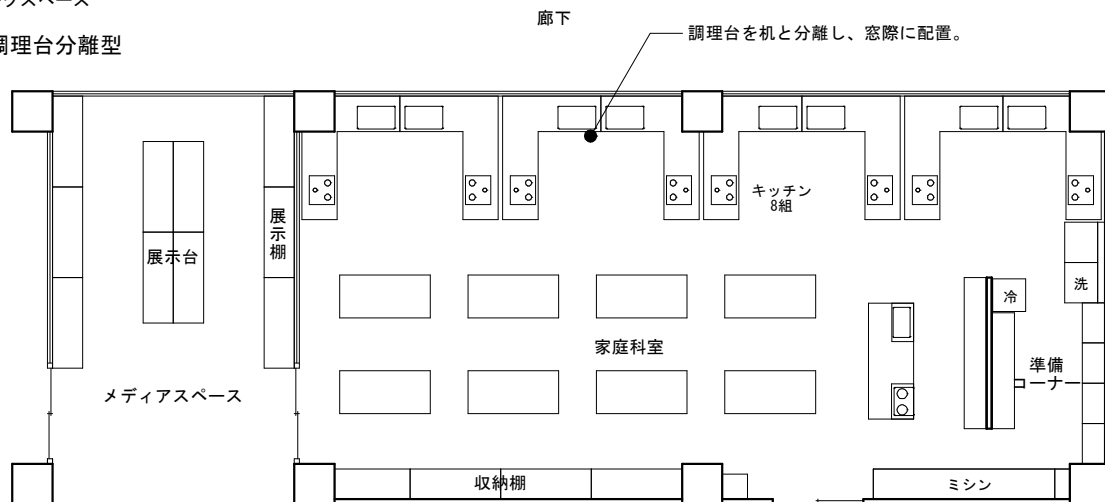
- ・ 地域への開放へも配慮することが望ましい。

参考プラン S:1/150

●従来型



●調理台分離型



3. 5. 7 生活科室廻り

【ヒアリング、ワークショップでの主な意見】

- ・低学年ブロックに近く、また屋外に直接出入りしやすい場所に配置することが好ましい。
- ・2教室分程度の広さが必要。
- ・固定的な設えの無い、フリーなスペースが活用しやすい。
- ・机や椅子は、低いもので容易に動かせるとよい。
- ・簡単な工作や調理等で使える流しが必要。
- ・床は掃除しやすいものがよい。
- ・ホットプレートやトースターのための電源があるとよい。
- ・他の教科でも活用しやすい教室であるため、それを想定した設えとするとよい。

○基本的な考え方

- ・低学年の児童が、具体的な活動や体験を充実するための「遊ぶ」、「製作する」、「交流する」など多様な学習活動が行えるフレキシブルな空間とする。
- ・低学年を主体とし、他の教科でも活用できる多目的な室とする。

○配置

- ・低学年ブロックに近い配置とする。

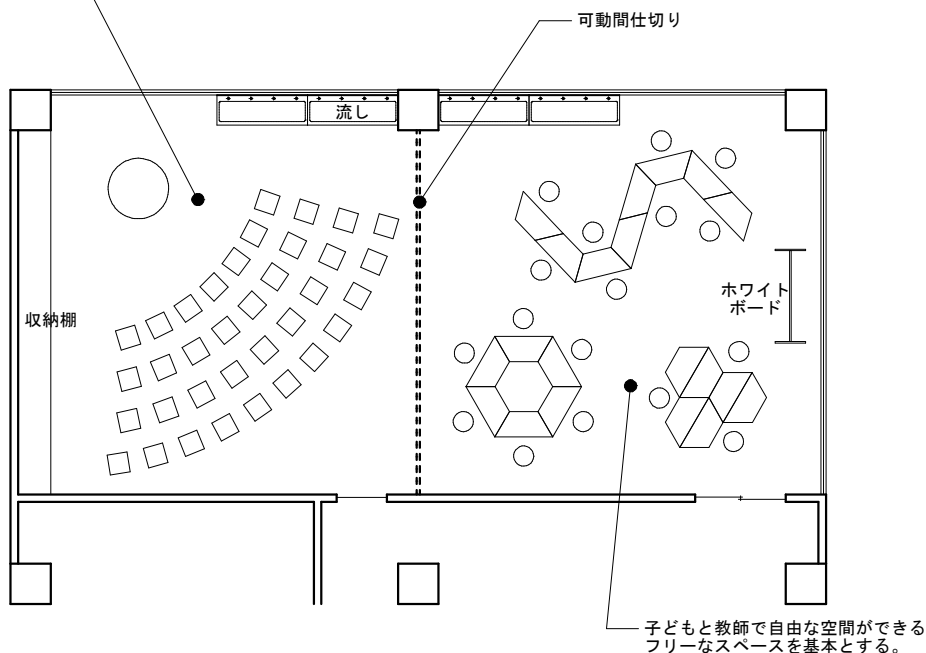
○室の規模、形状

- ・標準型の普通教室2教室分程度の広さを確保し、固定的な設えのないフリーなスペースとする。

○家具、設備等

- ・机や椅子等の家具は、低学年の身体寸法に合った、子どもでも容易に動かせる軽さのものとする。
- ・適切な量の流しを設ける。
- ・製作の活動等での利用を考慮し、床仕上げは日常の清掃が容易な、メンテナンス性に配慮したものとする。
- ・ホットプレート等による調理に必要な電源を適切に設ける。
- ・低学年の音楽の授業での使用を考慮し、視聴覚機器を導入するとともに、室の遮音性の確保する。
- ・部屋を分割して利用可能な可動間仕切りの設置を検討する。
- ・授業で使用する様々な材料・教材・作品の保管、家具の収納等ができる準備室、あるいはそれに代わるスペースの設置を検討する。
- ・部屋を分割して利用可能な可動間仕切りの設置を検討する。
- ・プロジェクターや実物投影機などICT機器の設置を検討する。

音楽の授業でも使用可能な仕様



参考プラン S: 1/150

3. 5. 8 外国語活動教室廻り

【ヒアリング、ワークショップでの主な意見】

- ・外国語活動専用教室があるといい。
- ・外国語活動用教材を保管できる場所が必要。
- ・机、椅子はあったほうがよい。
- ・机、椅子を寄せて、普通教室より広めのスペースが確保できるとよい。
- ・総合的な学習の時間や社会科等でも共用できる。
- ・外国語活動にスムーズに入っていけるよう、異文化の空間が感じられる設えが施せるとよい。

○基本的な考え方

- ・外国語活動や社会科を中心に児童が異文化を体験しながら、その理解を深めることができる雰囲気をつくる。
- ・講義的なスタイルの活動だけでなく、実習的なスタイルの活動も可能なフレキシブルな多目的空間とする。

○配置

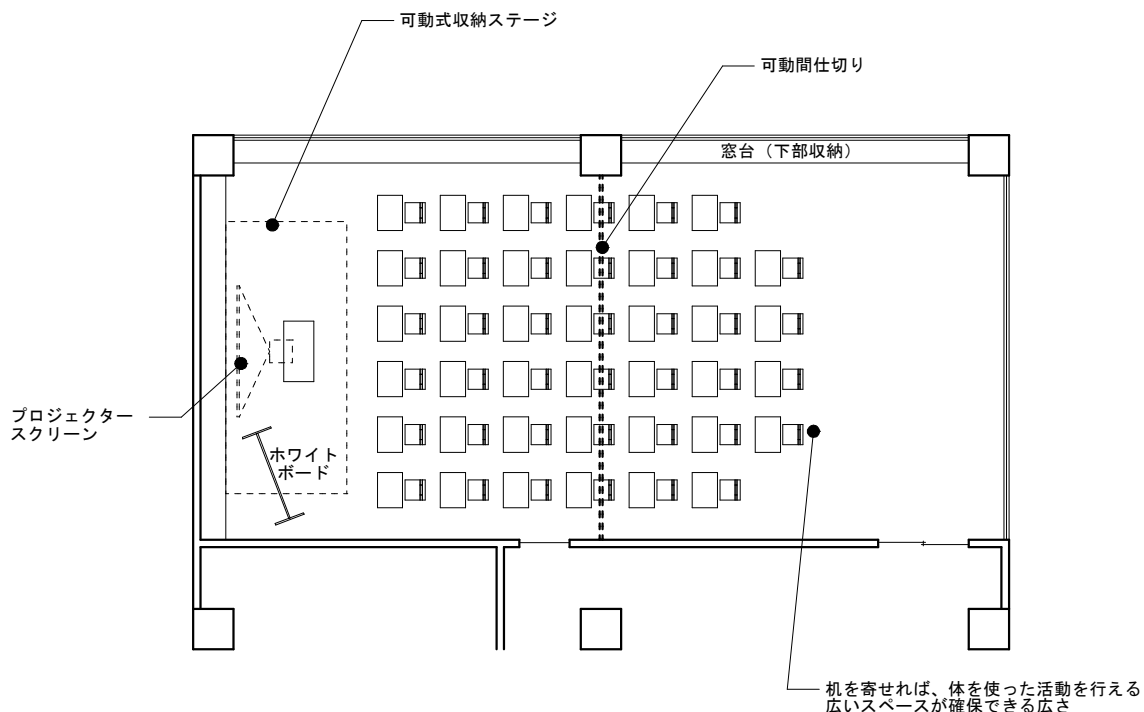
- ・中高学年ブロックに近い配置とする。

○室の規模、形状

- ・標準型の普通教室2教室分程度の広さを確保し、固定的な設えのないフリーなスペースとする。

○家具、設備等

- ・机、椅子は容易に可動なものとする。
- ・部屋を分割して利用可能な可動間仕切りの設置を検討する。
- ・授業で使用する様々な材料・教材・作品の保管、家具の収納等ができる準備室、あるいはそれに代わるスペースの設置を検討する。
- ・ホワイトボードやプロジェクター、その他ICT機器の設置を検討する。
- ・可動収納式ステージ等の設置を検討する。



参考プラン S : 1/150

3. 5. 9 特別支援教室廻り

○基本的な考え方

- ・ 障害の有無や程度に関わらず、共に学び交流する場を形成する。
- ・ 障害特性に対応したユニバーサルな教育環境（安全・安心・わかりやすい）を創出する。
- ・ 「特別支援学校施設整備指針」に準じ、「川崎市特別支援教育推進計画」に則った計画とする。

○前提条件

- ・ 定員22～30人を想定した規模設定とし、児童数の変化に柔軟に対応できる計画とすることが望ましい。
- ・ 日照、採光、通風等、児童の居心地の良い空間づくりに配慮する。
- ・ 個別指導及び小集団指導など、多様な指導形態に対応可能な設えを検討する。
- ・ バリアフリーに十分に配慮した計画とする。
- ・ 十分な安全性とともに、非常時における動線に配慮した配置を検討する。
- ・ 通常の学級の児童の動線を考慮し、自然に交流ができる配置を検討する。
- ・ 室内から車椅子でも直接出られる中庭などの落ち着いた屋外空間との連続配置を検討する。
- ・ 児童の障害の状態や特性等に応じ、柔軟に対応することが可能な設えを検討する。また、いわゆる「教室の構造化（※）」に配慮した設えにすることが望ましい。
- ・ 「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（中央教育審議会分科会（H24.7））」を参考に検討する。

○プレイルーム

- ・ 多目的に利用できる適切な広さのプレイルームを設ける。
- ・ トランポリンや遊具吊り下げ用フレームの設置を検討する。
- ・ 外部や廊下から活動の様子が見えやすく、また通常級の児童が訪れやすい設えとする。
- ・ プレイルーム内にトランジションエリア（児童の個別のスケジュールを掲示・確認する場所）を設け、朝の会や帰りの会を実施できる広さとする。トランジションエリアは、床の色や仕上げ等により他のコーナーと明確にスペースを分ける。
- ・ 自律学習用のブースを設ける。
- ・ 壁面収納や大型遊具も収納可能な収納庫など、十分な収納スペースを設ける。
- ・ ミニキッチンを設置する。
- ・ 教員コーナーの設置を検討する。

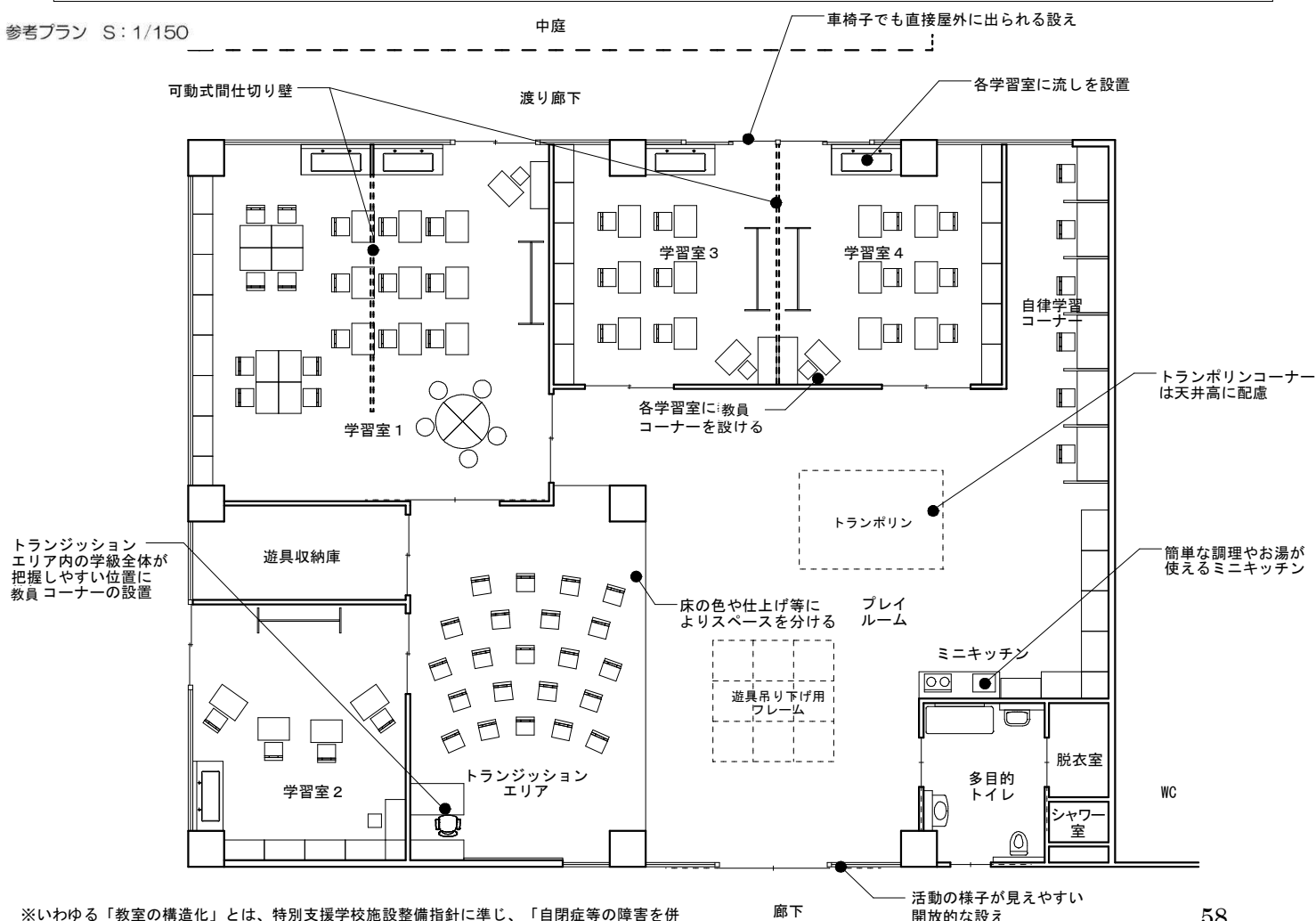
○学習室

- ・ 学習室は8人席の小教室を4室、16人席の大教室を1室設け、移動間仕切りにより8教室化できる設えを検討する。
- ・ 各室に手洗い場を設ける。
- ・ 各室に適切な量の児童の持ち物用の収納を設ける。
- ・ 1室は肢体不自由に対応した寝転んだり床座できる設えとする。

○その他

- ・ 多目的トイレ及びシャワーブースを設置する。また、特別支援学級に近接して男女別の児童用トイレを設けることが望ましい。
- ・ 床暖房の設置を検討する。
- ・ 特別支援教育に有用なICT機器の積極的な導入を検討する。

参考プラン S: 1/150



※いわゆる「教室の構造化」とは、特別支援学校施設整備指針に準じ、「自閉症等の障害を併せ有する児童が見通しを持って円滑に活動するため、家具等により仕切りを設けたり、色分けをしたりすることにより、空間ごとに役割を持たせること」とする。

管理諸室(職員室、事務センター、校長室等)廻り

【ヒアリング、ワークショップでの主な意見】

- ・ 職員室、教室のそれぞれに十分な収納スペースが必要。
- ・ 職員室の座席配置が学年毎の島になっていることで学年会などのミーティングが開きやすくなる。職員室で行うことで、他学年との情報交換ができるというメリットがある。
- ・ 職員室では教材作成等の作業をする場が限られているため、学年ユニット内に教員コーナーがあると便利。
- ・ 執務スペース以外にミーティング等ができるスペースがあるとよい。
- ・ 保健室は職員室と隣接させて欲しい。
- ・ 職員が保護者や児童の目を気にせず飲食をしたり休憩したりできるスペースが必要。
- ・ 学年間の情報交換等、教員同士のコミュニケーションが盛んになるような場が必要。

参考プラン S: 1/150

○基本的な考え方

- ・ 教員にとって働きやすく、また同時にリフレッシュできる空間とする。
- ・ 児童や来訪者が訪れやすい開放的な雰囲気をつくり、教員が身近に感じられる職員室づくりを目指す。

○執務機能の向上

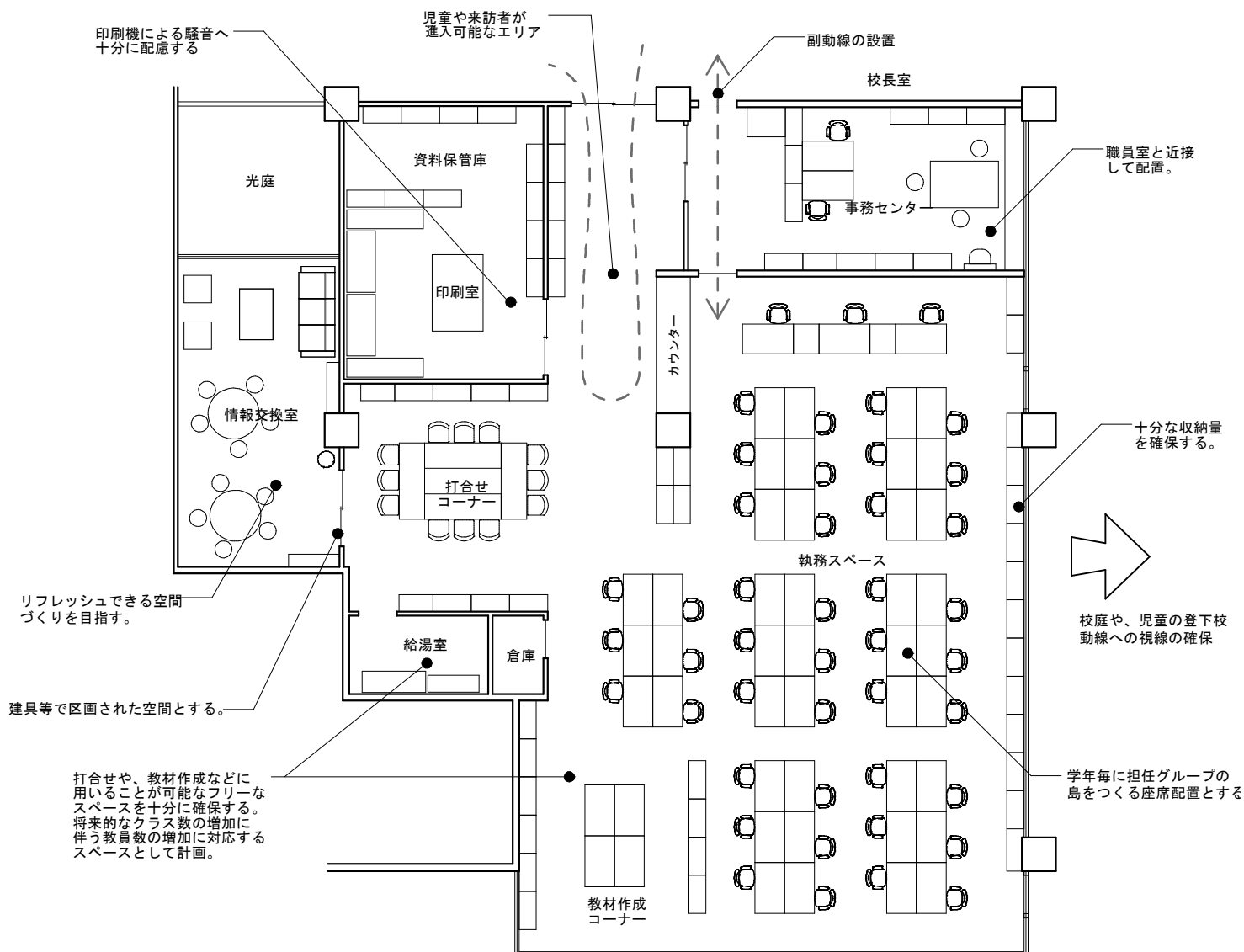
- ・ 執務のための適切なスペースや収納量の確保、ICT環境の整備を図るものとする。
- ・ 学年毎の担当教員のグループをつくる島状の配置とし、日常的なコミュニケーションの誘発による情報交換を促進する。
- ・ グループでの打合せや、教材作成のためのスペースを確保する。

○配置、他の管理諸室との連携

- ・ 校長室と職員室の間に事務センターを配置することとし、校長室、保健室や用務員室との連携に配慮した配置とする。
- ・ 校長室と用務員室は近接配置とする。
- ・ 屋外運動場、児童の通学動線、昇降口付近の見通しを確保する。

○リフレッシュのための空間

- ・ 教員が休憩してリフレッシュできる空間として情報交換室を設ける。
- ・ 執務中の教員や来訪者の視線を気にせず休憩できる配置とする。
(場合によっては職員室と離れた場所に設置することも検討する。)



3. 5. 1 1 その他諸室の考え方

(1)保健部門

ア. 保健室

- ・管理諸室ブロックとの連携の良い位置に配置する。
- ・緊急車両が寄り付ける配置とする。
- ・屋外運動場からのアクセスの良い位置に配置する。
- ・校舎の通路に対して保健室内から児童の様子が把握できるように視認性の高い空間とする。
- ・日照・採光・通風に十分配慮した計画とする。
- ・保健室登校や委員会活動など柔軟に子どもの対応ができるスペースを設ける。
- ・健康手帳、緊急連絡帳など従来の帳票類に加え、新たに保管が必要となった保健調査票の収納スペースを確保する。

イ. 相談室

- ・管理諸室ブロックとの連携の良い位置に配置する。
- ・周囲に気兼ねせずに入出りできる配置とし、他の児童から入出りが見られない入口を設けることが望ましい。
- ・保健室と隣接した配置とする。
- ・相談内容等が外に漏れないよう、遮音に配慮した設えとする。

(2)体育館

- ・小学生用のバスケットボールコートであれば2面、開放用として大人用のバスケットボールコートであれば1面が確保できる寸法を基本とし、安全に活動が行えるよう余裕のある設計とする。
- ・天井高を7m以上確保する。
- ・全校集会が行える広さを確保する。
- ・学校行事に必要な規模のステージを設ける。
- ・開放利用に配慮した配置とする。また屋外運動場との連携、緊急車両の寄り付き等に配慮することが望ましい。
- ・校舎と一体で計画する場合は、運動により発生する音・振動には十分に配慮する。
- ・災害時の避難場所の中心的な役割を担う総合的な防災機能を備えた体育館として整備する。
- ・適切な広さの器具庫を確保し効率的な器具の保管・出し入れが可能な形状・入口の設えとする。
- ・児童利用、開放利用及び災害時利用に配慮して、空調設備の設置を検討するとともに、体育館に近接した位置に男女トイレ、多目的トイレ、更衣室等を設ける。

(3)共用部

ア. 昇降口

- ・短時間に全校児童が出入りする動線と校舎・屋外運動場の関係を検討する。
- ・複数の昇降口の設置を含めて検討する。
- ・児童が毎朝最初に利用する施設として魅力的で親しみのある空間計画とすることが望ましい。

イ. 児童用トイレ

- ・ゾーニング・動線に配慮し、ブロックごとに設置することを検討する。
- ・各階に1ヶ所以上設ける。
- ・清掃のしやすさに配慮し、明るく清潔感があり、心落ち着く設えとする。
- ・自然採光を取り込める開口を設け、自然換気ができるよう、外気が取り込めるように配置する。
- ・入口には扉は設けないが、廊下からの視線を防ぐよう配慮する。
- ・男女の区分は明確にする。
- ・多目的トイレを管理諸室・保健室に近接した位置及び各階に設ける。

ウ. 更衣室

- ・20人程度が利用できる広さとし、普通教室から利用しやすい位置に設ける。
- ・学年で1室以上設けることとする。
- ・小教室等との兼用も可とする。

エ. その他

- ・日吉地区の郷土の歴史や文化、地域資源の魅力を伝えるスペースを検討する。
- ・建物全体で0.01 m³/m²を目標に木材利用を行う。

(4)給食室

- ・搬入や作業環境を考慮し、壁が外部に接するように計画するとともに、外部からの搬入が容易な配置とし、児童動線と明確に区分することとする。
- ・給食室内には下処理室、調理室、洗浄室に分け、内部には休憩室、トイレ、シャワー室を設置する。
- ・配膳を行うエレベーターを通じた各学年ユニットへのスムーズな搬入ルートやワゴンの保管場所を確保する。
- ・ランチルームを設ける場合は、連携に配慮する。

(5)特別活動室など

- ・学校から独立して使用できるように直接敷地外部からのアクセスがしやすい配置とする。
- ・外部に直接出られるよう1階に配置し、地域活動団体などによる利用を想定し、学校との動線に配慮して内外の連続性を高める。
- ・今後の教育課程では、地域の方等の外部講師を招き行われる教育活動が増えていくことが見込まれるため、外部講師の控えスペースを確保することが望ましい。

(6)屋外空間

ア. 屋外運動場、その他

- ・校舎や隣地の日影の影響を受けにくい等、良好な環境に屋外運動場を配置する。
- ・校舎配置と連絡のよい場所とする。
- ・学習や生活・交流の場ともなる中庭、テラス、自然を感じるビオトープや植栽などの屋外環境を創出することが望ましい。
- ・学校開放、災害時の避難施設としての機能等を考慮する。
- ・130mトラックが周囲に余裕を持って配置できる広さを確保することが望ましい。
- ・鉄棒、ジャングルジム等学習指導に必要な遊具を配置する。
- ・学習指導が円滑に行えるように遊具や砂場の大きさ等に配慮する
- ・運動だけではなく、多様な学習活動や体験ができるスペースを用意する。
- ・低学年用遊び場を設置することが望ましい。
- ・ビオトープ、観察池、菜園、築山等の設置を検討する。
- ・菜園は、児童の管理が行いやすい配置や学習指導に必要なスペースの確保について検討する。
- ・樹種選定は、児童の学習効果にも配慮する。
- ・地域への愛着心等を醸成するために、区の木「ハナミズキ」や区の花「ヤマブキ」を植樹する。
- ・屋外トイレ、体育倉庫を設置する。なお、体育倉庫については運動用具の出し入れが円滑に行えるように配慮する。
- ・防災備蓄倉庫、マンホールトイレの設置について検討する。

イ. プール

- ・更衣室、トイレ、シャワー等の付属施設と一体的に計画する。
- ・道路や隣接地等の周辺からの視き込みに配慮する。
- ・地域開放に配慮し、直接アプローチのできるセキュリティ計画を検討する。
- ・発達段階に応じた水深調整による児童の安全への配慮、プール利用期間外の施設の有効利用を考慮する。

(7)わくわくプラザ

- ・独立した外部からの出入口を設ける。
- ・放課後や休校日に学校施設が利用しやすい配置構成とすることが望ましい。
- ・管理体制・セキュリティ面に配慮する。
- ・施設の所管管轄が異なるため、冷暖房はパッケージエアコンとし、別途に電力消費量の計量を行えるよう、小メーターの設置等を検討する。
- ・2. 4. 1 (1) 計画規模に沿った計画とする。

3. 6 環境配慮に関する目標

3. 6. 1 設計・運用段階における省エネルギー化の方針

・省エネルギー化の目標と指標

脱炭素戦略（かわさきカーボンゼロチャレンジ 2050）等の取組を踏まえ、新設小学校の省エネルギー化の目標として、「エコスクールプラスの認定」および「総合的環境性能の確保」を目標とする。

「総合的環境性能の確保」は、『学校 CASBEE』及び『CASBEE 川崎』による A ランクの実現を目指す。

3. 6. 2 省エネルギー化に関する目標

（1）整備上の検討項目

ア. 川崎市の小学校のエネルギー消費特性に合致する省エネルギー対策を抽出する

- ・積極的な昼光利用、冷暖房負荷低減を目的としたファサード、室配置に配慮する。

イ. 防災対策との連携を考慮し、平常時、災害時ともに機能を発揮する対策を優先導入する

- ・断熱性能向上により、省エネルギー性と避難時の室内温熱環境の快適性向上を図る。

- ・災害時の防災機能向上に貢献する省エネルギー対策を優先的に採用する。

ウ. 竣工後の運用に配慮した計画

- ・竣工後の使いやすさ、管理のし易さに配慮した計画とする。

- ・省エネルギーとともに学習環境の快適性を追求する。

表 3-3 省エネルギー化の仕様例

項目			参照小学校仕様	省エネルギー化仕様例
建築仕様	断熱	屋根	断熱厚 25mm 相当※1	断熱厚 75mm 相当※1
		外壁	断熱なし	断熱厚 50mm 相当※2
		床	断熱厚 25mm 相当※2	断熱厚 25mm 相当※1
	開口部種類		単層ガラス(4.5mm) ※学校用強化ガラス	居室に Low-E 複層ガラスを採用 ※学校用強化ガラス
	庇		庇なし	ライトシェルフ、バルコニー等
	屋上緑化		一部、採用	一部、採用
	エコマテリアル		特になし	・高炉セメント(基礎部) ・内装の木質化 ・エコケーブル
	計画上の工夫		特になし	・自然換気を誘発する建築計画 ・昼光を取り入れる開口部計画、建築計画 ・移動空間の気密性向上 ・メンテナンス性、用途変更への対応性
空調換気設備仕様	暖冷房設備	普通教室	・空冷ヒートポンプチラー ・FCU	・高効率エアコン(GHP)
		特別教室	・エアコン(EHP)	・高効率エアコン(GHP)
		管理諸室	・エアコン(EHP)	・高効率エアコン(EHP)
		体育館	暖冷房なし	・高効率エアコン(GHP)
	換気設備	居室	・全熱交換器(制御なし)	・全熱交換器(24 時間換気、微風量モード有、CO2 センサー制御)
		トイレ等	・三種換気(制御なし)	・三種換気(サーモ・人感 On/Off 制御、タイマー制御)
		厨房	・一種換気(制御なし)	・一種換気(インバーター制御)
照明設備仕様	器具	居室	・Hf 型蛍光灯	・LED 照明器具
		廊下・トイレ等	・Hf 型蛍光灯	・LED 照明器具
		体育館	・セラミックメタルハライド	・LED 高天井照明
	制御	共通	特になし	・適正初度補正制御 ・集中リモコン
		居室	特になし	・明るさセンサー制御
		共用部	特になし	・人感センサー制御
電源仕様	太陽光発電設備		・太陽光発電 10kW 相当	・太陽光発電 30kW 相当
	変圧器		・トランスナー変圧器(2007)	・トランスナー変圧器(2014)
衛生設備仕様	給湯	湯沸等	ガス瞬間式湯沸し器、電気貯湯温水器	・潜熱回収型ガス湯沸かし器
		厨房	・ガス瞬間式湯沸し器	・潜熱回収型ガス湯沸かし器
	厨房		・一般型厨房器具 ・電気式床暖房	・局所排気型厨房器具
	給排水		・受水槽＋加圧給水方式	・受水槽＋加圧給水方式 ・簡易式トイレ ・雨水利用設備
防災機能	電源		特になし	・蓄電池(10kWh)、可搬式発電機(2kWh) ・非常用発電機(50kWh) ・電源自立型 GHP
	ガス		低圧ガス引き込み	・中圧ガス引き込み※専用ガバナール設置
	その他		特になし	・二次避難所の機能 ・防災体育館機能

※1 硬質ウレタンフォーム A 種 1 相当、※2 押出法ポリスチレンフォーム 3 種 b 相当

(2)省エネルギー化の検討における建築、設備の仕様例

ア. 暖冷房エネルギー消費量の低減対策例

暖冷房エネルギー消費量は、建物の断熱性能の強化、夏期の日射遮蔽、冬期の日射取得等の熱負荷低減方策と、空調方式、熱源効率の向上、搬送動力の低減等の設備効率の向上により達成される。

(ア) 断熱仕様

教室棟、特別教室・管理棟などにおいて、屋根・外壁・床下、開口部の断熱性能を高く確保することで、暖房の熱負荷の低減が見込まれる。

具体的には、壁の断熱は下表等の断熱材を用いて、外壁 50mm 程度、屋根 75mm 程度、床下 25mm 程度、居室の開口部は Low-ε 複層ガラス（熱貫流率 1.6[W/m²・℃]以下程度）等を検討する。

表 4-3 断熱区分ごとの目標基準値

区分	目標基準値
	熱伝導率 λ [W/(m・K)]
グラスウール断熱材	0.04156
ロックウール断熱材	0.03781
押出法ポリスチレンフォーム保温材	0.03232

(イ) 日射遮蔽・日射取得

庇等により、教室、管理諸室等の冷房負荷を低減させる。庇深さは窓面が南の場合は概ね、窓高さの 1 / 2 程度を検討し、夏期の日射遮蔽と冬期の日射取得を同時に達成する。

(ウ) 外気負荷低減

外気の入入れは原則的に全熱交換器等の個別換気装置を利用する。なお、室の使用状況に併せて風量を可変可能とし、夜間等の無人時には停止もしくは微風量での運転が可能な機器を採用する。消し忘れ防止や中間期のモード変更を一括で行えるよう、集中リモコン等にて管理できるようにする。

(エ) 適正な室内環境条件の設定

良好な学習環境の確保と省エネルギーが矛盾しないよう、適正な温熱環境の確保を行う。特に冬期の湿度の低下はインフルエンザ等のウィルス性疾患の予防上も重要であるため、加湿器の設置について十分に検討する。

(オ) 空調熱源システム

下表による検討の結果、普通教室は、ガスヒートポンプエアコン（以下 GHP）の方が暖房の立上りに優れ、さまざまな利用状況に対し光熱費でメリットが出やすい。一方で管理諸室は、空冷ヒートポンプビル用マルチエアコン（以下 EHP）の方が年間を通じた利用やメンテナンスの容易さ、災害時復旧も早い結果となった。

また、体育館については、GHPの方が建物の信頼性という観点ではエネルギーの多重化による災害時の一次滞在や、災害対策本部の立上げに貢献できると考えるというメリットや、LCCでもメリットが出るが、EHPの方がイニシャルコストは安価に対応ができる。

上記のメリットデメリットを踏まえ、設計にて詳細を検討する必要がある。

表 4-4 空調熱源比較検討

比較項目		校舎			アリーナ	
		EHP	GHP	EHP+GHP	EHP	GHP
主熱源		電気	ガス	電気+ガス	電気	ガス
熱源機器容量		[EHP] 冷房能力：56kW 暖房能力：63kW × 32	[GHP] 冷房能力：56kW 暖房能力：63kW × 32	[EHP+GHP] 冷房能力：56kW 暖房能力：63kW × 32	[EHP] 冷房能力：56kW 暖房能力：63kW × 3	[GHP] 冷房能力：56kW 暖房能力：63kW × 3
ピーク電力	[kW]	579.2	39.7	140.8	54.3	3.7
年間電力消費量	[kWh/年]	370,997	23,116	82,251	30,694	1,858
年間ガス使用量	[m ³ /年]	－	75,821	59,182	－	6,306
一次エネルギー消費量	電気[GJ/年]	3,699	230	820	306	19
	ガス[GJ/年]	－	3,412	2,663	－	284
	合計[GJ/年]	③ 3,699	② 3,642	① 3,483	② 306	① 302
	延べ面積あたり[MJ/年・m ²]	271	266	255	147	145
イニシャルコスト	[千円]	② 128,120	③ 147,010	① 122,010	① 12,010	② 15,430
光熱費	[千円/年]	③ 16,320	① 7,870	② 9,110	② 1,450	① 690
フラットレート維持管理費	電気[円/kW]	44	46	46	47	48
	ガス[円/m ³]	－	90	90	－	95
	[千円/年]	① 640	③ 1,840	② 1,615	60	173
	LCC [千円/20年]	③ 450,120	① 356,520	② 367,180	② 40,590	① 32,460
LCC02 [ton-CO2/20年]		① 3,272	③ 3,525	② 3,318	① 271	② 293

LCC総合評価

		校舎		
		EHP	GHP	EHP+GHP
アリーナ	EHP	490,710	② 397,110	407,770
	GHP	482,580	① 388,980	③ 399,640

LCC02総合評価

		校舎		
		EHP	GHP	EHP+GHP
アリーナ	EHP	① 3,543	3,796	3,588
	GHP	② 3,565	3,817	③ 3,610

総括

空調熱源比較の結果、以下の傾向を確認した。

- ・ 共通してガス熱源の一次エネルギー消費量が小さく、結果EHP+GHPが最も省エネ効果が高い
- ・ イニシャルコストは、EHPが安価だが、光熱費でGHPが安価となる
- ・ 維持管理面では、ガスエンジンを駆動力としている分GHPが不利となる
- ・ LCC02では、EHPにメリットがあり、環境負荷低減効果が高い
- ・ アリーナは、LCCでメリットがあり、さらに防災上の観点からもGHPが有効

省エネ効果が高く、LCC、LCC02共にEHP+GHPが中間的な値で、双方のメリットが現れるEHP+GHPが用途に適した方式と考える。また、電気とガス両方を主熱源とすることからエネルギーの多重化が図られ、BCPの観点からも有用と考える。

イ. 照明設備の仕様例

本試算において、照明関連の対策としては、主に以下の対策を講じる。

- ① 人感センサー、タイマー制御、集中管理
- ② 適正な照度設定（350lx～400lx）及び初期照度補正制御
- ③ LED 照明の高効率器具の利用

（ア） 照明制御

照明器具の特性を利用することで、机上面照度を適正に制御し、照明エネルギーを低減する。照明制御は利用のされ方と整合して、適用することが効果的であるため、本試算においては下表のとおり、その制御による削減効果と適用対象室を想定した。

表 4-5 照明制御等における省エネルギー効果と適用用途室

	適正照度 補正	人感センサー 制御	集中 リモコン	高効率 照明器具	照度の 適正化
普通教室	○		○	○	○
多目的スペース	○		○	○	○
特別教室	○		○	○	○
管理諸室	○		○	○	○
廊下	○	○	○	○	○
階段	○	○	○	○	○
トイレ	○	○	○	○	○
倉庫		○	○		
体育館			○	○	

※湯沸室を設ける場合はトイレと同様

（イ） 適正照度及び高効率照明器具

学校衛生環境基準では、「教室及びそれに準ずる場所の照度の下限値は、300lx とする。また、教室及び黒板の照度は、500lx 以上であることが望ましい」とされており、一般的には 500lx 程度で設計されている場合が多い。一方で、東日本大震災以降、オフィスビル等では従来は 750lx 程度で運用されていたオフィスにおいて、300～400lx 程度に照度を落として運用している事例が多く報告され、作業性についても問題がないことなどが報告されているため、本計画においては設計照度を従来通りの 500lx とする。照明器具については、LED 照明を積極的に利用する。

表 4-6 居室廻りの設定条件

	参照小学校	新設小学校
設定照度	500lx	500lx
照明器具	Hf 蛍光灯	LED ベースライト
調光制御	制御なし	明るさセンサー制御
建築仕様	特になし	庇、光庭等

表 4-7 共用部の設定条件

	参照小学校	新設小学校
設定照度	300lx	200lx
照明器具	Hf 蛍光灯 電球型蛍光灯	LED ベースライト LED ダウンライト
調光制御	制御なし	人感センサー制御

バルコニーを設置する場合は、昼光率が低下し、昼光による照明エネルギー消費量の低減効果が目減りする可能性があるため、他の断熱計画等との勘案によりファサードの計画を検討する。

ウ. 換気設備の仕様例

換気設備における対策としては主に以下を想定し、高効率ファンの導入、全熱交換器の 24 時間運転モードの導入、一般換気等の適正制御等による省エネルギー化を行う。

- ① 効率の高いファン ・ ・ ・ DC ファン等
- ② 適正制御 ・ ・ ・ CO2 センサー、人感制御、熱・空気質制御等
- ③ 24 時間換気への対応 ・ ・ ・ 微風量モード付、休暇期間中の停止等
- ④ 一括管理・手動発停制御・集中管理コントローラー

(ア) 全熱交換器

近年の学校はシックスクールが社会的問題となって以降、建築基準法により非住宅の居室において 0.3 回/時間以上の 24 時間換気設備を導入することが求められ、24 時間 365 日運転しつづける運用が一般的となりつつある。

設備項目毎のエネルギー消費量に占める換気の比率は以前に比べると顕著に大きくなりつつある。特に夜間や長期期間中も平日昼間と同様の風量で換気をし続けている場合、年間ではかなりのエネルギー消費量となっている。

下表に示す通り、普通教室の場合、平日、休日を合わせた非在室時間は年間 8,760 時間中の 80%と大きい比率を占めており、職員室においても 48.5%となっている。この時間帯に必要最小限の運用を行うことが換気のエネルギー消費量低減に大きな影響を及ぼす。

表 4-8 主要諸室の在室時間と非在室時間

	平日		休日	
	在室時間	非在室時間	在室時間	非在室時間
普通教室	1,755 時間	2,925 時間	0 時間	4,080 時間
	20.0%	33.4%	0.0%	46.6%
職員室	3,430 時間	2,450 時間	1,080 時間	1,800 時間
	39.2%	28.0%	12.3%	20.5%

※職員室平日の在室時間の計算例：利用時間は、表 2-11 より管理諸室の平日(照明)の利用時間 7-21=14 時間、日数は、表 2-12 より教職員勤務日数 245 日とし、この利用時間と日数を用いて、
在室時間=14 時間×245 日=3,430 時間としている。

表 4-9 全熱交換器による風量と消費電力の比較

	全熱交換時				普通換気			
	特強	強	弱	微弱	特強	強	弱	微弱
風量 (m3/h)	500	500	350	210	500	500	350	210
消費電力 (W)	275	258	169	102	275	258	169	102

※一部のメーカーでは、24 時間運転中（非在室時間）には自動的に微弱風量に切り替える制御を有している。

(イ) 換気ファン制御

小学校では給食室程度であるが、三相の大型ファン等については消費電力も大きいため、必要最小限の運用となるように制御を行うことが重要である。

また、トイレやパントリー等の第三種換気を対象としている空間においても、清潔に利用することにより常時の運転は不要であり、運転時間を大幅に減らすことができる。

表 4-10 換気制御等における省エネルギー効果と適用用途室

(低減率)	高効率ファン	サーモ制御	インバーター制御	在室検知 タイマー制御	備考
機械室	○	○			
電気室	○	○			
家庭科室					
倉庫	○			○	
トイレ	○			○	
給食室	○		○		

※湯沸室を設ける場合はトイレと同様

エ. 太陽光発電設備の仕様例

太陽光発電設備の設置により、建物全体の省エネルギー化とともに環境学習としての有効活用を目指す。

この場合、機器取付スペースの面積や発電量を考慮して設備容量・方位・角度等を検討する。太陽光発電設備導入時の留意点を以下に示す。

- (ア) 適正な設置環境・・・棟配置、設置方位角、設置角度
- (イ) 系統との連系、災害時における蓄電池等々の連携
- (ウ) 周辺マンションの日影の配慮

なお、以下に太陽光発電設備にて計画する参考パネル仕様を示す。

セル種類	: 単結晶アモルファス
定格出力	: 232W
モジュール効率	: 18.4%
パネル仕様	: 防眩型（周辺環境への反射光防止のため）
設置角度	: 10°（パネルの敷設面積が最小になるような角度に設定）

オ. 厨房設備の仕様例

厨房設備における対策としては、主に以下の対策とする。

- ① 厨房器具・・・局所排気可能な装置
- ② ガス調理器具の採用・・・電気から熱を発生させる調理器具のガス化

調理器具によるエネルギー消費量の低減は難しいが、ガス調理器具の採用により、一次エネルギー消費量の低減が図られるとともに、局所排気調理器具を利用することで、排気を最小化することができる。

3. 6. 3 環境学習に関する目標

(1)目標

- ・建物に導入された環境配慮対策の物理的な原理の理解だけではなく、建物のエネルギー消費状況の見える化を通じた構造的理解を促進する工夫を図る。

(2)整備上の検討項目

ア. 太陽光発電システムを学習材料として活用する

- ・太陽光発電システムの発電状況のモニターを設置し、「見える化」を図る。
- ・主要な空間におけるエネルギー消費量の計量を行い、利用者の省エネルギー意識を高める工夫を図る。

イ. 環境学習の視点からの体験型施設整備とする

- ・児童の生活や地域の活動の場面で触れることができる体験型の環境対策を積極的に導入する。
- ・建物に導入された環境対策の効果や原理、動作状況が確認でき、学習教材として活用できる工夫を図る。

3. 6. 4 総合的環境性能に関する目標

(1)目標

- ・CASBEE 川崎による建築物の環境効率 BEE の評価で $BEE > 1.5$ の A ランクを目標とする。

(2)整備上の検討項目

ア. CASBEE 川崎の重点配慮項目を評価にて高評価を目指す

- ・省エネルギーに加えて、CASBEE 川崎における重点配慮項目により高評価を目指す。

イ. 非再生性資源の使用量削減対策を積極的に図る

- ・上記、重点配慮項目の中において、非再生性資源の使用量削減について、特に積極的に取り組む。
- ・内装等において木材の積極的な利用を図る。

3. 7 防災機能に関する目標

3. 7. 1 防災機能に関する目標

(1)目標とする性能

(建築計画上の目標)

- ・災害時の避難者動線を最短化する施設配置として、屋外運動場と体育館、入口と体育館等の位置関係に留意する。
- ・災害対策エリアとして、体育館（一次避難所）の最寄りに管理諸室等を設置する。
- ・水害対策として、1階床レベルは道路面より浸水想定高さ以上の位置に設定する。

(環境・設備における目標)

- ・非常用電源として、災害時の拠点となる職員室、保健室、体育館等の照明、通信用電源を確保する。確保期間は発災から三日間（救命避難期、生命確保期まで）を基本として検討する。
- ・エネルギー途絶時の室内環境向上に配慮した屋根、外壁、床等の断熱化を積極的に検討する。
- ・自然エネルギー等の利用による最低限の冷暖房の確保等について検討する。
- ・商用電源、発電機、蓄電池、可搬式発電機、太陽光発電等の多様な電源構成による電源システムの持続可能性について検討する。

(2)整備上の検討項目

ア. 東日本大震災等、近年の災害被害を踏まえた学校防災機能の率先モデル校としての整備

- ・総合的な防災機能を備えた体育館の整備
- ・空調設備の設置等による避難所施設の温熱環境の確保
- ・平時の省エネルギーにも貢献する防災設備
- ・停電時の電源確保
- ・停電および上水途絶時の上水・中水の確保、雨水利用設備の導入
- ・都市ガスとプロパンガスを併用した複数熱源
- ・非構造材、構造材の耐震化による校舎等の安全性確保
- ・ユニバーサルデザインの積極採用
- ・独立型備蓄倉庫の整備
- ・マンホールトイレの整備

イ. 二次避難所的な機能の整備による広域的防災機能向上への貢献

- ・特別活動室などを活用した二次避難所的な機能の整備

ウ. 災害時の避難者動線に配慮した配置計画

- ・避難者動線を最短化する配置計画への配慮
- ・学校内の災害対応機能の付与と運営動線等に配慮した配置計画
- ・物資運搬車両等の寄り付きに配慮したアプローチの整理

3. 7. 2 東日本大震災の被害を踏まえた新設小学校に備えるべき機能

(1) 国における取組の概要

「東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備」緊急提言（平成 23 年 7 月）において、地域防災拠点として学校に求められる機能が示された。

『「東日本大震災を踏まえた学校施設の整備について」 緊急提言（概要）
における「第 2 章地域防災拠点としての学校施設の機能確保」より抜粋』

第 2 章 地域の拠点としての学校施設の機能の確保

(1) 学校施設の防災機能の向上について

応急避難場所としての学校施設

■ 応急避難場所となった学校数【ピーク時（3月17日）】

岩手県	宮城県	福島県	茨城県	その他 (1都6県)	合計
64	310	149	75	24	622

今回の震災

- ・学校が子どもたちや地域住民の応急避難場所としての役割を発揮
- ・震災直後から学校再開までの間、避難生活上様々な課題が見られた

今後の学校施設整備

教育機能のみならず、あらかじめ避難場所として必要な諸機能を備えておくという発想の転換が必要である。

学校機能再開までのプロセス

	応急避難場所機能	学校の機能	必要な施設設備
救命避難期 (震災直後～避難)	地域住民の学校 への避難	子どもたちの安全 確保	避難経路 バリアフリー
生命確保期 (避難直後～数日 程度)	避難場所の開 設・管理運営	子どもたちや保護 者の安否確認	備蓄倉庫、備蓄物資 トイレ 情報通信設備 太陽光発電設備 プールの浄化装置 *
生活確保期 (震災数日後～数 週間程度)	自治組織の立ち 上がり、ボラン ティア活動開始	学校機能再開の 準備	ガス設備 和室 更衣室 保健室 *
学校機能再 開期	学校機能との同居 →避難場所機能の 解消	学校機能の再開	学校機能と応急避難場 所機能の共存を考慮し た施設整備

(2) 学校機能再開までの各プロセスにおける現状課題と対策の例

①救命避難期 ②生命確保期 ③生活確保期 ④学校機能再開期

被災地からの声

- ・校舎上層階に避難し助かった
- ・校舎の屋上に速やかに避難でき無事であった

今後の対策例

○避難経路の確保

- ・近隣の高台等に避難経路を整備
- ・建物上層階への避難経路の確保(屋外階段等)
- ・上層階が安全で緊急的な避難場所となるよう建物を高層化

①救命避難期 ②生命確保期 ③生活確保期 ④学校機能再開期

被災地からの声

- ・ガスが止まり炊き出し等に支障
- ・女性の更衣室がなくて困った
- ・高齢者等は床が板張りのため体調を崩した

今後の対策例

○ガス設備

- ・プロパンガスを都市ガスの調理器具等に使用できるようガス変換装置を接続するための接続口を整備

○畳・じゅうたんスペース

- ・高齢者や障害者等の避難生活に配慮し和室等を整備 など

○更衣スペース

- ・女性のプライバシーに配慮したスペースを整備

○避難場所運営のためのスペース

- ・災害時に備え応急避難場所の運営に必要な、執務スペース、救護・炊き出しスペース、救援物資用スペース、掲示・連絡スペースなどをあらかじめ設定
- ・給食室や家庭科室を炊き出しに利用できるよう整備 など

○バリアフリー化

- ・スロープや障害者用トイレ設置等のバリアフリー化

①救命避難期 ②生命確保期 ③生活確保期 ④学校機能再開期

被災地からの声

- ・備蓄倉庫が水没したため数日間飲まず食わず
- ・可搬式発電機があり照明や携帯電話の充電に役立った
- ・トイレに苦勞した
- ・外部との情報伝達が途絶

今後の対策例

○備蓄物資／備蓄倉庫

- ・子どもたち、想定避難者数などに応じ、食料、水、防寒具、毛布、携帯トイレ、扇風機、可搬式発電機などの物資を備蓄できるスペースを安全な場所に整備

○トイレ

- ・汚水貯留槽の整備、マンホールトイレの設置 など

○情報通信設備

- ・防災無線、災害時無線電話の設置 など

○電気、水、屋内環境

- ・蓄電機能等を備えた太陽光発電設備の整備、プールの浄水装置、避難場所の断熱性能の確保 など

①救命避難期 ②生命確保期 ③生活確保期 ④学校機能再開期

被災地からの声

- ・震災から数ヶ月経っても屋内運動場が避難場所となっていて使用不可

今後の対策例

○教育活動と避難生活の共存

- ・この段階まで、学校施設に避難場所としての機能を持たせる場合、教育活動エリアと避難エリアの明確なゾーン分け など

各プロセスにおける主な緒元

① 救命避難期（発災直後～避難）

- ・屋上を緊急的な避難場所として使用できるようにするなどの対策（十分な避難スペースの確保、屋上に手すりを設置するなどの安全対策など）。

② 生命確保期（避難直後～数日程度）

- ・学校又は近隣に物資を備蓄するためのスペース（備蓄倉庫）を確保する。
- ・断水等によりトイレ機能が喪失した場合でも、校舎や体育館のトイレが使用できるよう、プールの水を洗浄水として利用するための配管や、マンホールトイレが有効。
- ・太陽光発電設備は停電時にも発電した電力を利用できるよう防災対策機能（自立運転機能）の検討。

③ 生活確保期（発災数日後～数週間程度）

- ・高齢者や障害者等の避難生活に配慮して、和室等の畳スペースを確保することや、乳幼児のいる世帯の居住スペースとしてじゅうたん敷きのスペースは有効。
- ・炊き出しのスペースとして、給食室や家庭科室を活用できるよう災害時におけるガス設備の確保。
- ・応急避難場所に指定されている学校においては、シャワー設備の設置を検討。
- ・災害時に都市ガス等が途絶した場合にも、温水を供給できるよう可搬ボンベなどの導入を検討。

④ 学校機能再開期

- ・学校機能再開期においては、通常の教育活動の場に戻っているため、学校施設に避難場所としての機能を持たせる場合には、教育活動に支障がないよう避難生活との共存を考慮した施設整備を行うことが必要。

(2)新設小学校における学校施設防災機能強化に向けた配慮事項

「川崎市地震防災戦略」における「避難所機能の強化」の目標として、避難所における情報収集や安否確認等の連絡情報通信体制の整備や、災害発生時の避難所開設対応、プロパンガス等の複数熱源確保、停電時対応等、再生可能エネルギーの活用も含め避難所運営の強化を進め、避難場所の中心的な役割を担う学校体育館を総合的な防災機能を備えた施設として整備するための取組を推進することとしている。そこで、国における「東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備」緊急提言（平成 23 年 7 月）も踏まえて新設小学校における防災機能の基本的な考え方や配慮事項等について、以下のとおり整理した。

表 3-4 学校施設の防災機能の基本的考え方と配慮事項

	社会的状況	応急避難場所機能	学校機能	本市整備推進項目	必要と考えられる施設整備等	新川崎地区新設小学校の防災機能の配慮事項等
発災前				◎	学校施設の耐震化 非構造部材の耐震化	構造体重要度係数を体育館は1.50、校舎は1.25として施設整備する。 体育館は吊り天井を不採用、照明は固定式。 その他の非構造部材は、文部科学省の手引きを参考に対策を実施する。
救命避難期	津波の発生 ライフラインの途絶 情報通信の断絶 地域社会の混乱 津波で道路途絶 継続する余震	地震発生 地域住民の学校への避難 学校機能の停止 子どもたちの安全確保 屋内運動場に避難（教室に避難） （より安全な場所への避難） 子どもたち、保護者の安否確認 教職員の安否確認 二次災害の防止 被災箇所の点検 水・食料等の確保		◎	避難経路（高台等への避難 経路、避難階等への屋外階段等） バリアフリー	多摩川及び鶴見川の氾濫を想定、必要な施設機能と対策を検討する。 市福祉のまちづくり条例を踏まえた施設とする。
数分～ 生命確保期	ライフラインの途絶 情報通信の断絶 地域社会の混乱 津波で道路途絶 継続する余震 自衛隊、消防などの救命作業が始まる 近隣地域等からの救援物資	応急避難場所の開設 屋内運動場の開放 避難者の受入れ 避難者（けが人等）の対応 水・食料等の確保 ※備蓄物資の不足 応急避難場所の管理運営 教職員の献身的な働き 食料、医療等の救援物資の管理・仕分け・配布 食事の準備、後片付け 避難者の対応・トイレ清掃 宿直業務		◎ ◎ ◎ ◎ ◎	備蓄倉庫、備蓄物資 トイレ 情報通信設備（無線通信設備、災害時優先電話等） 太陽光発電設備 自家発電設備 耐震性貯水槽 プールの浄化装置 防災井戸 雨水・中水利用設備 室内環境（断熱化等）	体育館に近い1階に設け、外部からの入出を可能とする。 マンホールトイレを設置する。 職員室に防災無線を設置し、災害時優先電話を2回線設置する。 職員室と避難所運営会議との円滑な連携に配慮する。 自立運転機能を具備したものとする。 蓄電池及び可搬式発電機設備、灯油式発電機を設置する。中圧ガス引き込みによるコジェネレーション設備設置を検討する。 給水管の耐震化計画に配慮する。 トイレ用水の水源や貯水槽の活用方策を検討する中で、設置の有無を検討する。 設置予定なし。 トイレ用水で雨水の利用を検討する。 給水管の耐震化計画に配慮する。 機密性、断熱性を考慮した外壁、開口部、建具廻りへの配慮する。
3日後～ 生活確保期	応急危険度判定土による安全点検 1週間後～	自治組織の立ち上り 教職員も加わり活動 炊き出し 感染症対策 高齢者、障害者、乳幼児への対応 ボランティア活動が開始 学校機能再開の準備 自治組織の確立 教職員は側面から支援		◎	ガス設備 和室 更衣室 シャワー設備 保健室 給食室、家庭科室 多目的室	阪神・淡路大震災でもガス漏れしない中圧ガスの導入を検討する。 複数熱源の導入を検討する。 物品による畳空間も含め和室機能を検討する。 体育館に設置する（1階）。 体育館と保健室、特別支援学級に設置する。体育館は多目的トイレにシャワーとして使用できる設備を設置する。簡易式シャワーが設置可能なスペースを確保する。 グラウンドに面し、校舎内に設置する（1階）。 校舎内に設置する。家庭科室は開放ゾーンに設置する。 校舎内に設置する。開放ゾーンに設置する。
1ヵ月後～ 学校機能再開期	仮設住宅への入居開始	応急避難場所機能と学校機能の同居 避難者の減少（仮設住宅・疎開） 応急避難場所の統廃合 避難者の退出（待機所・仮設住宅等） 学校機能の再開 始業式、入学式、授業の再開			学校機能と応急避難場所機能の共存を考慮した施設整備	学校教育活動に支障のない動線を確保する等、避難者の居住空間と学校教育活動のスペースを分節する。 お年寄りや障害者等が利用するスペースを確保する。
		応急避難場所の解消 正常化				

○学校機能再開までのプロセス（文部科学省「東日本大震災を踏まえた学校施設の整備について（緊急提言）」より一部抜粋

(3)設計時における重点検討項目

本新設小学校の基本・実施設計において、以下の項目を重点的に検討する。

表 3-5 設計時における重点検討項目

i) 震災の被害を踏まえた学校防災機能の率先モデル校としての整備		
機能		検討対策内容
総合的な防災機能を備えた体育館の整備	→	非構造材部材の耐震化、断熱化、高効率照明、自然採光、自然通風、バリアフリー化、多目的スペース、発電設備等
避難所施設の温熱快適性の確保	→	校舎・体育館の断熱化
平時の省エネルギーにも貢献する防災設備	→	中圧ガス配管の活用を検討
停電時の電源確保	→	中圧ガス配管による自立型GHP、蓄電池、発電機
上下水、中水の確保	→	上水は備蓄や緊急遮断弁付受水槽、トイレ用水として雨水・プール水利用を検討
都市ガスとプロパンガスを併用した複数熱源	→	特別活動室等においてプロパンガス設備設置、中圧ガス配管利用との関係上必要性について検討
非構造材、構造材の耐震化による校舎等の安全性確保	→	体育館の吊天井は不採用、照明は固定式、その他は文部科学省の手引きを参考に対策を実施予定
ユニバーサルデザイン	→	市福祉のまちづくり条例を踏まえた施設とする
独立型備蓄倉庫の整備	→	体育館付近に設置
マンホールトイレの整備	→	設置場所や形式、トイレ用水の確保策を検討
ii) 二次避難所的な機能の整備による広域的防災機能向上への貢献		
機能		検討対策内容
特別活動室などを活用した二次避難所的な機能の整備	→	二次避難所機能のあり方を踏まえた施設とする
iii) 災害時の避難者動線に配慮した配置計画		
		検討対策内容
避難者動線を最短化する配置計画への配慮	→	学校機能再開期における児童等との動線と交錯しないことなど配置構成案の中で配慮
災害対策エリア機能の付与と運営動線等に配慮した配置計画	→	体育館を中心とし、職員室との連携が円滑に行われるよう配置構成案の中で配慮
物資運搬車両等の寄り付きに配慮したアプローチの整理	→	荷捌きスペースの確保も併せて配置構成案の中で配慮

■学校体育館は教育活動の場所としての役割を果たすだけでなく、災害時等には避難場所の中心的な役割を担うことになるため、次の機能を備えるものとする。

- 日常的に使用する児童生徒の学習空間や避難所の居住空間に配慮した環境性能の向上
- 災害時には自立的な運営が可能となる総合的な防災機能

■整備にあたっては、次の3つを基本コンセプトとする。

- 『防災』 : 災害時に避難所として自立的に運営できる機能を備える
- 『エコ』 : 省エネがバランスよく計画され、快適に過ごせる
- 『リバーシブル』 : 災害時等の機能ばかりに特化するのではなく、日常生活の要素が災害時等にも役立つように考えられたリバーシブルなつくり

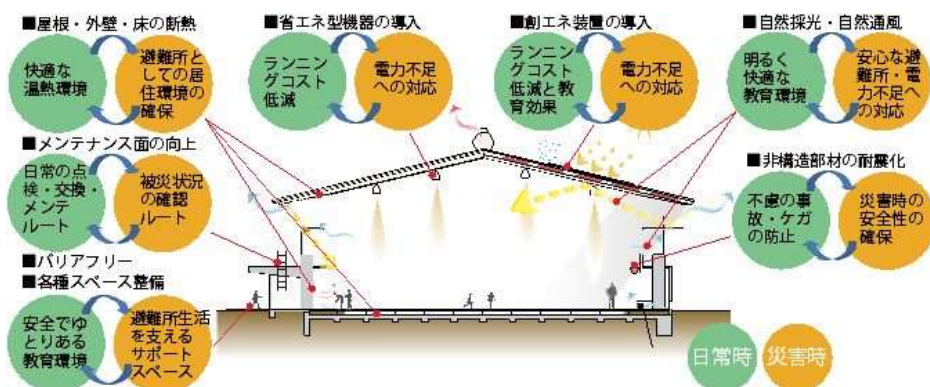


図 3-6 リバーシブルな施設のイメージ

3. 7. 3 各諸室の防災機能の諸元

各室における災害時（電源途絶等）の必要機能について、下表のとおりに整理した。

表 3-6 災害時の必要機能

室名		災害時における設備・建築的機能要件									
		設備項目（◎：通常時同等、○：一部機能）							建築	主要な	その他
		空調	照明	換気	通信	コンセント	給排水	給湯	断熱性能	救護・活動場所	セキュリティ
建物全体							◎	○			
普通教室	普通教室										
	多目的スペース										
特別支援諸室	特別支援学級室										
	遊戯室										
	その他										
特別教室	理科	理科室									
		理科準備室									
	音楽	音楽室									
		音楽準備室									
		楽器庫									
	図工	図工室									
		図工準備室									
	家庭科	家庭科室									
		家庭科準備室									
	メディア	図書室									
		PC教室									
	生活科	生活科室									
		生活科準備室									
	特別活動室	○	◎	◎		◎	○		◎	○	○
	多目的ホール										
	児童用更衣室										
管理諸室等	校長室				◎						
	事務センター										
	職員室	○	◎	◎	○	◎				○	
	教員更衣室										
	教員・一般用トイレ		◎	◎			○			○	
	会議室										
	保健室	○	◎	◎		◎	○			○	
	相談室										
	放送室										
	用務員室										
	PTA室										
	防災備蓄倉庫、機械室		○			○				○	
給食関係室	調理室等		○								
	調理員休憩室										
体育館	アリーナ		○	◎		○				○	
	会議室	○	◎	◎	◎	◎			◎	○	○
	トイレ		◎	◎			○			○	
わくわくプラザ	プラザ室										
	スタッフルーム								◎		○
	トイレ										
	玄関等										

なお、本新設小学校における電源構成については、以下の電源の組み合わせを考慮し、上記諸室の機能確保を検討する。

- ・ 商用電力
- ・ 太陽光発電
- ・ 蓄電池
- ・ 非常用発電機
- ・ 電源自立型 GHP
- ・ 可搬式発電機

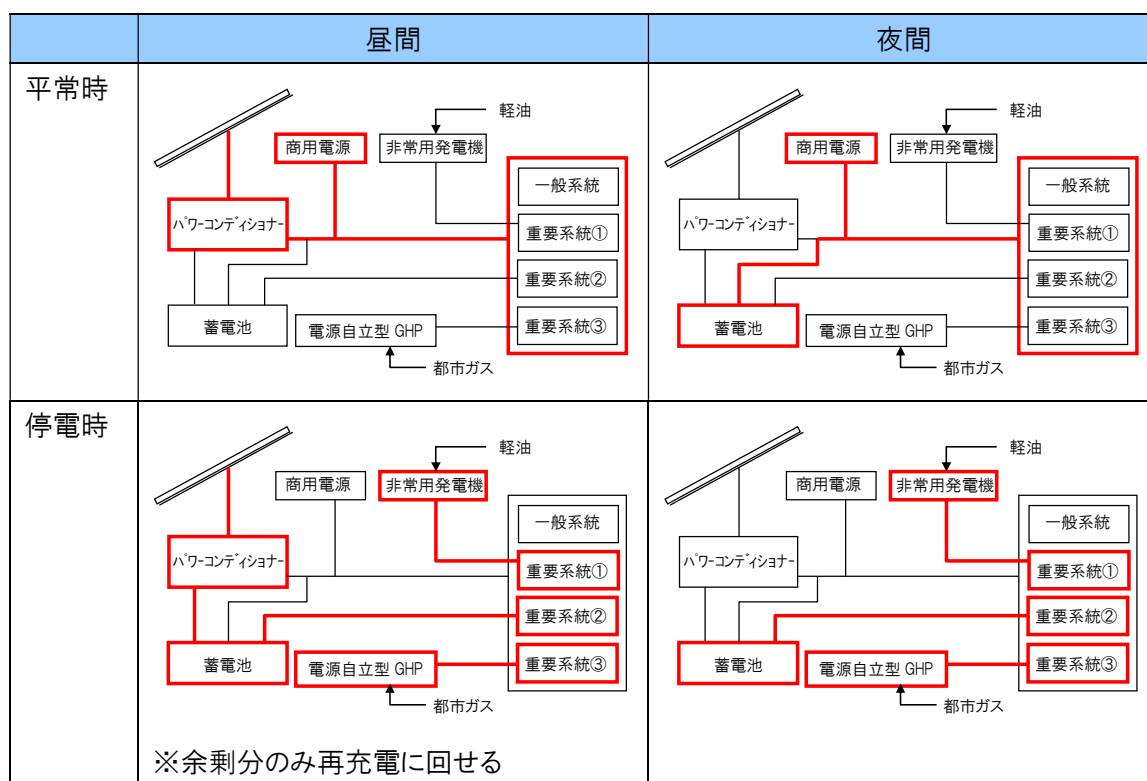


図 3-7 平常時及び停電時における電源の確保

- ◎ 重要系統
- ◎ 照明 : 特別活動室、職員室、保健室、体育館アリーナ・会議室・WC、調理室、機械室、防災倉庫
- ◎ 換気 : 特別活動室、職員室、保健室、体育館アリーナ・会議室・トイレ、職員トイレ
- ◎ 暖冷房 : 特別活動室、職員室、保健室、体育館アリーナ・会議室
- ◎ コンセント : 特別活動室、職員室、保健室、体育館アリーナ・会議室、防災倉庫、機械室
- ◎ 給排水 : 給排水ポンプ、特別活動室、保健室、職員トイレ、体育館トイレ

3. 7. 4 災害時の諸室利用の想定と動線計画（例）

施設構成計画参考案を基に、以下の計画案を作成した。

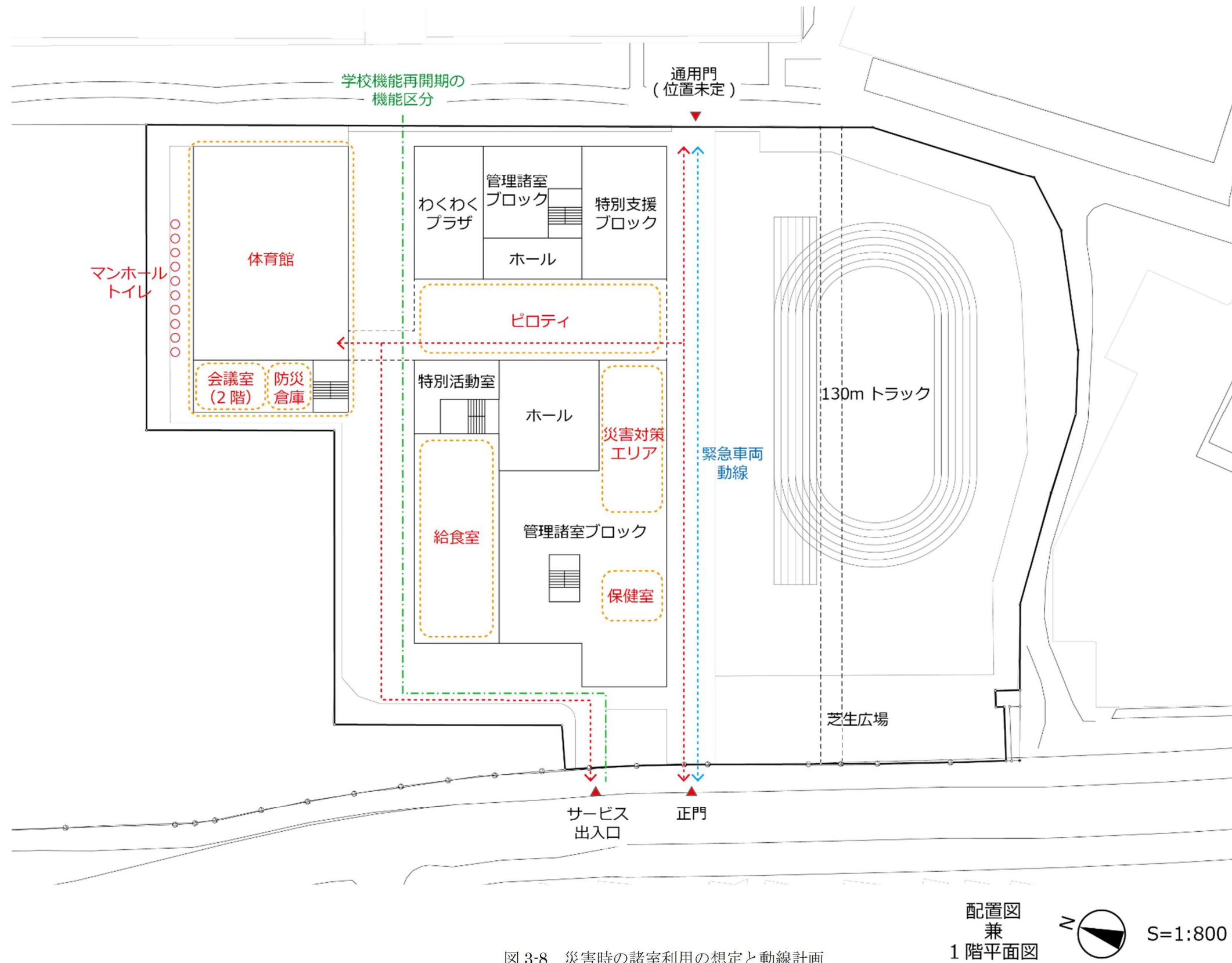


図 3-8 災害時の諸室利用の想定と動線計画

3. 7. 5 中圧ガス配管の導入の検討

防災的視点から中圧ガスの引き込みについて、ガス会社へのヒアリングを行いその導入可能性等について調査を行った。設計時にはこれらの状況を踏まえて適切な計画とする必要がある。

(1) 中圧ガス引き込みについての概要

- ・中圧ガスの財産区分は使用者の敷地境界で分けている。保安区分はガス栓の区分バルブが一次区分側（敷地の外寄り）までだが、ガス事業者がガス事業法に基づき点検すべき二次区分側のバルブ及び燃焼機まで見ている。機器の中までは見ていない。
- ・中圧ガスについては、区分バルブまではガス事業者にて対応する。お客様さま資産区分の費用はお客様さま負担とする。専用ガバナーを設置すれば中圧ガスで敷地内に引き込みを行い、ガバナーで低压に落とし、供給することは可能である。

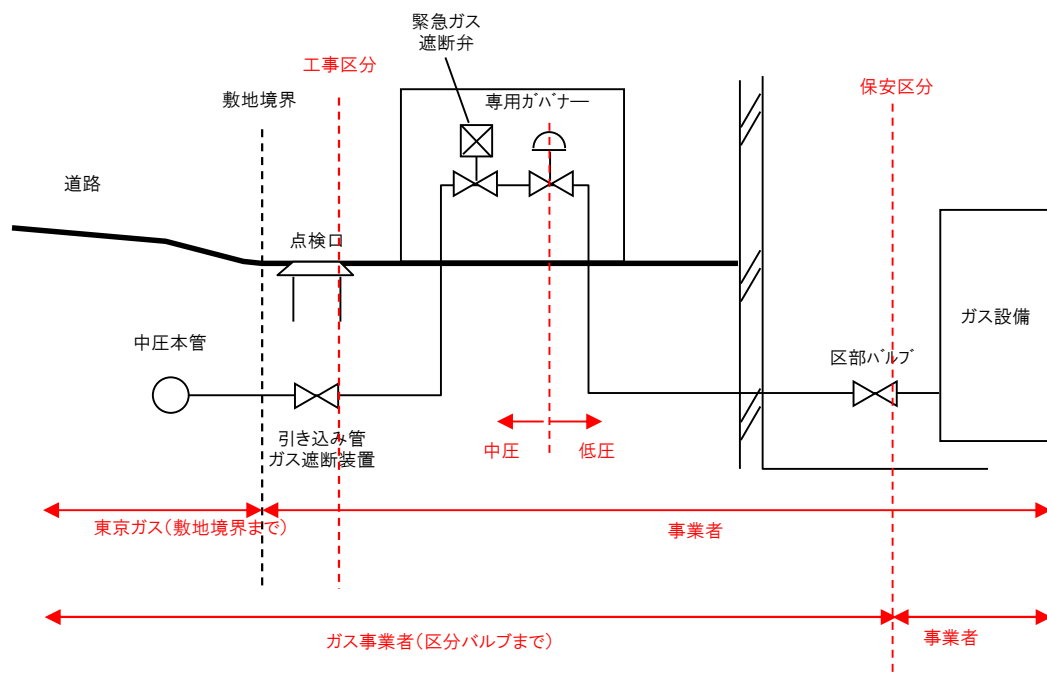


図 4-13 中圧ガスの引き込みに関する区分概念図

(2) 中圧ガスの災害時の状況について

- ・低压ガスは震度 5 強で止める。中圧ガス基本的に止めないが、エリア内でひどい状況であれば止める事もある。甚大な被害があったエリアのみ止めるなど小分けに止める範囲を限定できる。
- ・1 回止まってしまうと家庭と同じくガス漏れ等が起きていないことを確認（ガス会社が確認）してから開口となる。緊急遮断弁が作動し止まった場合はガス会社が開けることになる。災害時にガスが止まってしまった場合、中圧ガスから優先して復旧を行うが、交通事情（渋滞など）によっては直ぐに対応できない事もある。
- ・緊急遮断弁の作動方法としては、感震器、ガス漏れ警報器、手動の 3 つがある。制御盤で手動に変更することができる。病院等は人がいる施設は手動、夜間・休日等無人のときは自動設定とすることが多い。感震器は複数個設置して、誤作動を防止することもできる。

（３）本計画における中圧引き込みの可能性についての検討

- ・「公共性が高い」という定義として、第三者を災害時に避難者として受け入れる用意があるか否かを条件としている。
- ・敷地外の中圧管整備費用は使用者側の負担となるため、中圧管が敷地周辺まで敷設されていない地域では費用面で厳しい。
- ・中圧管であればガス導管の耐震性が高いため、災害時に 100%供給可能ということではないが、施設の防災上の役割からヒエラルキーをつけて検討する必要がある。

（４）可搬ボンベでの対応について

- ・LPG ボンベを利用して、空気を混入し、都市ガス機器に利用している事例もある。ただし、都市ガスと LPG では法体系が異なるため、これらの責任はガス事業法によりガス事業者が設置・運用する。ただし、お客さまの責任によりガス事業法外での仕様は可能である。
- ・CNG ボンベも供給可能であるが、少数生産にて価格が高価である。また、ガス事業者が取り扱う必要があり、高圧ガス保安法の規制を受ける。また、５年に一回の更新が必要となる。液体でなく、圧縮ガスとして入れ込むため、容量も小さい。

3. 7. 6 停電時の電源確保に関する検討

停電時の電源を確保するためには、以下の4ケース等の想定条件の下で、ケース毎に電源供給が可能な設備について、コスト及び日常時の活用性、さらに通信用電源だけでなく、室内環境保全（空調、換気）も含めた付加価値的要素の確保まで考慮した場合の組み合わせについて検討する。

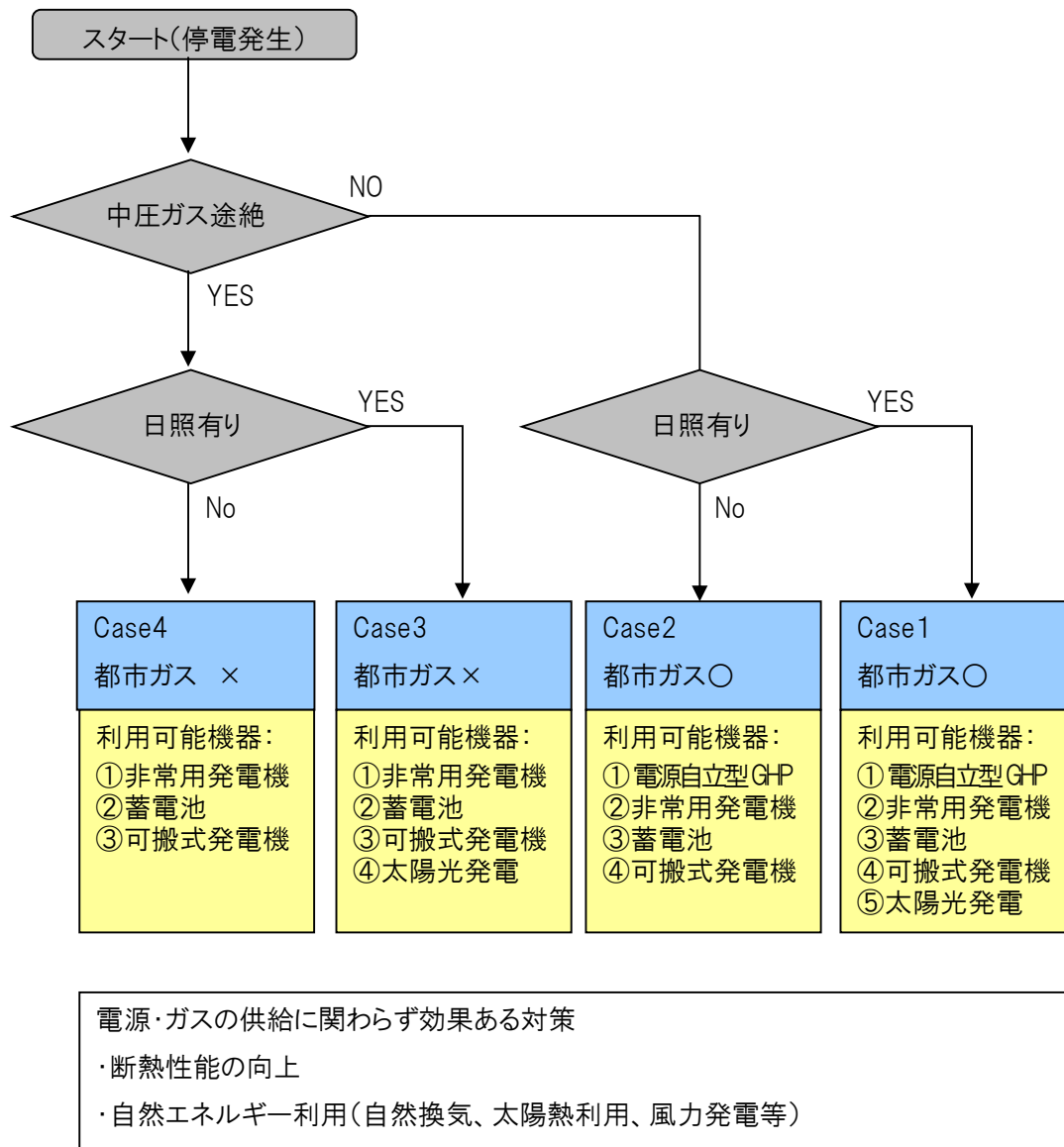


図 4-14 外部条件による電源構成の検討

表 4-21 に災害時における防災設備の機能維持性能について整理を行った。災害時において最も信頼性が高い設備は備蓄燃料で作動する非常用発電機や蓄電池であるが、これらは平常時における活用に制限があり、蓄電池等はコストが高く、使用時間の制限を受ける。

一方で、電源自立型 GHP は、低圧ガスからの供給の場合、電力途絶時には低圧ガス管も供給が途絶している可能性があり、供給が出来ないことも想定される。中圧ガス供給による電源自立型 GHP は信頼性が非常に高い。

そのため、最小限確保しなければならない電源（15 から 20kWh 程度）については、Case4 を想定して蓄電池や可搬式発電機等による確保を行う。

Case1、Case2 等については、防災機能としての付加価値と、平常時における省エネルギー効果、室内環境の向上等が図れるものとして、電源自立型 GHP 等の検討を行う。

また、断熱性向上については平常時、災害時ともに一定の効果をみることができ、広域的に避難者を受け入れることを目指す上での一つの付加価値として、重点的に整備することを目指す。

それ以外の自然換気、太陽熱利用等についても、多様な手段による冗長性の確保による施設強靱性の向上という視点から導入を検討する。

表 4-21 各防災設備の災害時における機能維持

Case				防災設備	平常時の 活用性	災害時の 信頼性	コスト	暖冷房へ の活用
1	2	3	4					
■	■			電源自立型 GHP	○	△	△	○
■		■		太陽光発電	○	△	△	×
■	■	■	■	非常用発電機（灯油）	×	○	○	×
■	■	■	■	蓄電池	△	○	×	×
■	■	■	■	可搬式発電機	×	○	△	×
■	■	■	■	建物の断熱性向上	○	○	○	○
■	■	■	■	自然換気	○	△	△	○

導入組み合わせ例：

- ・ 蓄電池：10kWh
 - ・ 非常用発電機（灯油）10kWh
 - ・ 可搬式発電機：2kWh
 - ・ 電源自立型 GHP
 - ・ 太陽光発電（晴天時の充電源）
 - ・ 建物の断熱性向上、自然換気
- 
 室配置、コスト、維持管理性よりバランスを検討

3. 8 地域活性化・地域資源活用に関する目標

(1)目標

地域コミュニティの核としての学校整備

- ・開放施設利用者と児童の動線の明確な区分に配慮する。
- ・学校開放等における開放施設とその他の施設を明確に区分し、セキュリティ確保に配慮する。
- ・導入した環境技術の「見える化」を図り、学校開放時等に施設利用者が導入した環境技術を体験するとともに、大学・企業・中核的理科教員（CST）等による科学体験活動の内容や市内の先端科学技術・製品に触れやすい計画を検討する。
- ・学校開放における騒音（体育館、音楽室の配置等）、光害が生じないように配慮する。

(2)整備上の検討項目

- ・地域資源等と連携した教育活動を行う設備・スペースを確保する。
- ・屋外運動場、体育館、特別教室や図書室等を地域に広く開放し、地域住民の交流や地域（地域資源を含む）や行政による地域課題解決に向けた多様な取組が円滑に実施できる施設整備を行う。
- ・地域資源等と連携した魅力ある教育やエコスクールの施設特性を活用した環境学習の取組等が地域に還元できる施設整備を行う。

(3)地域の課題、学校開放等における地域ニーズ、周辺地域へ波及効果を生む仕組みづくり

- ・幸市民館日吉分館においては、防音仕様の室があるため、ダンスサークルやオーケストラ等の団体が利用することが比較的多い。学習室については、様々なスポーツ、文化的活動等を行っている団体が定例的に利用している傾向がある。
- ・区役所においては、地域資源と連携した科学体験イベントやエコツアー、お年寄りや子育て世代向け講座、地域コミュニティを活性化するイベント等、地域課題解決に向けた取組を進めている。
- ・できるだけ多くの団体が利用できるような仕組みについて検討する。
- ・看護短期大学との連携による本新設小学校を活用した、日吉エリアの避難所機能の強化に向けて検討する。
- ・災害時、イベント等において必要となる、駐車スペースの確保について検討する。
- ・地域の方々が、本新設小学校の施設を活用し、エコ体験ツアーや環境対策技術等について学習する場として活用できる施設整備とする。

⇒学区を越えた地域住民の多様な活動や区の地域課題解決に向けた取組を行う場として、特別活動室をはじめ、その他の特別教室の地域開放が可能となる施設整備を目指す。あわせて適切なセキュリティ計画を検討する。

⇒開放ゾーンに断熱小窓や太陽光発電モニターを設置する等、環境学習が自然に体験できる施設整備を目指す。

⇒日吉地区の郷土の歴史や文化、地域資源の魅力を伝えるスペースを確保する施設整備を目指す。

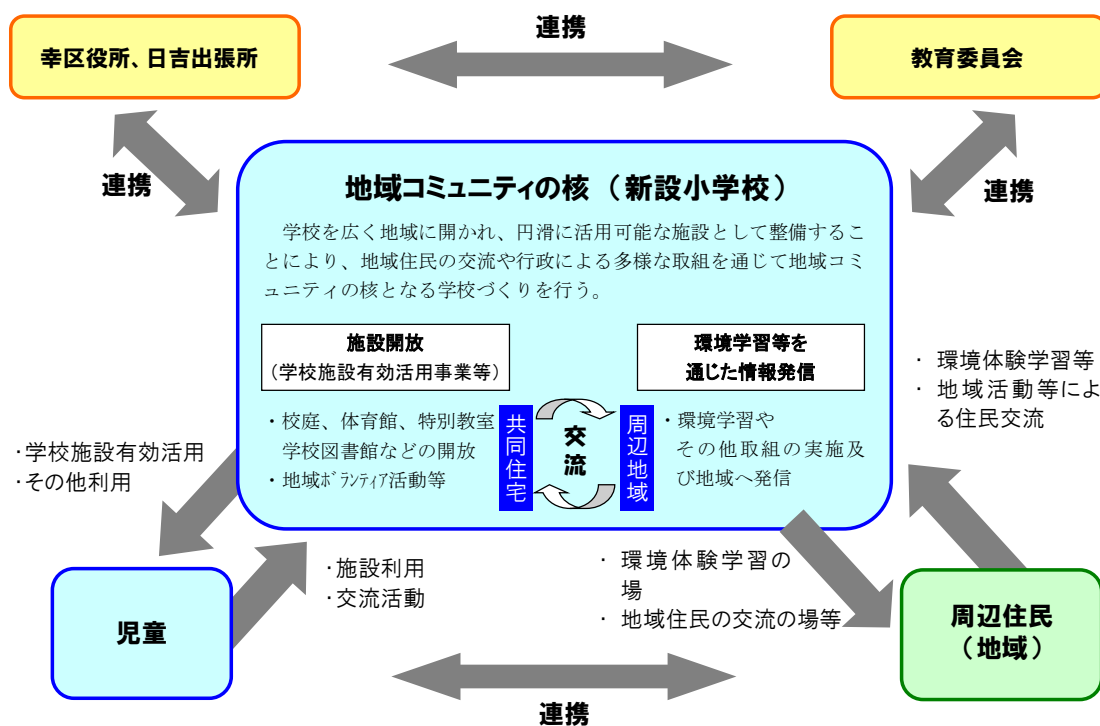


図 3-10 新設小学校を拠点とした地域活性化のイメージ図

学校施設の有効活用の概要

○本市において、学校施設を市民が利用する方法は3つある。

- ・学校施設有効活用事業（学校施設開放）
- ・学校施設目的外使用許可(教育上、公益上必要な行事等について認める一時使用)
- ・学校施設特別開放(市民館等と同等の施設整備を行った学校で施設の使用料を設定した開放)

以下、学校施設有効活用事業（学校施設開放）について概要を説明する。

○地域団体の生涯学習、市民活動等のため学校教育に支障のない範囲で学校施設を開放している。

○学校毎に PTA、青少年団体、青少年指導員、スポーツ推進委員、地域住民代表、学校教職員等で構成される学校施設開放運営委員会へ委託し、地域による管理運営を行っている。

○主な開放施設は以下のとおり（校数は令和2年度開放施設による）。

- ・校庭（夜間を除く145校）、体育館（167校）、特別教室（136校）の開放（団体利用、通年）
- ・校庭の夜間開放（7校、4月～12月、一部学校において冬季も開放）
- ・学校図書館（貸出あり10校、閲覧のみ3校）の開放（土・日曜日中心）

○特別教室等の全校開放に向けた整備や更なる利用に向けたモデル事業に取り組んでいる。

主な幸区役所主催・共催事業一覧（令和2年度）

NO.	所管課	主催・共催講座、イベント等の名称	事業内容	開催日（予定日）	開催時間	使用会場		参加（予定）人数
						会場名	必要設備・備品	
1	地域振興課	さいわいトライサイエンス実験教室	IBMと連携した小学生向け科学体験教室	11/16（火）	10：00～15：00	K2 ハウス	マイク	40人
2	地域振興課	夢こんさと	コンサート	年8回 平日	12：05～12：45	日吉出張所、市民館大会議室等	マイク・舞台	150人
3	生涯学習支援課	外国につながる子どもの学習サポート	外国につながる児童生徒の学習支援	9月～3月 毎週水曜日	15：00～17：00	東小倉小学校	机・いす・パネル	20人
4	生涯学習支援課 （日吉地区担当）	日吉のタカラモノを世代につなげる地域ネットワーク推進事業	地域団体のネットワーク作りと地域を知るための世代間交流	1月～3月 土・日曜日	10：30～15：30	日吉分館他	机・いす等	40～70人
5	高齢・障害課	ふれすこサポーター養成講座	高齢者同士の支え合いを目指しサポーター養成講座を開催する	10月～2月 平日	午後	日吉出張所 会議室	マイク・パソコン・スクリーン	70人
6	保育所等・地域連携担当	子育て支援講座	地域子育て支援センターにて土曜開所を行い、子育てを支援する	年2～3回 土曜日	午前中 （2時間程度）	地域子育て支援センター （児童館型以外）		10～20人
7	保育所等・地域連携担当	父親の教育体験講座 （パパッとサタデー）	父親の育児参加の促進	毎月1回 土曜日	午前中 （2時間程度）	公営保育園		10～20人

参考資料（平成 26 年 1 月検討資料）

以降は平成 25 年度の基本計画のうち、今回の報告書の取りまとめにあたり、状況の大きく異なる部分について、参考として添付したものである。

平成 25 年度の基本計画の検討体制として、新川崎地区新設小学校基本構想検討委員会の元、学習指導要領や川崎市教育プラン、地域特性を踏まえた特色ある教育活動を検討する「教育理念ワーキンググループ（以下、WG）」、地球環境への配慮を進め、当該新設校のゼロエネルギー化実現方策を検討する「ゼロエネルギー化推進 WG」、防災機能の充実を検討する「防災機能向上 WG」、新川崎地区の地域資源の活用や地域コミュニティの拠点としての役割等を検討する「地域活性化・地域資源活用 WG」が立ち上げられ、検討が行われた。

また、計画規模については、平成 30 年度の開校当初を 24 学級の計画とし、児童数の変動による最大 36 学級となる期間を超過密状態と想定し、あらかじめ普通教室の増築用地を計画していた。

上記の検討体制・検討内容、計画規模に基づく配置計画の考え方、打合せ記録と合わせて、当時の学校事例の視察記録等をまとめて添付している。